



アクサ生命

2024.10

ご契約のしおり・約款

ユニット・リンク保険（有期型）

読みたいページを探したい

- | | |
|----------|-------|
| ⇒ もくじ | 4 ページ |
| ⇒ 目的別もくじ | 5 ページ |

保障内容について知りたい

- | | |
|-----------|--------|
| ⇒ 主契約について | 7 ページ |
| ⇒ 特約について | 18 ページ |

保障がいつから始まるのか知りたい

- | | |
|-------------|--------|
| ⇒ 保障の開始について | 30 ページ |
|-------------|--------|

保険金などを受け取りたい

- | | |
|------------|-------|
| ⇒ 請求手続きの流れ | 1 ページ |
|------------|-------|

保険金が支払われない場合 について知りたい

- | | |
|---------------------------|--------|
| ⇒ 保険金をお支払いしない場合
などについて | 32 ページ |
|---------------------------|--------|

保険金などのご請求について

請求手続きの流れ

保険金などのお支払事由に該当した場合は、
すみやかに当社カスタマーサービスセンターまたは当社担当者まで
ご連絡ください。

カスタマーサービスセンター

0120-936-133

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)



step1

請求のご連絡



お客さま

証券番号をご確認のうえ、保険金などの受取人ご本人よりご連絡ください。

当社

ご請求にあたっての詳しいご案内や、ご請求に必要な書類をお届けいたします。

step2

必要書類のご用意、ご提出



お客さま

- お届けした書類に必要事項をもれなくご記入ください。
- 診断書などの必要書類を取りそろえてください。
- すべての書類のご用意ができましたら、返信用封筒にて当社までご提出ください。

当社

ご提出いただいた書類の確認後、保険金などをお支払いします。

step3

支払内容のご確認



お客さま

支払明細書を郵送しますので、内容をご確認ください。

▶ご連絡をされる前に

- 当社からは、以下の内容を確認させていただきます。

死亡保険金をご請求の場合

- 証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件）
- 死亡された方のお名前
- 死亡された日
- 死亡された原因（事故や病気など）
- 受取人のお名前と連絡先

など

高度障害保険金をご請求の場合など

- 証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件）
- お支払事由に該当した方のお名前
- 事故日・発病時期
- 事故内容や病名

など



受取人ご本人よりご連絡ください。

- 受取人のお名前は、保険証券に記載されています。
- 指定代理請求特約が付加されているご契約は、受取人が保険金などを請求できない事情がある場合、**指定代理請求人**が請求できます。

[ご契約のしおり参照](#) ▶ 指定代理請求特約 **20** ページ



その他お知らせ

- 診断書や公的書類のご用意に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。
- 団体取扱の場合など、ご契約によっては前記の流れに準じない場合もあります。その際には、当社担当者から折り返しご連絡いたしますので、ご了承ください。
- ご提出いただいた書類を確認した結果、ご契約前の健康状態、事故の原因などについて、詳細な事実確認（医療機関などへの確認を含みます。）をさせていただく場合があります。
- 事実確認の実施に際しては、当社または当社が委託した会社の担当者がお客様を訪問させていただきます。
- 事実確認が必要となった場合には、保険金などのお支払いまでに日数を要する場合があります。



保険金などをご請求になる権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。
ご請求のお手続きはお早めにお願いいたします。

もくじ

ご契約のしおり

	ページ	ページ
保険金などのご請求について		
請求手続きの流れ	1	ご契約の復活について 39
目的別もくじ 5		
特徴としくみ		
主契約について		未払保険料がある場合の保険金などのお取り扱い 39
ユニット・リンク保険(有期型)	7	保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い 40
特別勘定について	9	
特約について		
リビング・ニーズ特約	18	保険料のお払込みが困難になった場合について 41
指定代理請求特約	20	ご契約者に対する貸付について 43
年金払約(06)	22	ご契約の解約と払いもどし金について 44
年金払移行特約	23	終身保険への変更について 47
保険料の高額割引制度について	24	死亡保険金受取人が死亡された場合 47
保険料の払込免除について	24	保険金の受取人の変更について 48
3大疾病保険料払込免除特約	24	ご契約者へのお知らせについて 49
7大疾病保険料払込免除特約	25	特別勘定資産の正常な評価ができない場合の 特別取扱について 50
その他ご留意事項	26	諸費用について 51
お申込みにあたって		
クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など)	27	保障内容の見直しをご検討の方へ 54
告知について	28	
保障の開始について	30	
保険金のお支払いについて		
保険金の支払期限について	31	
保険金をお支払いしない場合などについて	32	
保険料について		
保険料の払込方法(経路)について	36	
保険料の払込方法(回数)について	37	
年払契約の保険料を分割し、 毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則	37	
保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効について	38	
ご契約後のお取り扱いについて		
ご契約者へのお知らせについて	49	
死亡保険金受取人が死亡された場合	47	
保険金の受取人の変更について	48	
ご契約者へのお知らせについて	49	
特別勘定資産の正常な評価ができない場合の 特別取扱について	50	
諸費用について	51	
保障内容の見直しをご検討の方へ	54	
その他生命保険に関するお知らせ		
「保険証券」のご確認について	55	
株式会社について	55	
生命保険募集人について	55	
個人情報のお取り扱いについて	56	
ご契約の際などの取引時確認について	56	
FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に ともなう手続きについて	56	
金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する 「特定投資家」の方へ	57	
ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合	58	
「生命保険契約者保護機構」について	58	
契約内容登録制度・契約内容照会制度	60	
支払査定時照会制度	61	
ご契約と税金について	62	
主な保険用語のご説明 183		

約款

64ページのもくじをご覧ください。

お申込みの経路(募集代理店など)によっては、お取り扱いのない特約などがあります。

目的別もくじ



このようなとき



このページをご覧ください

ご契約に際して

申込みを撤回したい

⇒ 27 ページ ウーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

「告知」って、なに?

⇒ 28 ページ 告知について

保障はいつから始まるの?

⇒ 30 ページ 保障の開始について

保険用語の意味を知りたい

⇒ 183 ページ 主な保険用語のご説明

保険の内容について

主契約の内容を知りたい

⇒ 7 ページ 主契約について

特約の内容を知りたい

⇒ 18 ページ 特約について

特別勘定について知りたい

⇒ 9 ページ 特別勘定について

費用について知りたい

⇒ 51 ページ 諸費用について



保険金のお支払い
などについて

保険金を受け取りたい

⇒ 1 ページ 請求手続きの流れ

保険金はいつ受け取れるの?

⇒ 31 ページ 保険金の支払期限について

保険金が支払われない
場合について知りたい

⇒ 32 ページ 保険金をお支払いしない場合
などについて



このようなとき



このページをご覧ください

保険料の払込方法を変えたい

⇒ 36
ページ

保険料の払込方法(経路)について

保険料の払込みができなかつた

⇒ 38
ページ保険料払込の猶予期間と
ご契約の無効および失効について

保険料の負担を減らしたい

⇒ 41
ページ保険料のお払込みが
困難になった場合について保険料の払込みが
免除される場合は?⇒ 24
ページ

保険料の払込免除について

住所や名前が変わった

⇒ 裏表紙

各種お手続き、お問い合わせについて

保険証券をなくした

⇒ 44
ページ

ご契約の解約と払いもどし金について

保険を解約したい

⇒ 48
ページ

保険金の受取人の変更について

受取人を変更したい

⇒ 43
ページ

ご契約者に対する貸付について

お金が必要になった

⇒ 62
ページ

ご契約と税金について

保険料や保険金にかかる
税金について知りたい

特徴としくみ

主契約について

ユニット・リンク保険(有期型)

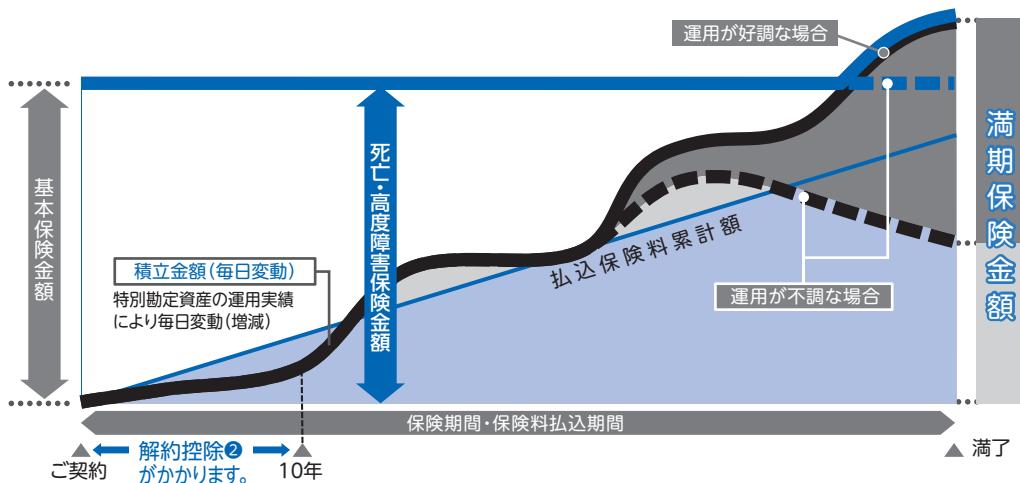
約款参照

ユニット・リンク保険(有期型)普通保険約款



- この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 死亡・高度障害保険金は、基本保険金額の最低保証があります。
- 保険期間満了時に、特別勘定資産の運用実績に応じた満期保険金をお支払いします。
- 契約者配当金①はありません。

しくみ図



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額などを保証するものではありません。

① 契約者配当金

毎年の決算によって生じる剰余金からご契約者に分配されるお金のことを行います。

②

ご契約のしおり参照

- ▶諸費用について
<解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用>

投資リスクについて



ご注意

- この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。（払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。）
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

保障内容

お支払事由	お支払金	お支払額	受取人
死亡したとき	死亡保険金	基本保険金額または死亡した日の積立金額の、いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害状態③に該当したとき	高度障害保険金	基本保険金額または高度障害状態に該当した日の積立金額の、いずれか大きい金額	被保険者
保険期間満了時まで生存したとき	満期保険金	保険期間満了日の積立金額	満期保険金受取人

③高度障害状態
 約款参照▶別表9

- 高度障害保険金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。
- ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人がご契約者である場合には、高度障害保険金の受取人はご契約者とし、ご契約者以外に変更することはできません。
- 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態に該当したときから、ご契約は消滅します。
- 死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金はそれぞれ重複してお支払いしません。

特別勘定について

特別勘定^①について

- この保険は資産運用の結果が、積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理、運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を他の資産とは独立した体制と方針にもとづき運用します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、「ユニット・リンク保険（有期型）」のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはできません。
- この保険には運用対象の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が種類および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定の資産は、それぞれ独立して管理運用されています。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。



特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

①特別勘定の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定に繰り入れる保険料について

- お払込みいただく保険料から、保険関係費^②のうちご契約の締結、維持などに必要な費用を控除した金額が、特別勘定に繰り入れられます。
- 特別勘定へ繰り入れられた金額が特別勘定で運用され、この資産から、保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用や運用関係費を差し引いて、日々の特別勘定資産が評価されます。
- 年払により保険料をお払込みいただく場合、年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。^③
- 保険料の特別勘定への繰入日は次のとおりです。

② **ご契約のしおり参照**
▶諸費用について
<保険料払込時および保険期間中にかかる費用>

③ **ご契約のしおり参照**
▶保険料の払込方法（回数）について
年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則

④ この特約の中途附加および特約のみの解約はお取り扱いしません。
 約款参照▶
保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項

⑤ 第1回保険料が口座振替により払い込まれた場合、振替日に第1回保険料のお払込みがあったものとします。（団体取扱の場合など、ご契約によっては上記と異なる場合があります。）

⑥ 【月払の場合】第1回保険料の繰入日がご契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、払込期月の到来した2回目以後の保険料は第1回保険料と同日に繰り入れます。
【年払の場合】1回目の繰入日がご契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、その月単位の契約応当日までに繰り入れるべき月払保険料は、1回目と同日に繰り入れます。

「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」^①を付加した場合

		繰入日	
【月払の場合】 第1回保険料	第1回 保険料の お払込み があった 日 ^⑤	月の初日から 15日までの場合	第1回保険料のお払込みがあった 日の属する月の翌月1日
【年払の場合】 1回目に繰り入れ る月払保険料		月の16日から 末日までの場合	第1回保険料のお払込みがあった 日の属する月の翌月16日
【月払の場合】2回目以後の保険料 【年払の場合】2回目以後に繰り入れる月払保険料			月単位の契約応当日 ^⑥

「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合

		繰入日
【月払の場合】第1回保険料 【年払の場合】1回目に繰り入れる月払保険料		ご契約日
【月払の場合】2回目以後の保険料 【年払の場合】2回目以後に繰り入れる月払保険料		月単位の契約応当日

- 3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加した場合、特別勘定で運用される金額は、3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加しない場合の金額と同額となります。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の資産運用にあたっては特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保をめざし運用します。
- 各特別勘定は主として国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託を利用して運用されており、お客様のニーズに合わせて選択、組み合わせができます。
- 特別勘定とその繰入割合はご契約者に選択、指定していただきます。
- 各特別勘定の運用方針および利用する投資信託の運用方針などは次のとおりです。
(2024年10月時点)

特別勘定名：安定成長バランス型^⑦

運用方針	主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。 基本資産配分は、日本株式20%、外国株式20%、日本債券30%、外国債券30%とし、一定の規律にしたがいリバランス ^⑧ を行います。
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.44990%程度 ^⑨

基本資産配分比率、利用する投資信託は以下のとおりです。

基本資産配分比率	利用する投資信託		
	投資信託名	運用方針	委託会社
日本株式 20%	セレクション・ジャパン・エクイティ	特別勘定：日本株式プラス型の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
外国株式 20%	アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション	特別勘定：外国株式プラス型の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
日本債券 30%	日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）に投資しベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数 ^⑩ ）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行なっています。	大和アセットマネジメント株式会社
外国債券 30%	アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス ^⑪ （除く日本））に連動した投資成果をめざします。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド

⑦ 特別勘定の運用収益の向上を目的として2024年9月初より順次「アクサ IM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド〈適格機関投資家専用〉」（変更前）から「アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション」へ変更を行う予定であり、当該変更が9月末までに完了しない場合、変更期間中は変更前の投資信託の基準価額の騰落率がユニットプライスの騰落率に影響します。

⑧ 当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

⑨ 主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

⑩ 野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の債券市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

⑪ FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

特別勘定名：積極運用バランス型①

運用方針	主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目指として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。 基本資産配分は、日本株式25%、外国株式35%、日本債券20%、外国債券20%とし、一定の規律にしたがいリバランス②を行います。
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.50355%程度③

基本資産配分比率、利用する投資信託は以下のとおりです。

基本資産配分比率	利用する投資信託		
	投資信託名	運用方針	委託会社
日本株式 25%	セレクション・ジャパン・エクイティ	特別勘定：日本株式プラス型の運用方針をご参考 ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
外国株式 35%	アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション	特別勘定：外国株式プラス型の運用方針をご参考 ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
日本債券 20%	日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）に投資しベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数④）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。	大和アセットマネジメント株式会社
外国債券 20%	アーキタス・ワールド・エッカス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク（FTSE世界債券インデックス⑤（除く日本））に連動した投資成果をめざします。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド

① 特別勘定の運用収益の向上を目的として2024年9月初より順次「アクサ IM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド（適格機関投資家専用）」（変更前）から「アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション」へ変更を行う予定であり、当該変更が9月末までに完了しない場合、変更期間中は変更前の投資信託の基準価額の騰落率がユニットプライスの騰落率に影響します。

② 当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

③ 主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。
各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

④ 野村 フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の債券市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

⑤ FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

特別勘定名：日本株式型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
日本株式 100%	国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動した投資成果をめざして運用を行います。	ブラックロック・ジャパン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.06050%程度

特別勘定名：日本株式プラス型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
日本株式 100%	セレクション・ジャパン・エクイティ	純資産価額の3分の2以上を、日本を本拠地とする、または日本の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド	投資信託の純資産額に対して 年率0.82600%程度

特別勘定名：外国株式型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
外国株式 100%	外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数⑥（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。	大和アセットマネジメント株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度

特別勘定名：外国株式プラス型⑦

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
外国株式 100%	アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション	純資産価額の3分の2以上を、主に先進国（日本除く）の規制された市場に籍を置く株式、上場株式、取引価格がある株式、または流通株式に投資することにより、分散を図ったポートフォリオのアクティブ運用による長期的な元本の増大を目的として運用を行います。ベンチマークとしてMSCIコクサイ・インデックス⑥（円ベース・税引後配当込み）を設定し、中長期で同インデックスを超える運用成果を追求します。なお、原則として純資産価額の40%程度については同インデックスの動きに連動した投資成果をめざして運用を行います。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド	投資信託の純資産額に対して 年率0.49500%程度

⑥ MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ指数/インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

⑦ 特別勘定の運用収益の向上を目的として2024年9月初より順次「アクサ IM・グローバル（日本除く）コア株式ファンド（適格機関投資家専用）」（変更前）から「アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション」へ変更を行う予定であり、当該変更が9月末までに完了しない場合、変更期間中は変更前の投資信託の基準価額の騰落率がユニットプライスの騰落率に影響します。

特別勘定名：世界株式プラス型

基本資産 配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
世界株式 100%	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	純資産価額の3分の2以上を、世界の規制市場で上場・値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。(委託会社は本ファンドの運用についてキャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー SARLを副投資マネージャーに任命しました。)	アキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド	投資信託の純資産額に対して 年率0.74300% ～0.77300% 程度①

①各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

特別勘定名：新興国株式型

基本資産 配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
新興国 株式 100%	エマージング株式インデックス・ファンド <適格機関投資家限定>	マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)②)の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.55000% 程度

②MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)」に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

特別勘定名：SDGs世界株式型

基本資産 配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
世界株式 100%	エピック・グローバル・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド	サステナブル投資に焦点を当てた積極的な分散投資のポートフォリオにより、中位以上のリスクレベルで長期的な元本の増大を目的として運用を行います。純資産価額の80%以上を実質的に株式に配分します。本ファンドは、SFDR第9条③の開示要件の対象となる金融商品です。	アキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド	投資信託の純資産額に対して 年率1.27000% 程度

③「SFDR第9条」とは、欧州連合(EU)のサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)で最も厳格な開示要件を定めるものであり、本ファンドはSFDR第9条の開示要件の対象であるため、ファンドが投資家(この場合の「投資家」は当社を指します)に対して契約前の開示でサステナブル投資をどのように達成するかを説明する必要があります。

特別勘定名：外国債券型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
外国債券 100%	外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス④（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。	大和アセットマネジメント株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度

特別勘定名：世界債券プラス型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
世界債券 100%	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイルン・グローバル・ボンド・ファンド-3	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の投資適格債（BBB格以上）を投資対象に分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本として、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	アライアンス・バーンスタイルン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.57200%程度

特別勘定名：オーストラリア債券型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
オーストラリア債券 100%	アライアンス・バーンスタイルン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建の国債、州政府債、国際機関債および事業債などの公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス⑤（円換算）をベンチマークとします。	アライアンス・バーンスタイルン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.34100%程度

④FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

⑤ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーが算出・公表する指標で、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指標です。当該インデックスに関する知的財産権およびその他一切の権利はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーに帰属します。

特別勘定名：金融市場型①

基本資産 配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
短期 金融資産 100%	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として円建の短期公社債や短期金融商品に投資し、安定した収益の確保をめざします。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して年率0.03575%～0.50600%程度②

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、当社がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することができます。

① ご注意

「金融市場型」は株価、債券価格、為替などの変動の影響を受ける可能性が低いことを想定した特別勘定です。ただし、低金利（マイナス金利を含む）環境下では、「金融市場型」の積立金の増加が期待できないだけでなく、諸費用の控除などにより積立金が減少することもあります。

②各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

運用制限

- 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令、諸規定にしたがって行います。ただし、法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、それにしたがつて特別勘定資産の運用を行います。

評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、将来変更することがあります。

	運用対象	評価方法
①	有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取り扱いが適当とされる資産	時価評価
②	①以外の資産	原価法
③	デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務	時価評価 (評価差額を損益に計上)
④	外貨建資産および負債の換算方法	期末時換算法

特別勘定の評価（ユニット方式）

- 特別勘定資産のうち個々のご契約にかかる部分を積立金といい、日々変動している積立金額を特別勘定ごとにユニットプライスとユニット数で把握します。
- ユニット数は、特別勘定繰入日③に割り当てられます。
- 積立金額は、個々の特別勘定のユニット数と、日々に定まる特別勘定ごとのユニットプライスを把握することにより、計算されます。

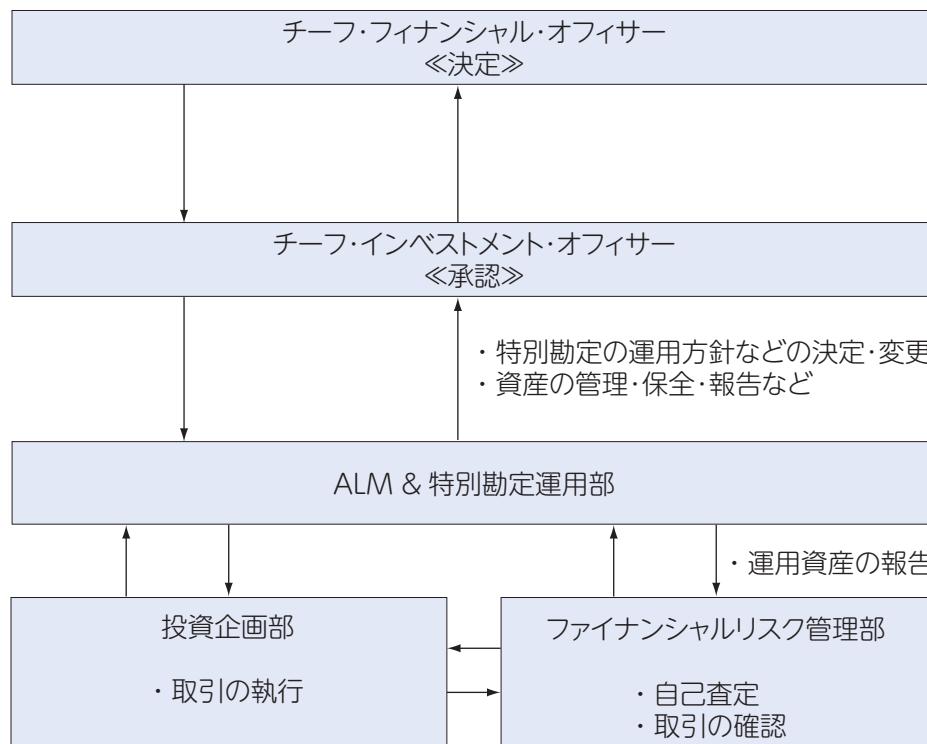
各特別勘定における積立金額	各特別勘定のユニットプライス ×各特別勘定のユニット数
ご契約ごとの積立金額	各特別勘定における積立金額の合計

③保険料（年払の場合には、月払保険料となります。）を特別勘定へ繰り入れる日のことをいいます。

[ご契約のしおり参照](#)
▶特別勘定について
特別勘定に繰り入れる保険料について

特別勘定の運用体制

- 特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。
 - ・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定・変更、また資産の管理・保全・報告などを行います。
 - ・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。



※2024年5月末現在の運用体制です。運用体制は、将来変更されることがあります。

特別勘定への繰入割合の指定と変更

- ご契約者は、ご契約の際、保険料④を繰り入れる1または2以上の特別勘定を選択することができます。^⑤
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。
- ご契約者は、ご契約時に選択された特別勘定、および指定された各特別勘定への繰入割合を、いつでも変更することができます。^⑤
- 繰入割合の変更は、受付日⑥の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料⑦から、反映されます。

④年払の場合は、月払保険料となります。

⑤選択できる特別勘定の数は当社の定める範囲に限ります。

⑥当社の本社が必要書類を受け付けた日をいいます。

⑦年払の場合は、書類受付日の属する月の直後に到来する繰入日に特別勘定に繰り入れる月払保険料となります。

[ご契約のしおり参照](#)
▶保険料の払込方法（回数）について
年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則

積立金の移転（スイッチング）

- ご契約者は、選択されている特別勘定の積立金を、他の特別勘定にいつでも移転することができます。^①
- 積立金の移転は、受付日^②の翌営業日の翌日から、効力を生じます。
- 移転の際には、所定の移転費用^③を積立金から差し引きます。
- 積立金の移転が特別勘定資産の運用における影響が大きいと当社が認めたときは、最長6カ月の範囲内で、積立金の移転を延期することがあります。

特別勘定グループについて

- この保険には複数の特別勘定グループが設定できることとなっていますが、ご契約者の利用できる特別勘定は、この保険のご契約された特別勘定グループ内のものに限られます。
- ご契約者は、この保険のご契約された特別勘定グループ内の特別勘定に、保険料^④の繰入れ、繰入割合の指定・変更または積立金の移転することができます。しかし、他の特別勘定グループの特別勘定へは、保険料の繰入れや積立金の移転をすることはできません。

①選択できる特別勘定の数は当社の定める範囲に限ります。

②当社の本社が必要書類を受け付けた日をいいます。

③  ご契約のしおり参照

▶諸費用について
<積立金の移転にかかる費用>

④年払の場合は、月払保険料となります。

特約について

リビング・ニーズ特約

 約款参照

リビング・ニーズ特約条項



余命が6ヵ月以内^⑤と判断されるときに、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、特約保険金をお支払いします。

⑤余命6ヵ月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることをいいます。

取扱内容

- 次の場合に、死亡保険金の全部または一部をお支払いします。

お支払事由	お支払金	受取人
余命が6ヵ月以内と判断されるとき	特約保険金	被保険者 ^⑥

⑥被保険者の同意を得て、受取人をご契約者にすることができます。



ご注意

- 請求日（請求書類が当社の本社、支社、営業店などに到着した日）がご契約の保険期間の満了前1年以内である場合、特約保険金はお支払いしません。
- 保険金のご請求がこの特約の保険金のお支払い前にあった場合で、その保険金が支払われるときは、特約保険金をお支払いしません。

お支払金額について

- 基本保険金額のうち、この特約の保険金受取人が指定した金額（指定保険金額）から、特約保険金の請求日より6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息と保険料を差し引いた金額をお支払いします。

$$\text{お支払金額} = \frac{\text{この特約の保険金受取人が指定した金額}}{\text{(指定保険金額)}} - \left(\frac{\text{指定保険金額に対応する6ヵ月間の利息}}{+} \frac{\text{指定保険金額に対応する6ヵ月間の保険料}}{} \right)$$

⑦貸付金がある場合には、その元利合計額を差し引いてお支払いします。

- 請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額もお支払いします。

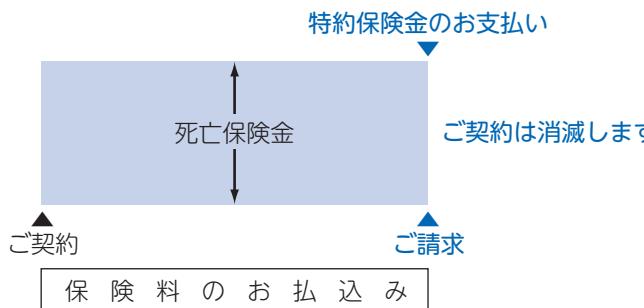
指定保険金額について

- 指定保険金額は、特約保険金のご請求の際、この特約が付加されているご契約の基本保険金額の範囲内で、この特約の受取人に指定していただきます。
- 指定保険金額の最高限度額は、同一被保険者につき通算して3,000万円^⑧です。
- この特約によるお支払いは、1契約について1回を限度とします。

⑧複数のご契約にこの特約を付加されていた場合、指定保険金額は他のご契約と通算します。

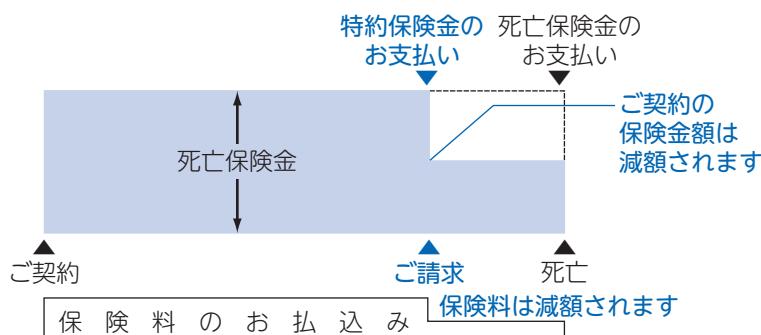
特約保険金のお支払い

死亡保険金の全部をお支払いする場合



- ご契約は特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。

死亡保険金の一部をお支払いする場合



- ご契約は指定保険金額分だけ、特約保険金の請求日にさかのぼって減額されます。
- 減額部分については、払いもどし金のお支払いはいたしません。
- ご契約が継続する部分については、引き続き保険料のお払込みが必要です。

特約が消滅する場合について

- 次のいずれかに該当した場合に、この特約は消滅します。
 - 特約保険金をお支払いしたとき
 - ご契約が消滅したとき
 - ご契約が自動払済定期保険または定額払済定期保険に変更されたとき

契約条件に関する特約(08)が付加されているご契約の場合について

- 契約条件に関する特約(08)①が付加されているご契約の場合で、保険金の削減支払の条件が適用されているときは、指定保険金額を削減してお支払いします。
- この特約の保険金の請求日における積立金額が、この特約の保険金の請求日における削減率を乗じた指定保険金額を上回る場合は、積立金額から削減率を乗じた指定保険金額を差し引いた額に、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額もお支払いします。

① 約款参照▶
契約条件に関する特約(08)条項



被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金などを請求できないときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が代わりに請求することができます。

取扱内容

- 次の場合に、受取人に代わり指定代理請求人が保険金などを請求できます。
 - 保険金などの請求を行う意思表示ができない（器質性認知症や昏睡状態など）と当社が認めた場合
 - 当社が認める傷病名（所定のガンなど）の告知を受けていない場合
 - その他上記に準じる状態であると当社が認めた場合

この特約の対象となる保険金などについて

- この特約の対象となる保険金などは、次のとおりです。
 - 被保険者と受取人が同一人である保険金など
 - 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払込みの免除

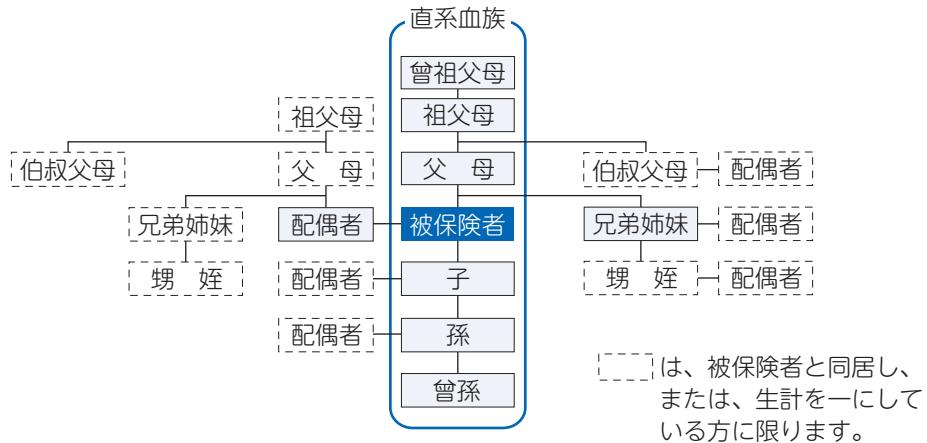
指定代理請求人について

- ご契約者は被保険者の同意を得て、次の範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、指定代理請求人は保険金などの請求時においても、次の範囲内である必要があります。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の兄弟姉妹
- (4) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (5) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている（4）以外の方で、かつ、当社が認める方
- (6) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方で、かつ、当社が認める方

※ご契約者は被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更、または、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

指定代理請求人の範囲(1)～(4)の例



代理請求人による代理請求について

- 指定代理請求人を指定されていない場合①、または指定代理請求人が意思表示できないなど指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方②が、保険金などの受取人の代理人（代理請求人）として保険金などを請求することができます。

<1>死亡保険金受取人
<2>被保険者の戸籍上の配偶者（<1>に該当する方がいないなどの場合）
<3>被保険者の3親等内の親族（<1><2>に該当する方がいないなどの場合）

①指定代理請求人が死亡している場合または請求時に指定代理請求人の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。

②請求時に、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限ります。

- 確実に保険金などをご請求いただくために、指定代理請求人を指定または変更した場合、お支払事由および代理請求ができる旨を指定代理請求人に必ずお伝えください。
- 故意に保険金などのお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方、または故意に保険金などの受取人を保険金などを請求できない状態に該当させた方は、指定代理請求人および代理請求人としてのお取り扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求人または代理請求人より請求があり保険金などをお支払いした場合、その後、重複して請求を受けても、保険金などはお支払いしません。
- ご契約者または被保険者からご契約内容についてご照会があったときは、当社は事実にもとづいて保険金などのお支払事由を回答・説明する場合があります。そのため、保険金などを請求できない事情を被保険者本人が知る場合があります。



ご注意

年金払特約(06)

約款参照

年金払特約(06)条項



保険金を年金でお受け取りになることができます。

取扱内容

年金の種類	保証期間付終身年金③ 定額型および遡増型 確定年金定額型
-------	---------------------------------

しくみ図

<保証期間(10年)付終身年金定額型の場合>



<確定年金定額型・年金支払期間10年の場合>



- この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定日⑥の基礎率⑦などにもとづいて計算した金額となります。
- 年金額が10万円未満となる場合には、年金払のお取り扱いはできません。
- この特約を適用後は、特別勘定では運用いたしません。
- この特約は、当社の定めるところによりお取り扱いします。なお、ご契約者または年金受取人よりお申出があったときに、当社がこの特約を取り扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。



ご注意

③第1回の年金支払日(年金支払開始日)における年金受取人の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。また、年金受取人が法人の場合は、お取り扱いいたしません。

④年金支払開始日以後、保証期間(10年)中に年金受取人が死亡した場合は、残存保証期間中の未払年金の現価をお支払いします。

⑤年金支払開始日以後、年金支払期間中に、年金受取人が死亡した場合は、年金支払期間中の残存支払期間の未払年金の現価をお支払いします。

⑥年金基金設定日

将来の年金のお支払いのために保険金から充当するお金のことを年金基金といい、その年金基金を設定した日を年金基金設定日といいます。

⑦基礎率

予定期率、予定死亡率などをいいます。

年金払移行特約

約款参照

年金払移行特約条項



当社所定の期間経過後、この特約を中途付加することにより、ご契約の満了までの保障に代えて、積立金などを年金払に移行することができます。

取扱内容

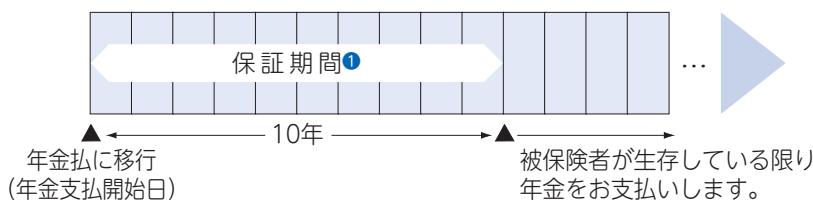
年金の種類	10年保証期間付終身年金定額型および遡増型 確定年金定額型
-------	----------------------------------

- この特約の付加により年金払に移行した場合は、次の取り扱いはいたしません。

- | | |
|------------------|----------------|
| ●死亡・高度障害保険金のお支払い | ●基本保険金額の減額 |
| ●満期保険金のお支払い | ●ご契約者に対する貸付 など |
| ●ご契約の解約 | |

しくみ図

<10年保証期間付終身年金定額型の場合>



①保証期間（10年）中に被保険者が死亡した場合は、残存保証期間中の未払年金の現価をお支払いします。

<確定年金定額型・年金支払期間10年の場合>



②年金支払期間中に、被保険者が死亡した場合は、年金支払期間中の残存支払期間の未払年金の現価をお支払いします。



ご注意

- この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日の所定の積立金額などの合計額をもとに、年金支払開始日の基礎率③などにもとづいて計算します。
- この特約を適用後は、特別勘定では運用いたしません。
- 保険料のお払込み状態によっては年金のお支払いが遅れる場合もあります。
- この特約は、当社の定めるところによりお取り扱いします。なお、ご契約者よりお申出があったときに、当社がこの特約を取り扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

③基礎率

予定利率、予定死亡率などをいいます。

保険料の高額割引制度について



ご契約の基本保険金額が当社所定の金額を上回る場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料が割り引きされます。

- 保険料は、基本保険金額が1,000万円以上の場合、割り引きされます。
- 基本保険金額の減額など、ご契約内容の変更により、基本保険金額が当社所定の金額を下回った場合には、保険料の高額割引制度が適用されなくなります。

保険料の払込免除について



次の場合、以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みを免除する場合

不慮の事故④によるケガを原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に障害状態⑤に該当したとき。

④不慮の事故

約款参照▶別表1

⑤障害状態

約款参照▶別表10

3大疾病保険料払込免除特約

約款参照

3大疾病保険料払込免除特約条項

- ご契約の際にこの特約を付加したご契約は、次の場合にも、以後の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	保険料のお払込みを免除する場合
ガン	初めてガン⑥と診断確定されたとき
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞⑦の治療を目的として次の（ア）または（イ）に該当したとき （ア）手術を受けたとき （イ）継続して5日以上の入院⑧をしたとき
脳卒中	脳卒中⑨の治療を目的として次の（ア）または（イ）に該当したとき （ア）手術を受けたとき （イ）継続して5日以上の入院⑧をしたとき

- 責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みを免除しません。
- 責任開始日から90日以内にガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除しません。ただし、責任開始日からその日を含めて90日経過後に、責任開始日から90日以内に診断確定されたガンとは因果関係のない新たなガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除します。
- 急性心筋梗塞または脳卒中を発病しただけでは、保険料のお払込みを免除しません。所定の治療を受けたときに保険料のお払込みを免除します。



ご注意

⑥ガン

約款に定める悪性新生物をいいます。

約款別表▶別表20

⑦急性心筋梗塞／脳卒中

約款別表▶別表20

⑧同一の急性心筋梗塞または脳卒中により転入院または再入院した場合、退院日の翌日から31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した1回の入院とみなします。

- 保険料のお払込みの免除の対象となる手術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
- この特約を付加した場合でも、特別勘定で運用される金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額となります。
- この特約のみの解約はお取り扱いしません。
- ご契約が自動払済定期保険、ユニット・リンク払済保険または定額払済定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。
- 7大疾病保険料払込免除特約とあわせて付加することはできません。

7大疾病保険料払込免除特約

 約款参照

7大疾病保険料払込免除特約条項

- ご契約の際にこの特約を付加したご契約は、次の場合にも、以後の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	保険料のお払込みを免除する場合
ガン①	初めてガンと診断確定されたとき
糖尿病	糖尿病を発病し、次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 糖尿病性網膜症の治療を目的として、網膜または硝子体に対する手術を受けたとき (イ) 上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として切断術②を受けたとき
高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病し、大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として手術を受けたとき
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞の治療を目的として次の（ア）または（イ）に該当したとき (ア) 手術を受けたとき (イ) 繼続して5日以上の入院③をしたとき
脳卒中	脳卒中の治療を目的として次の（ア）または（イ）に該当したとき (ア) 手術を受けたとき (イ) 繼続して5日以上の入院③をしたとき
肝硬変	次のいずれかに該当したとき (ア) 肝硬変を発病し、食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を目的として手術を受けたとき (イ) 肝硬変の治療を目的として、肝臓④の移植術⑤⑥を受けたとき (ウ) 肝硬変の治療を目的として、継続して5日以上の入院③をしたとき
慢性腎臓病	慢性腎臓病の治療を目的として、次の（ア）または（イ）に該当したとき (ア) 永続的な人工透析療法⑦を開始するための手術を受けたとき (イ) 腎臓④の移植術⑤⑥を受けたとき

対象となる疾病などについて、詳しくは約款別表23をご参照ください。

①ガン
約款に定める悪性新生物をいいます。

 約款別表▶別表23

②切断術
 約款参照▶別表24

③同一の急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変により転入院または再入院した場合、退院日の翌日から31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した1回の入院とみなします。

④人工臓器を除きます。

⑤臓器の移植に関する法律に沿った受容者を対象とした手術に限ります。

⑥移植術
 約款参照▶別表24

⑦人工透析療法
 約款参照▶別表24



ご注意

- 責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みを免除しません。
- 責任開始日から90日以内にガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除しません。ただし、責任開始日からその日を含めて90日経過後に、責任開始日から90日以内に診断確定されたガンとは因果関係のない新たなガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除します。
- 糖尿病、高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎臓病を発病しただけでは、保険料のお払込みを免除しません。所定の治療を受けたときに保険料のお払込みを免除します。

- 保険料のお払込みの免除の対象となる手術、切断術または移植術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
- この特約を付加した場合でも、特別勘定で運用される金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額となります。
- この特約のみの解約は取り扱いません。
- ご契約が自動払済定期保険、ユニット・リンク払済保険または定額払済定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。
- 3大疾病保険料払込免除特約とあわせて付加することはできません。

その他ご留意事項

- 当社は、このご契約の給付にかかる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって3大疾病保険料払込免除特約および7大疾病保険料払込免除特約の特約条項（保険料の払込免除事由に関するものに限ります。）を変更することがあります。

お申込みにあたって

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

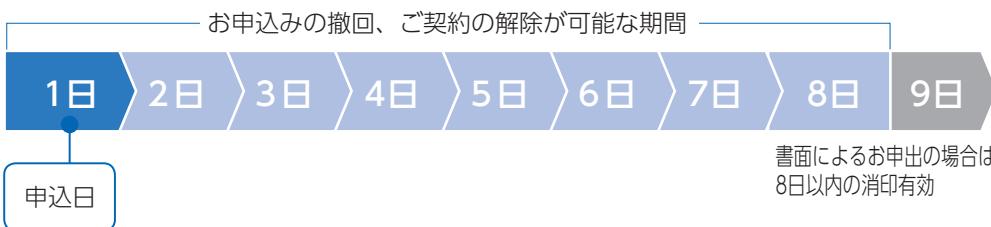


申込者またはご契約者は、書面・当社ホームページ①でのお申出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

① <https://www.axa.co.jp/>

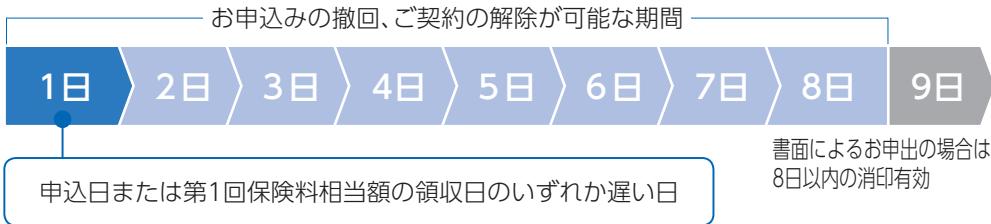
「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合

- ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。



「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合

- ご契約の申込日または第1回保険料相当額②の領収日③のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。



② 第1回保険料を含みます。

③ クレジットカードにより第1回保険料相当額をお払込みいただく場合は、当社がクレジットカードの有効性などの確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾したときとします。

- お申込みの撤回またはご契約の解除をされた場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
- お申込みの撤回またはご契約の解除のお申出時に保険金などのお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回またはご契約の解除の効力は生じません。④
- 次の場合には、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取り扱いができません。
 - 当社指定の医師の診査が終了した場合
 - 債務履行の担保のための保険契約である場合
 - 既契約の内容変更の場合
 - ご契約者が団体で、一括式の保険証券を発行する場合

④ お申込みの撤回またはご契約の解除のお申出時に、申込者またはご契約者が保険金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

書面によるお申出の場合

- 郵便により以下までお申出ください。

〒108-8020

東京都港区白金1-17-3

アクサ生命保険株式会社 契約部 宛

- 書面には下記の事項をご記入ください。

- ①お申込みの撤回などをする旨
- ②申込者またはご契約者の氏名（自署）、住所
※ご契約者が法人の場合はゴム印可
- ③申込書の押印と同一印
(申込書に押印された場合)
- ④取扱店名
- ⑤領収証番号
(第1回保険料充当金領収証を受領している場合)
- ⑥申込日、商品名
(クレジットカードにて第1回保険料相当額をお払込みになる場合)

記入例

① 申込みを撤回します。	印	③
申込者（契約者） 阿草 太郎（自署）		
② 住 所 〒100-1111 ○○県○○市○○町○-○-○		
④ 取扱店名 ○○○営業所		
⑤ 領収証番号 ○○○○○○○○		
⑥ 申込日 ○○○○年○○月○○日 商品名 ○○○○		

告知について

告知義務について



健康状態や職業については、
ありのままをお知らせください。（告知義務）

- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」^⑤で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 医師扱の場合、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭でありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

⑤当社所定の端末に表示された告知画面に入力する方法を含みます。



生命保険募集人（代理店を含みます。）は告知受領権がないため、口頭で伝えられても告知していただいたことにはなりません。

<傷病歴などがある場合>

- その内容やお申込みの保険種類によってはお引き受けすることがあります。（お引き受けできることや特別な条件^⑥をつけてお引き受けすることができます。）

<お申込内容などの確認>

- 当社の担当者または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

⑥

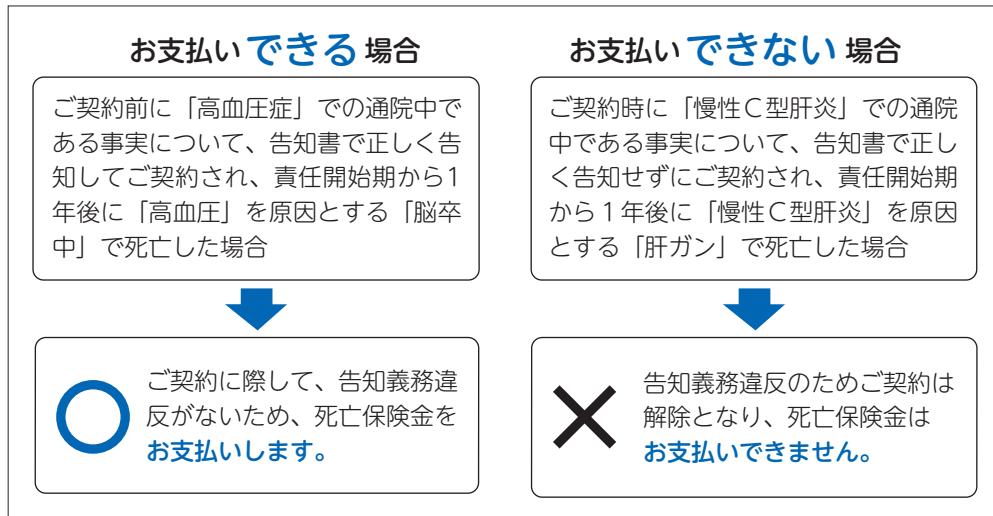
■ 約款参照▶
契約条件に関する特約(08)条項

告知義務違反について



告知内容が事実と違っていた場合には、
ご契約を解除することがあります。（告知義務違反）

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたりした場合、責任開始日（復活の場合は復活における責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
責任開始日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。



- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

- 生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告知することを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について事実を告知されなかつたまたは事実でないことを告知されたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。



重大な告知義務違反❶があった場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金のお支払いなどができないことがあります。
この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなることがあります。すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

❶重大な告知義務違反とは、現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて、故意に告知をされなかつた場合などをいいます。

保障の開始について



当社がご契約のお引き受けを承諾した場合には、第1回保険料②の払込方法などに応じて定められているときから保障が開始されます。

②第1回保険料相当額を含みます。

(1) 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」①を付加した場合

- 「当社がお申込みを受けたとき」または「告知④のとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。

(例)



③この特約の中途付加および特約のみの解約はお取り扱いしません。

約款参照▶
保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項

④診査を含みます。

(2) クレジットカードにより第1回保険料をお払込みいただく場合

- 「告知のとき」または「当社がクレジットカードの有効性などの確認⑤を行ったうえで、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾したとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。
- クレジットカードのご使用状況などの理由によりその有効性などの確認ができない場合は保障は開始されません。

(例)



⑤当社がクレジットカードの有効性などの確認を行った後でも、当社がカード会社より保険料を領収できず、かつご契約者がカード会社に対して保険料を支払っていない場合は、当社が第1回保険料を受け取ったものとはいたしません。

(1) (2) 以外の場合

- 「告知のとき」または「当社が第1回保険料を受け取ったとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。

(例)



- 団体取扱の場合など、ご契約によっては上記と異なる場合があります。
- この保険のご契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日です。
- 責任開始日からご契約日の前日までの間に保険金などのお支払事由に該当したときは、責任開始日をご契約日としてお取り扱いします。
- 契約年齢はご契約日をもって計算し、この日を保険期間の起算日とします。

保険金のお支払いについて

保険金の支払期限について



保険金①のご請求があった場合は、請求書類が当社に到着した日②の翌日から5営業日③以内に、ご指定の口座にお支払いします。

支払期限の例

ご請求に必要な書類が到着した日

お支払いする期限

- 当社にご提出いただいた書類を確認した結果、ご契約前の健康状態、事故の原因などについて、詳細な事実確認をさせていただく場合があります。
 - 事実確認を行う場合、請求書類が当社に到着した日の翌日から45日以内が保険金の支払期限となります。特別な照会や確認が必要な場合においては、それ以上の期間(180日以内)を要することがあります。^④

①満期保険金を除きます。

② 完備された請求書類
が当社に到着した日をい
います。

③営業日には、土・日・祝日・年末年始の当社休業日を含みません。



二注音

- 保険金などをお支払いするための確認などに際し、ご契約者などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかつたときは、当社は、これにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は保険金などをお支払いしません。
 - 保険料の払込免除についても上記に準じたお取り扱いとなります。

4

約款參照▶主契約 第29條

保険金をお支払いしない場合などについて



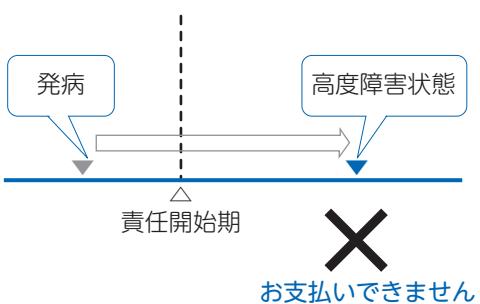
次の場合には、保険金のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

お支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 保険金は、約款に定めるお支払事由に該当しない場合はお支払いできません。
- 保険料の払込免除事由に該当しない場合には、保険料のお払込みの免除はできません。
- 責任開始期より前にすでに生じていた疾病や不慮の事故によるケガなどを原因とする場合には、高度障害保険金のお支払いおよび保険料のお払込みの免除はできません。

お支払い できない 場合

ご契約の責任開始期前に発病した「脳梗塞」で症状が進行し高度障害状態❸に該当した場合



責任開始期前に発病した疾病を原因とするため、お支払いできません。

❸高度障害状態

約款参照 ▶ 別表9



解説

- ・高度障害保険金は、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故によるケガなどを原因とする場合を、お支払いの対象としています。
- ・「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常（症状）を自覚または認識した時点をいいます。

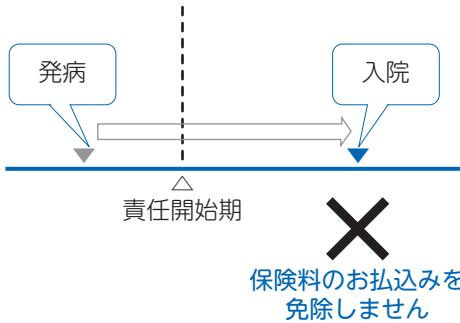
3大疾病保険料払込免除特約・7大疾病保険料払込免除特約を付加した場合

保険料のお払込みを免除 できない 場合

ご契約の責任開始期前より治療していた「脳卒中」により5日間の入院をした場合

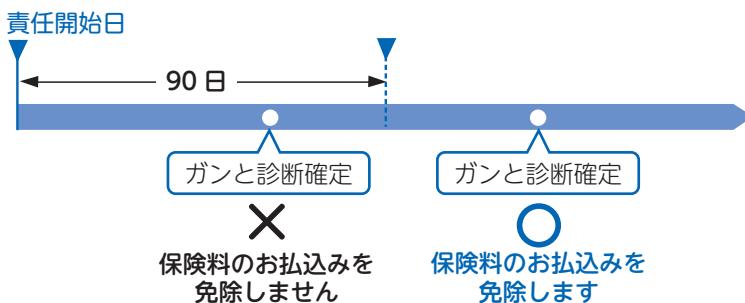


責任開始期前に発病した疾病を原因とするため、保険料のお払込みを免除しません。



- ・3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約による保険料のお払込みの免除は、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病を原因とする場合を対象としています。ただし、責任開始日から2年を経過して開始した入院・手術については、責任開始期前の疾病を原因とするものでも保険料のお払込みを免除する場合があります（ガンに関する保険料の払込免除事由を除きます。）。
- ・「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常（症状）を自覚または認識した時点をいいます。

ガンによる保険料の払込免除について



- ・3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加したご契約の場合、責任開始日からその日を含めて90日経過後に初めてガンと診断された場合に保険料のお払込みを免除します。責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みを免除しません。
- ・責任開始日から90日以内にガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除しません。ただし、責任開始日からその日を含めて90日経過後に、責任開始日から90日以内に診断確定されたガンとは因果関係のない新たなガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除します。

免責事由に該当した場合

- お支払事由や保険料の払込免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、保険金のお支払いおよび保険料のお払込みの免除はできません。
- 具体的な免責事由は次のとおりです。

保険金・ 保険料の払込免除	免責事由 (保険金をお支払いできない事由・ 保険料のお払込みを免除できない事由)
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺 ご契約者または死亡保険金受取人の故意 戦争その他の変乱① <p>※ご契約者の故意以外は、死亡した日の積立金額をご契約者にお支払いします。</p>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為 ご契約者または被保険者の故意 被保険者の犯罪行為 戦争その他の変乱①
障害状態②に該当した場合の 保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波③
リビング・ニーズ特約保険金	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意 戦争その他の変乱

①お支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合は、影響の程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。

②障害状態
 約款参照▶別表10

③障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合は、保険料のお払込みを免除することができます。

詐欺による取り消しの場合

ご契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺によりご契約を締結または復活したときは、当社は、そのご契約を取り消し、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

不法取得目的による無効の場合

ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金の請求状況などから判断して、ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結または復活したときは、そのご契約は無効とし、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

告知義務違反による契約解除の場合

告知義務違反④によりご契約が解除された場合には、保険金のお支払いまたは保険料の払込免除ができない場合があります。

この場合、払いもどし金があるときは、その払いもどし金をご契約者にお支払いします。

④告知義務違反
当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合のことをいいます。

重大事由による契約解除の場合

●重大事由によりご契約が解除された場合には、保険金のお支払いまたは保険料の払込免除はいたしません。この場合、払いもどし金があるときは、その払いもどし金をご契約者にお支払いします。

●重大事由とは以下のとおりです。

(1)	ご契約者または保険金の受取人が、死亡保険金①を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故（未遂を含みます。）を起こしたとき
(2)	ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、このご契約の保険金（死亡保険金を除き、保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故（未遂を含みます。）を起こしたとき
(3)	このご契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。）のご請求に関して、その受取人（保険料の払込免除の場合はご契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(4)	ご契約者、被保険者、保険金の受取人が、反社会的勢力②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係③を有していると認められるとき
(5)	ご契約者、被保険者または保険金の受取人に対する当社の信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする(1)～(4)に掲げる事由と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた以後に、保険金のお支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は保険金のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。すでに保険金をお支払いしていたときでも当社はその返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込免除をしていたときには、免除した保険料のお払込みがなかつたものとしてお取り扱いします。

ご契約の失効の場合

保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合には、保険金のお支払事由などが発生しても保険金のお支払いなどはできません。

第1回保険料が払い込まれないことによる無効の場合^④

「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間中に払い込まれず、ご契約が無効となった場合は、保険金のお支払いなどはいたしません。

①他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

②暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③反社会的勢力に対する資金などの提供もしろくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、ご契約者、保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による法人経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

④

■ ご契約のしおり参照
▶保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効について

保険料について

保険料の払込方法(経路)について



保険料のお払込みには次のような方法があります。

払込方法 (経路)	お取り扱い
口座振替	ご契約者が定められた当社指定の金融機関の口座から、保険料が自動的に振替えられます。 第1回保険料⑤から保険料の振替を行います。⑥ 2回目以後の保険料は、払込期月の前月中の当社指定の日⑦に振替を行います。
団体取扱	当社と団体取扱協約を締結した勤務先などの団体を経由して保険料をお払込みいただきます。⑧
送金扱	当社から送付する払込用紙にて、お近くの銀行などで保険料をお払込みいただきます。⑨
店頭扱	当社の本社または当社の指定した場所にて保険料をお払込みいただきます。
クレジットカード扱	当社指定の会社の発行するクレジットカードにより、保険料をお払込みいただきます。 第1回保険料は、当社がクレジットカードの有効性などの確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾したときに、お払込みいただきます。 2回目以後の保険料は、払込期月の前月中の当社指定の日に、お払込みいただきます。

*払込期月中にお払込みのご案内が届かなかった場合などは、お手数でも、お近くの営業店または本社までご連絡ください。



保険料の払込方法(経路)の変更を希望される場合や、転居および勤務先などの団体からの脱退などの場合は、すみやかに当社または当社担当者までお申出ください。

- 新たな払込方法(経路)に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、本社または指定した場所にてお払込みください。
- ご希望の払込方法(経路)への変更をお取り扱いできない場合があります。



保険料を当社の担当者にお払込みの場合は、必ず引き換えに当社所定の領収証をお受け取りください。

⑤第1回保険料相当額を含みます。

⑥第1回保険料を直接当社にお払い込みいただいた場合には、2回目の保険料から保険料の振替を行います。

⑦振替日が金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。

⑧領収証は、まとめて1枚を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者には領収証をお渡しません。

⑨お払込みの際の受領証は、保険料領収証の代わりとなりますから、大切に保管してください。



団体取扱のお取り扱いについて

- 団体取扱で契約できるのは、当該団体の所属員（会員、組合員を含みます。）または構成員の方のみです。
- 勤務先などの団体から脱退し、当該団体の所属員（会員、組合員を含みます。）または構成員でなくなった場合、他の払込方法（経路）への変更が必要となることがあります。
- 他の払込方法（経路）に変更した場合、以後の保険料が引き上げられることがあります。

保険料の払込方法（回数）について

月払	毎月1回、保険料をお払込みいただきます。
年払	毎年1回、保険料をお払込みいただきます。
前納	当社所定の取扱範囲内で、将来の保険料をまとめてお払込みいただきます。

年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則

- この特則は、年払により保険料をお払込みいただく場合に適用します。（以下、年払で払い込んでいただく保険料を「年払保険料」といいます。）
- 年払保険料は、月払保険料①に当社所定の係数を乗じた金額とします。
- 年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます②。
 - 特別勘定に繰り入れる際に、月払保険料から保険関係費③のうちご契約の締結、維持などに必要な費用を控除します。
- 当社所定の範囲内で、年払契約を月払契約に変更することができます。

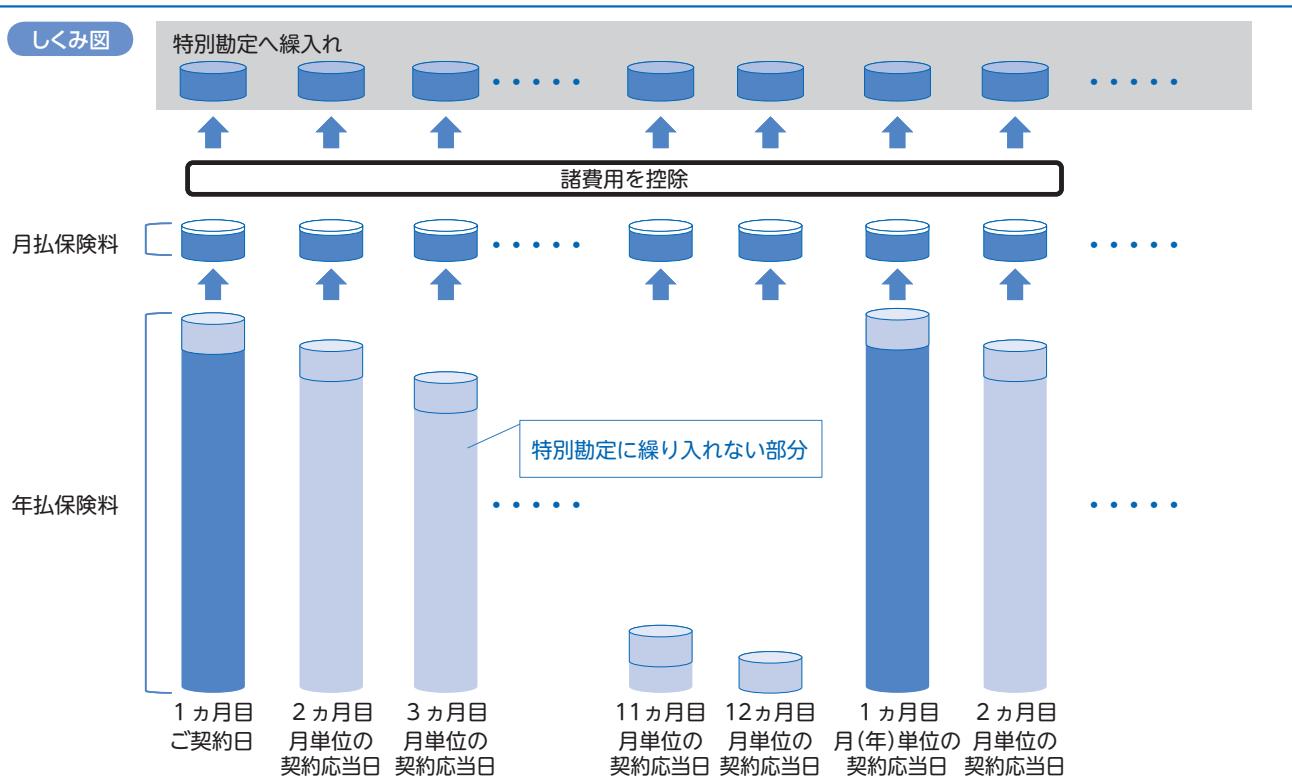
① 普通保険料率による月払契約の場合の保険料とします。

② **ご契約のしおり参照**

▶ 特別勘定について
特別勘定に繰り入れる保険料について

③ **ご契約のしおり参照**

▶ 諸費用について
<保険料払込時および保険期間中にかかる費用>



※「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加したご契約は、第1回保険料の払込日により繰入日が異なります。②

保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効について



払込期間・払込期月中にご都合がつかない場合には、猶予期間中にお払込みください。

「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」^④を付加した場合の第1回保険料の猶予期間

払込方法（回数）	猶予期間
月払・年払	第1回保険料の払込期間 ^⑤ の満了日の属する月の翌月初日から翌月末日まで

<例：4月10日が責任開始日の場合>



猶予期間中に第1回保険料が払い込まれない場合には、ご契約は無効^⑥となり、保障がなくなります。
この場合、払いもどし金などはありません。

④この特約の中途付加および特約のみの解約はお取り扱いしません。

■ 約款参照▶
保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項

⑤責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

⑥ご契約の復活のお取り扱いはありません。

2回目以後の保険料払込の猶予期間

払込方法（回数）	猶予期間
月払・年払	払込期月 ^⑦ の翌月初日から末日まで

<例：月払でご契約日が4月1日の場合>



⑦月単位（年払の場合には年単位）の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。



- 猶予期間を過ぎますと、自動払済定期保険に変更される場合を除き、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。（ご契約の失効）
- 失効になりますと、保険金のお支払事由などが発生しても保険金のお支払いなどはできません。
- 失効した場合には、ご契約者は猶予期間満了日の払いもどし金を請求することができます。

ご契約の復活について



万一、ご契約が失効した（ご契約の効力がなくなった）場合でも、
ご契約を復活させることができます。

- ご契約が失効した日から、その日を含めて3ヵ月以内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたらうえでご契約を復活させることができます。^①
- 復活の際には、あらためて告知または当社が委託した医師による診査が必要です。



健康状態などによっては復活させることができないこともあります。

①復活に関しては、当社カスタマーサービスセンターまたは当社担当者までお問い合わせください。

未払込保険料がある場合の保険金などのお取り扱い



保険金のお支払事由が発生した場合などに未払込みの保険料がある場合は、次のようにお取り扱いします。

保険金のお支払事由が発生した場合	未払込みの保険料を保険金から差し引きます。
保険料の払込免除事由が発生した場合	未払込みの保険料をお払込みいただきます。 ^②

<例：月払のご契約で4月分の保険料が未払込みの場合>



4/1から4/30までの間に、

- ・保険金のお支払事由が発生した場合 ⇒ 4月分の保険料を保険金から差し引きます。
- ・保険料の払込免除事由が発生した場合 ⇒ 4月分の保険料をお払込みいただきます。

②猶予期間満了日までに、その未払込みの保険料をお払込みいただけます。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料のお払込み免除はせず、また、このご契約は、猶予期間満了日の翌日から失効します。（「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加したご契約で、猶予期間中に第1回保険料が払い込まれない場合は、無効となります。）

保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い



年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、次のようにお取り扱いします。

- ご契約の消滅などにより、保険料のお払込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料③のうち、次に対応する保険料相当額をお支払いします。

保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数④

<例：年払のご契約>

契約応当日から5ヵ月目にご契約を解約した場合

⇒ご契約を解約した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から、7ヵ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



払込方法（回数）が月払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い」はありません。

③保険料の一部のお払込みを必要としなくなった場合は、そのお払込みを必要としなくなった部分に限ります。

④月単位で計算され、1ヵ月未満は含まれません。

ご契約後のお取り扱いについて

保険料のお払込みが困難になった場合について



保険料のお払込みが困難になったときでも、ご契約を継続させることができます。

保険料のお払込みがないまま、猶予期間を経過したとき

●自動払済定期保険への変更

- 払いもどし金がある場合、自動的に保険金額を定額とする保険料払込済の定期保険に変更①します。
- 変更後は、特別勘定での運用はいたしません。
- 変更後の保険金額は、猶予期間満了時の基本保険金額②と同額とします。
- 変更後の保険期間は、猶予期間満了時の払いもどし金③にもとづき、変更日における当社所定の率で計算します。この保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日を限度とします。④
- 変更日から3ヵ月以内かつ自動払済定期保険の保険期間中にご契約者から次のお申出があったときは、変更を行わなかったものとして、そのお申出によるお取り扱いをいたします。

- | | |
|-----|-------------|
| (1) | 未払込保険料のお支払い |
| (2) | ご契約の解約④ |

- 保険料払込年月数⑤が10年未満の場合に自動払済定期保険への変更をされる場合、払いもどし金額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。
- 契約条件に関する特約(08)⑥が付加されたご契約の場合、特別保険料の払込期間中または保険金の削減支払期間中は自動払済定期保険への変更はできません。
- 3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約が付加されたご契約の場合、自動払済定期保険へ変更されたときには、特約は消滅します。
- 変更後の保険期間が1ヵ月未満となる場合、自動払済定期保険への変更はできません。



ご注意

①変更日は、猶予期間の満了日の翌日とします。

②ご契約者への貸付金がある場合にはその元利金を差し引いた額とします。

③この限度を超えるときは、自動払済定期保険の保険期間と同一の保険期間の生存保険を付加し、被保険者が保険期間の満了時まで生存されていたときに、生存保険金を満期保険金受取人にお支払いします。

④猶予期間満了時にそのご請求があったものとしてお取り扱いします。

⑤年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

⑥

約款参照▶
契約条件に関する特約(08)条項



ご注意

この保険には、自動的に保険料を立替える制度はありません。

保険料のお払込みをやめて、ご契約を有効に続けたいとき

● ユニット・リンク払済保険への変更

- 保険料のお払込みを中止し、払いもどし金をもとにして、保険料払込済のユニット・リンク保険に変更^⑦することができます。
- 変更後も、特別勘定で運用いたします。
- 変更後の基本保険金額は、変更日前日の払いもどし金^⑧にもとづき計算します。^⑨
- 変更後の保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日までとします。
- 変更日以後その変更日の属する月の末日までの間に次の事由に該当したときは、ユニット・リンク払済保険への変更請求がなかったものとしてお取り扱いします。ただし、変更日が月単位の契約応当日の場合を除きます。

(1)	死亡したとき
(2)	お支払事由に該当し高度障害保険金が支払われるとき
(3)	免除事由に該当し保険料のお払込みが免除されるとき



ご注意

- 保険料払込年月数^⑩が10年末満の場合にユニット・リンク払済保険への変更をされる場合、払いもどし金額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。
- 契約条件に関する特約(08)が付加されたご契約の場合や保険料のお払込みが免除されたご契約の場合、または変更後の基本保険金額が50万円未満となる場合はユニット・リンク払済保険への変更はできません。^⑪
- 3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約が付加されたご契約の場合、ユニット・リンク払済保険へ変更されたときには、特約は消滅します。

● 定額払済定期保険への変更

- 保険料のお払込みを中止し、保険金額を定額とする保険料払込済の定期保険に変更^⑫することができます。
- 変更後は、特別勘定での運用はいたしません。
- 変更後の保険金額は、変更日前日の基本保険金額^⑬とします。
- 変更後の保険期間は、変更日前日の払いもどし金^⑭にもとづき、変更日における当社所定の率で計算します。この保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日を限度とします。^⑮
- 変更日以後その変更日の属する月の末日までの間に次の事由に該当したときは、定額払済定期保険への変更請求がなかったものとしてお取り扱いします。ただし、変更日が月単位の契約応当日の場合を除きます。

(1)	死亡したとき
(2)	お支払事由に該当し高度障害保険金が支払われるとき
(3)	免除事由に該当し保険料のお払込みが免除されるとき



ご注意

- 保険料払込年月数^⑩が10年末満の場合に定額払済定期保険への変更をされる場合、払いもどし金額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。
- 契約条件に関する特約(08)が付加されたご契約の場合や保険料のお払込みが免除されたご契約の場合、または変更後の保険期間が1年末満となる場合は定額払済定期保険への変更はできません。^⑯
- 3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約が付加されたご契約の場合、定額払済定期保険へ変更されたときには、特約は消滅します。

⑦ 変更日は、必要書類を当社の本社が受け付けた日の翌日とします。

⑧ ご契約者への貸付金がある場合にはその元利金を差し引いた額とします。また、年払の場合は、保険料の未経過分を含めます。

⑨ 変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を超えるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、払いもどし金のうち残額をご契約者にお支払いします。

⑩ 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

⑪ 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料(年払の場合、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の繰入日の前日までの期間は、ユニット・リンク払済保険への変更はできません。

⑫ 変更日は、必要書類を当社の本社が受け付けた日の翌日とします。

⑬ ご契約者への貸付金がある場合にはその元利金を差し引いた額とします。また、年払の場合は、保険料の未経過分を含めます。

⑭ この限度を超えるときは、定額払済定期保険の保険期間と同一の保険期間の生存保険を付加し、被保険者が保険期間の満了時まで生存されていたときに、生存保険金を満期保険金受取人にお支払いします。生存保険金額が、定額払済定期保険の保険金額を超えるときは、定額払済定期保険の保険金額と同額とし、払いもどし金のうち残額をご契約者にお支払いします。ただし、保険期間が当社の定める保険期間に満たないときは、定額払済定期保険への変更はお取り扱いできません。

⑮ 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料(年払の場合、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の繰入日の前日までの期間は、定額払済定期保険への変更はできません。

保険料の負担を軽くしたいとき

● 基本保険金額の減額

- 基本保険金額を当社所定の範囲内で減額し、保険料の負担を軽くすることができます。
- 基本保険金額の減額は、書類受付日①（減額日）の翌日から効力を生じます。
- 基本保険金額を減額される場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
- 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、減額分に対応する払いもどし金をお支払いします。
※減額部分にも解約控除がかかります。
- 減額後の基本保険金額が当社の定める限度を下回る減額はお取り扱いいたしません。
- 保険料のお払込みが免除されたご契約の場合、減額はお取り扱いいたしません。
- 払いもどし金のお支払いがこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6カ月の範囲内で、払いもどし金のお支払いを延期することがあります。



減額日における保険料払込年月数②が10年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。

①当社の本社が必要書類を受け付けた日をいいます。

②年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

ご契約者に対する貸付について



ご契約者に対する貸付制度をご利用いただけます。③

- 貸付金額はご契約の払いもどし金額の一定の範囲内です。
- 利息は当社所定の利率で計算します。④
- 貸付金の利息は、貸付日から起算して1年を経過するごと、および貸付金の返済日に、当社の定める方法により特別勘定の積立金から控除します。
- 貸付を行った場合、貸付金額とその利息のご返済があるまで、貸付金額と同額の積立金額については、特別勘定資産の運用実績にもとづく計算を行わずに、別途、当社所定の利率で計算されることになります。
- ご契約者は、いつでも、貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。
- 貸付を受けた場合と受けなかった場合とでは、お受け取りになる保険金額および払いもどし金額が異なります。
- 貸付金のお支払いが資産の運用におよぼす影響が大きいと当社が認めたときには、最長6カ月の範囲内で、貸付を行わないことがあります。
- 契約者貸付制度は、当社の定めるところによりお取り扱いします。

③詳しくは、「契約者貸付のしおり・貸付条項」をご覧ください。

④利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。



- 自動払済定期保険、定額払済定期保険に変更された後は、ご契約者に対する貸付のお取り扱いはいたしません。
- 貸付金の元利合計額が払いもどし金額を超えるときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、当社所定の金額をお払込みください。お払込みがない場合、ご契約は失効します。

ご契約の解約と払いもどし金について



ご契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。
解約された場合、払いもどし金があるときは、お支払いします。

- 解約されるとご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。^⑤
- 解約は、書類受付日^⑥（解約日）の翌日から効力を生じます。
- 払いもどし金は、解約日の積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数^⑦により計算した額となります。
- 解約控除額は保険料払込年月数、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 払いもどし金のお支払いがこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6カ月の範囲内で、払いもどし金のお支払いを延期することがあります。
- 3大疾病保険料払込免除特約および7大疾病保険料払込免除特約の払いもどし金はありません。
- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払込前のご契約には払いもどし金はありません。



ご注意

- 払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動（増減）します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額が払込保険料総額を下回る場合があります。（払いもどし金額に最低保証はありません。）
- 解約日における保険料払込年月数が10年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。

⑤解約に関しては、当社カスタマーサービスセンターまたは当社担当者までお問い合わせください。

⑥当社の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日をいいます。

⑦年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

ユニット・リンク保険（有期型）の積立金額と解約時の払いもどし金額の例

この例表の数値は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算したものであり、確定数値ではありません。実際の積立金額や払いもどし金額は、運用実績に応じて変動（増減）します。よって、この数値は、将来のお支払額をお約束するものではありません。

【ご契約例】（男性、契約年齢：30歳）

保険期間・保険料払込期間：30年満了

□座振替月払保険料：2万円、基本保険金額：957万円 の場合

(単位：万円)

経過年数	年齢	払込保険料累計	特別勘定の運用実績							
			積立金額				払いもどし金額			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1	31	24	19	20	20	20	2	2	3	3
2	32	48	38	40	41	42	23	24	26	27
3	33	72	57	60	62	65	43	46	49	52
4	34	96	75	80	85	90	63	68	73	78
5	35	120	92	100	107	116	83	90	98	106
6	36	144	109	120	131	144	101	112	123	136
7	37	168	125	139	155	173	120	134	149	167
8	38	192	141	159	180	204	137	155	176	200
9	39	216	156	179	206	236	154	177	204	235
10	40	240	171	199	232	271	171	199	232	271
15	45	360	238	297	375	478	238	297	375	478
20	50	480	295	395	541	756	295	395	541	756
25	55	600	343	493	732	1,130	343	493	732	1,130
30	60	720	388	593	957	1,633	388	593	957	1,633

(注)

- 「経過年数」は、ご契約日から起算した年数を表示しています。
- 各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。
- 運用実績は、特別勘定にかかるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用①控除後の数値を表示しています。
- 運用実績（-3%、6%）は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約時の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。
- 払いもどし金額については、解約控除額を差し引いた額を表示しています。
- 万円未満の端数は切り捨てて表示しています。

①

ご契約のしおり参照
▶諸費用について

保険金の受取人によるご契約の存続について



ご契約者の債権者などから解約の請求があつても、保険金の受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ご契約者の債権者など②によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着したときから1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて次のすべてを満たす保険金の受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ご契約者でないこと

②債権者などとは、差押権者、破産管財人などをいいます。

- 保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着したときから1ヵ月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

(1)	ご契約者の同意を得ること
(2)	解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などにお支払いすること
(3)	(2)について、債権者などにお支払いした旨を当社に対して通知すること（当社への通知も期間内に行うこと）

被保険者によるご契約者への解約の請求について



被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
 - （1）ご契約者または保険金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金などのお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - （2）保険金の受取人が保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - （3）（1）（2）のほか、ご契約者または保険金の受取人に対する被保険者の信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - （4）ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みに同意した際の事情が変化した場合
- 被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

終身保険への変更について



一定期間継続されたご契約は、特別勘定による運用を行わない
一生涯の保障に変更することができます。

- この保険（以下「変更前契約」といいます。）を、健康状態にかかわらず、保険料一時払の無配当終身保険（以下「変更後契約」といいます。）に変更することができます。^①
- 変更日は、ご契約日から当社所定の期間経過後の、次のいずれかの日となります。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 書類受付日 ^② が最終保険年度の前であるとき <ul style="list-style-type: none">• 年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日 |
| (2) | 書類受付日が最終保険年度内であるとき <ul style="list-style-type: none">• 保険期間満了日の前日 |

- 変更にあたっては、変更日前日の積立金額^③を変更後契約の責任準備金に充当します。
- 変更後契約の保険金額は、変更日前日における変更前契約の基本保険金額を限度とします。^④
- 変更前契約は、変更日前日に消滅したものとしてお取り扱いします。
- 終身保険への変更は、当社の定めるところによりお取り扱いします。

①契約条件に関する特約（08）が付加されたご契約および保険料の払込免除が行われているご契約は変更できません。

②当社の本社が必要書類を受け付けた日をいいます。

③ご契約者への貸付金がある場合にはその元利金を差し引いた額とします。

④変更日前日の積立金額のうち変更後契約の責任準備金に充当されない金額があるときは、変更前契約のご契約者に払いもどします。

死亡保険金受取人が死亡された場合

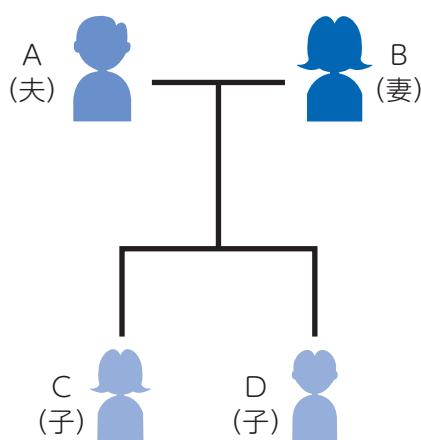


死亡保険金受取人が死亡された場合は、すみやかに当社にご連絡のうえ、新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしてください。^⑤

- 死亡保険金受取人が死亡されたとき以後、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
※死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、保険金などの受取割合は均等となります。

⑤詳しくは、当社担当者までお問い合わせいただき、裏表紙をご参照のうえ、お手続きください。

例 [ご契約者・被保険者
死亡保険金受取人 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん]



• Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

• その後、新たな死亡保険金受取人への変更が行われないまま、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡された場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合CさんとDさんの保険金などの受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。



死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡された順序などにより決まります。

保険金の受取人の変更について



ご契約者は、お支払事由が発生するまでは、保険金^⑥の受取人を変更することができます。^⑦

- 変更の方法は次のとおりです。

通知による変更

ご契約者は当社へ所定の書面にて通知することにより、保険金の受取人を変更することができます。

通知の際は、当社所定の書類をご利用ください。

^⑥高度障害保険金を除きます。

^⑦詳しくは、当社担当者までお問い合わせください。裏表紙をご参照のうえ、お手続きください。

遺言による変更

ご契約者は遺言^⑧により、保険金の受取人を変更することができます。

遺言による保険金の受取人の変更は、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の法定相続人が当社へ通知する必要があります。

^⑧遺言は、法律上有効なものに限ります。また、対象となるご契約が特定されていることが必要となります。



ご注意

保険金の受取人変更の通知が当社に到着する前に、すでに保険金が変更前の保険金の受取人に支払われている場合、変更後の保険金の受取人より保険金のご請求を受けても、保険金はお支払いしません。

ご契約者へのお知らせについて



ご契約内容などにつきましては、次の方法によりご確認いただけます。

ご契約状況のお知らせ	ご契約内容などについて、ご契約ごとに年1回お知らせします。
特別勘定の現況	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支、国内外の有価証券の明細、1事業年度における特別勘定の詳細を、年1回決算後にお知らせします。

【本社・支社備付け（閲覧）による情報提供】

決算報告書	当社の概況、業務内容、財産状況、業務の状況を示す指標、保険会社の運営、特別勘定の状況など、当社の1事業年度における決算報告が記載されます。
特別勘定の現況	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳などが記載されます。毎月作成されます。

【インターネットによる情報提供】

ご契約内容の確認①	ご契約内容などについて、ご契約ごとにお知らせします。
運用実績レポート	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳などが記載されます。毎月作成されます。
特別勘定の現況	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支、国内外の有価証券などの明細、1事業年度における特別勘定の詳細を、年1回決算後にお知らせします。
決算報告書	当社の概況、業務内容、財産状況、業務の状況を示す指標、保険会社の運営、特別勘定の状況など、当社の1事業年度における決算報告が記載されます。
ユニットプライス	特別勘定のユニットプライスを毎日更新してお知らせします。また、現在までの推移もお知らせします。

①ご契約者さま向けウェブサービス「Emma by アクサ」のご登録が必要となります。
当社ホームページ（<https://www.axa.co.jp/>）より新規登録を行ってください。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱について



戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない場合、特別なお取り扱いをします。

- 特別勘定について、取引停止期間②中、次のような特別なお取り扱いをします。③

関係するお取り扱い	特別取扱の内容
積立金の移転、特別勘定の廃止、統合または新設	<ul style="list-style-type: none"> ●積立金の移転のご請求すべてについて受付を行わず、すでに行われたその請求は、すべてなかったものとしてお取り扱いをします。 ●積立金の移転のご請求を受け付けた日の翌営業日が取引停止期間中となった場合も上記のお取り扱いをします。
ご契約のお申込み、特別勘定の指定および変更のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回保険料④を繰り入れるご契約のお申込みおよび第1回保険料のお払込みの受付を行わず、すでに行われたそのお申込みおよびお払込みは、すべてなかったものとしてお取り扱いをします。 ●第1回保険料および2回目以後の保険料⑤の繰入日が取引停止期間中となった場合も上記のお取り扱いをします。
解約、払いもどし金、基本保険金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約を解約する場合、正常な評価ができるようになった日を解約日としてお取り扱いをします。このお取り扱いがされた場合、ご契約者は、正常な評価ができるようになった日までに、解約の中止を申出することができます。 ●解約日の翌日が取引停止期間中となった場合も上記のお取り扱いをします。 ●基本保険金額の減額分については上記に準じてお取り扱いをします。
ユニット・リンク払済保険、定額払済定期保険、終身保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニット・リンク払済保険、定額払済定期保険および終身保険への変更のご請求すべてについて受付を行わず、すでに行われたそのご請求は、すべてなかったものとしてお取り扱いをします。 ●当該変更日の前日が取引停止期間中となった場合も上記のお取り扱いをします。
年金払移行特約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ●年金払移行特約の締結のご請求すべてについて受付を行わず、すでに行われたそのご請求は、すべてなかったものとしてお取り扱いをします。 ●年金払移行特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合も上記のお取り扱いをします。

②正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間のことをおいいます。

③特別取扱をした場合、当社ホームページまたは当社営業店・本社での掲示により、その旨をただちに公表します。

④年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をおいします。

⑤年払の場合は、2回目以後に繰り入れる月払保険料をおいします。

諸費用について



この保険では次の各費用をお客さまにご負担いただきます。

<保険料払込時および保険期間中にかかる費用>

以下の各費用の合計額をご負担いただきます。

保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。

保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取扱内容
(1) 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
(2) 特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.50% (0.50% / 365日) を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。 ^① また、積立金額に対して年率0.25% (0.25% / 12カ月) を乗じた金額を、月単位の契約応当日始 ^② に積立金から控除します。 ^①
(3) 基本保険金額保証に関する費用	月単位の契約応当日始 ^② に積立金から控除します。 ^①
(4) 死亡保障などに必要な費用（危険保険料）	保険料に対して0.1%～0.2%（保険料払込期間に応じます。）を乗じた金額を、特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。 ※このほか、3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用（被保険者の性別、年齢などにより異なります。）を保険料から控除します。
(5) 保険料払込免除に関する費用	①「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料（年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。）の特別勘定への繰入の際に、ご契約日から第1回保険料繰入日前までの費用として当社所定の方法で計算した金額を積立金額から控除します。 ②「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料（年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。）の繰入日の後に到来する月単位の契約応当日始とします。

※保険関係費（上表(1)～(5)）の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

※契約条件に関する特約(08)^③を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます（特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。）。特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は契約条件・特別条件承諾書でご確認ください。

③

約款参照▶
契約条件に関する特約(08)条項

運用関係費

項目	費用	ご負担いただく時期
運用 関係費	安 定 成 長：投資信託の純資産額に対して バランス型 年率0.44990%程度 ^{*1}	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積 極 運 用：投資信託の純資産額に対して バランス型 年率0.50355%程度 ^{*1}	
	日本株式型：投資信託の純資産額に対して 年率0.06050%程度	
	日本株式：投資信託の純資産額に対して プラス型 年率0.82600%程度	
	外国株式型：投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度	
	外 国 株 式：投資信託の純資産額に対して プラス型 年率0.49500%程度	
	世 界 株 式：投資信託の純資産額に対して プラス型 年率0.74300%～0.77300%程度 ^{*2}	
	新興国株式型：投資信託の純資産額に対して 年率0.55000%程度	
	S D G s：投資信託の純資産額に対して 世界株式型 年率1.27000%程度	
	外 国 債 券 型：投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度	
	世 界 債 券：投資信託の純資産額に対して プラス型 年率0.57200%程度	
	オーストラリア：投資信託の純資産額に対して 債券型 年率0.34100%程度	
	金融市場型：投資信託の純資産額に対して 年率0.03575%～0.50600%程度 ^{*3}	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2 「世界株式プラス型」の運用関係費は、各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

*3 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

<解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用>

解約控除

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

解約控除額は保険料払込年月数、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

*保険料払込年月数*が10年未満の場合、基本保険金額の減額、自動払済定期保険への変更、ユニット・リンク払済保険や定額払済定期保険への変更にも解約控除がかかります。

*早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金がまったくない場合もあります。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数

<積立金の移転にかかる費用>

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金 移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円	

*積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

*積立金移転費用は、将来変更される可能性があります。

<年金払特約（06）、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用>

項目	費用		ご負担いただく時期
年金 管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

保障内容の見直しをご検討の方へ



現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法①がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	契約転換制度 (下取り制度)	特約の中途付加	追加契約
特徴	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障内容を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。



いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて被保険者の同意および告知（または診査）が必要となります。健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

- 現在のご契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによりお引き受けをお断りする場合があります。

①それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、所定の条件を満たすことが必要です。現在のご契約の種類や内容によってはお取り扱いできない場合があります。詳しくは、当社担当者またはお近くの営業店までご相談ください。

その他生命保険に関するお知らせ

「保険証券」のご確認について

ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。

お申込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。万一、相違する点がある場合やお手元に届かない場合には、お手数ですが、当社カスタマーサービスセンターまたは当社担当者までご連絡ください。

株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人（代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
- この保険は、「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人のみが募集することができます。「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人は、一般的な生命保険募集に必要な知識のみならず、変額保険商品の特徴やしくみに関する知識を有しています。
- 当社の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関する確認をご希望の場合には、当社カスタマーサービスセンター（TEL：0120-326-513 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）までご連絡ください。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」：お客さまからの保険契約のお申込みを保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。（生命保険募集人が保険契約のお申込みを受けただけでは保険契約は成立しません。）

「代理」：お客さまからの保険契約のお申込みを生命保険募集人が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。

個人情報のお取り扱いについて

個人情報を利用する目的

- 当社では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用させていただいております。
- 保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務

当社の個人情報の取り扱いに関する「個人情報のお取り扱いについて プライバシーポリシー」は、当社ホームページ <https://www.axa.co.jp/> でご覧ください。

- 「個人情報保護法にもとづく開示等」をご請求される場合は、当社カスタマーサービスセンター（TEL：0120-914-712 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）にお問い合わせください。

ご契約の際などの取引時確認について

- 当社では、『犯罪による収益の移転防止に関する法律』にもとづいて、ご契約の際に本人特定事項（ご契約者の氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業および事業の内容などを確認（取引時確認）させていただきます。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがマネー・ローンダリングやテロリズムに対する資金供与に利用されることを防ぐことを目的としたものです。
- ご契約後におきましても、取引時確認の際に確認させていただいた本人特定事項などに変更があった場合は、当社カスタマーサービスセンター（TEL：0120-936-133 受付時間：月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）までご連絡くださいますようお願いいたします。

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて

- FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。
 - 当社は、FATCA実施に関する米国財務省最終規則^(注1)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引などをする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報などの報告を行っております。
- つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 米国財務省および米国内国歳入庁によるFATCA最終規則（2013年1月発表）

FATCAの確認手続き

お客さまが所定の米国納税義務者（米国市民、米国居住者、米国人所有の外国事業体^(注2)など）であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下の確認手続きをお願いしております。

- (注2) 「外国事業体」とは米国外の事業体、例えば日本の内国法人をいいます。
- 当社所定の書面などにより、所定の特定米国人などであることをお客さまご自身にご申告いただく必要があります。
 - 所定の特定米国人などであるかを確認するため、各種証明書類^(注3)をご提示またはご提出いただく場合があります。

(注3) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書 など

お客様が所定の特定米国人などである場合、上記に加えて、「納税者番号および宣誓の依頼書（Form W-9）兼IRSへの情報提供に係る同意書」または「W-8BEN」をご提出いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

報告対象となる米国納税義務者（特定米国人、米国人所有の外国事業体）について

以下のお客様が対象となります。

①特定米国人

- 米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例】

- 米国市民
- 米国居住者^(注4)
- 米国パートナーシップ
- 米国法人
- 米国財団
- 米国信託
- など

（注4）一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

②米国人所有の外国事業体

- 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体^(注5)をいいます。

（注5）例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

- FATCAに基づき当社が取得したお客様の個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、当社に対して、お客様を「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取り扱いするようにお申出いただくことができます。

お手続き方法や制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンターにお申付けください。当社からご案内させていただきます。詳しくは当社ホームページ（<https://www.axa.co.jp/>）をご参照ください。



法令などの規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」として取り扱う場合と「一般投資家」として取り扱う場合とで、手続きなどに相違はございません。（特定投資家に対しても一般投資家と同様の商品説明などをさせていただきます。）また、投資家区分の変更のお手続きによって、お申込みいただく保険契約の成立が遅れることがあります。

ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

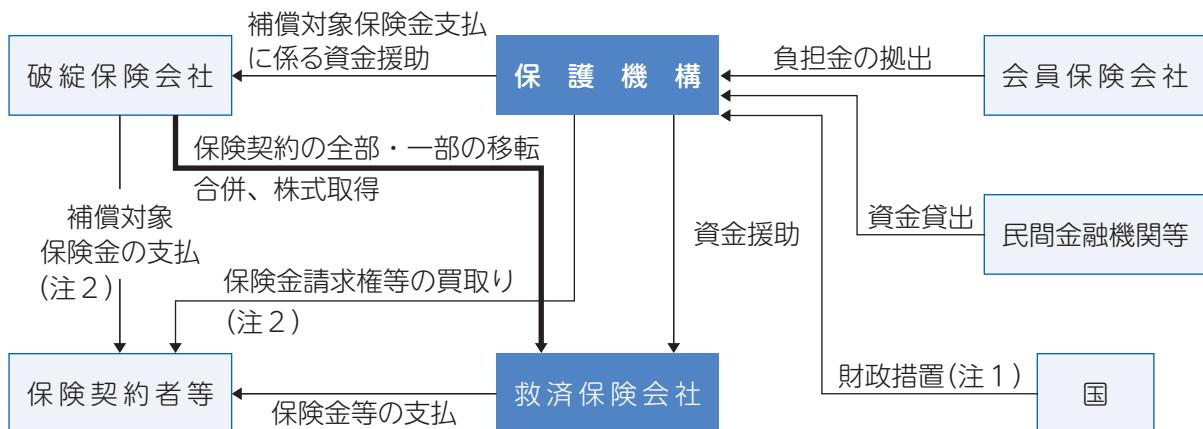
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

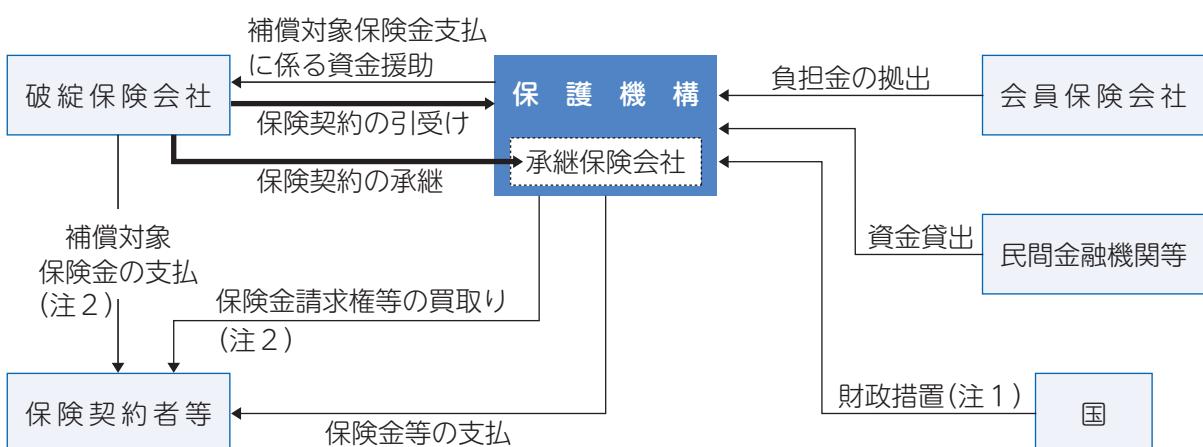
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

・しきみの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れなかった場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定期率契約については、※2に記載の率となります。)

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

※最新の内容は当社ホームページ (<https://www.axa.co.jp/>) の「生命保険契約者保護機構について」でご確認ください。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社カスタマーサービスセンター（TEL：0120-914-712 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.axa.co.jp/>) をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社カスタマーサービスセンター（TEL：0120-914-712 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.axa.co.jp/>）をご確認ください。

ご契約と税金について

生命保険料控除について

- ご契約による払込保険料（正味払込保険料）は、生命保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される場合があります。
- 生命保険料控除は、保障内容により「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」に分類されます。

生命保険料控除

- 「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、それぞれ所得税および住民税の控除額が計算されます（ただし、3つの区分の控除額を合わせて、所得税120,000円、住民税70,000円が限度です）。
- 〈所得税〉

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	正味払込保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

〈住民税〉

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	正味払込保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- 一般生命保険料控除および介護医療保険料控除は、保険金・給付金などの受取人がご契約者本人か配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- 当社が発行する「生命保険料控除証明書」は、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
- 団体取扱契約の場合は、企業・団体の担当者の認印で証明書に代える場合があります。

保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

死亡保険金をお受け取りのとき

ご契約者	被保険者	受取人	税の種類
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税（一時所得）、住民税
A	B	C	贈与税

満期保険金をお受け取りのとき

ご契約者	受取人	税の種類
A	A	所得税（一時所得）、住民税
A	B	贈与税

●保険金の非課税扱いについて

高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金などは、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする他の親族に該当する場合には全額非課税となります。

記載の税務のお取り扱いは、2024年5月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。
個別のお取り扱いについては、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

約款

もくじ

主契約(普通保険約款)

ユニット・リンク保険(有期型)普通保険約款	66
特則・特約(特約条項)	
年払契約の保険料を分割し、	
毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則	82
リビング・ニーズ特約条項	84
指定代理請求特約条項	98
年金払特約(06)条項	102
年金払移行特約条項	108
3大疾病保険料払込免除特約条項	126
7大疾病保険料払込免除特約条項	132
契約条件に関する特約(08)条項	140
保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項	144
団体取扱(第2種)特約条項	150
口座振替特約条項	156
クレジットカード払特約条項	162

ページ

別表

<別表1>対象となる不慮の事故	166
<別表2>	168
<別表9>高度障害状態	169
<別表10>障害状態	170
<別表14>対象となる感染症	171
<別表20>対象となる悪性新生物、 急性心筋梗塞、脳卒中	172
<別表21>公的医療保険制度	174
<別表22>医科診療報酬点数表	175
<別表23>対象となる悪性新生物、糖尿病、 糖尿病性網膜症、糖尿病性壞疽、 高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、 大動脈瘤、大動脈解離、食道静脈瘤、 胃静脈瘤、肝硬変、慢性腎臓病	176
<別表24>	178
備考1	179
備考2	181
身体略解図	182

ページ

ユニット・リンク保険（有定期）普通保険約款

目 次

この保険の内容

1. 特別勘定

- 第1条 特別勘定
- 第2条 特別勘定の種類
- 第3条 特別勘定の指定および変更
- 第4条 積立金
- 第5条 積立金の移転
- 第6条 特別勘定の廃止、統合または新設

2. 会社の責任開始期

- 第7条 会社の責任開始期

3. 保険金の支払、保険料の払込の免除

- 第8条 基本保険金額および保険金額
- 第9条 保険金の支払
- 第10条 保険金の支払に関する補則
- 第11条 保険金受取方法の選択
- 第12条 保険料の払込の免除

4. 契約の取消し、無効および解除

- 第13条 詐欺による取消し
- 第14条 不法取得目的による無効
- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 契約を解除しない場合
- 第18条 重大事由による解除

5. 保険料の払込

- 第19条 保険料の払込
- 第20条 保険料の払込方法（経路）
- 第21条 保険料の前納
- 第22条 保険料払込の猶予期間および契約の失効

6. 自動払済定期保険

- 第23条 自動払済定期保険

7. 契約の復活

- 第24条 契約の復活

8. 契約者配当金

- 第25条 契約者配当金

9. 解約・払いもどし金

- 第26条 解約
- 第27条 払いもどし金

10. 保険金の受取人による契約の存続

- 第28条 保険金の受取人による契約の存続

11. 保険金等の請求・支払の時期および場所

- 第29条 保険金等の請求・支払の時期および場所

12. 契約内容の変更

- 第30条 基本保険金額の減額
- 第31条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第32条 ユニット・リンク払済保険への変更
- 第33条 定額払済定期保険への変更
- 第34条 終身保険への変更

13. 保険金の受取人・契約者の変更等

- 第35条 会社への通知による保険金の受取人の変更
- 第36条 遺言による保険金の受取人の変更
- 第37条 保険金の受取人の死亡
- 第38条 契約者の変更
- 第39条 契約者・保険金の受取人の代表者
- 第40条 契約者の住所の変更

14. 契約者に対する貸付

- 第41条 契約者に対する貸付

15. 年齢の計算・年齢または性別の誤りの処理

- 第42条 年齢の計算
- 第43条 年齢または性別の誤りの処理

16. 請求手続

- 第44条 請求手続

17. 時効

- 第45条 時効

18. 管轄裁判所

- 第46条 管轄裁判所

19. 保険料一時払の契約に関する特則

- 第47条 保険料一時払の契約に関する特則

20. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱

- 第48条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱

21. 満期保険金等の請求に関する特則

- 第49条 満期保険金等の請求に関する特則
- 第50条 満期保険金等の請求
- 第51条 普通保険約款の規定の準用

[この保険の内容]

この保険は、特別勘定の運用実績にもとづき、積立金額を増減させ、将来の生活資金を効率的に形成することを目的とした保険で、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき、保険金額を支払います。
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったとき、保険金額を支払います。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存したとき、保険金額(保険期間満了日の積立金額)を支払います。
保険料の払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の障害状態になったとき、その後の保険料の払込を免除します。

1. 特別勘定

[特別勘定]

第1条 会社は、ユニット・リンク保険（有期型）契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法にもとづいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。

2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、ユニット・リンク保険（有期型）契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てるはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
3. 保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

[特別勘定の種類]

第2条 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。

2. この保険には複数の特別勘定グループが設定されており、契約者の利用できる特別勘定は契約者が契約した特別勘定グループの範囲に従うものとします。

[特別勘定の指定および変更]

第3条 契約者は、保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際に、保険料を繰り入れるべき1または2以上の特別勘定を選択することができ、また、複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。

2. 前項の金額を特別勘定へ繰り入れる日（以下「繰入日」といいます。）は、次の各号に定める日とします。
 - (1) 第1回保険料
第7条〔会社の責任開始期〕第2項に定める契約日
 - (2) 2回目以後の保険料
月単位の契約応当日
3. 契約者は、第1項の規定により選択および指定した特別勘定および各特別勘定への繰入割合を、いつでも変更することができます。
4. 前項の場合、契約者は、第44条〔請求手続〕に定める必要書類を会社の本社または指定した場所に提出してください。
5. 第3項の変更は、前項に定める必要書類を会社が受け付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から効力を生じるものとします。

[積立金]

第4条 積立金とは、特別勘定資産のうち、この契約にかかる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。

[積立金の移転]

第5条 契約者は、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。この場合、会社の定める金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。

2. 前項の積立金の移転をする場合は、第44条〔請求手続〕に定める必要書類を会社の本社または指定した場所

に提出してください。

3. 第1項の積立金の移転は、前項の書類を会社が受け付けた日の直後の営業日の翌日から効力を生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、積立金の移転が特別勘定の資産の運用におよぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長6ヵ月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。

[特別勘定の廃止、統合または新設]

- 第6条** 会社は、ユニット・リンク保険（有期型）のために設置された特別勘定を、法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となる等の理由により廃止、または2つ以上の特別勘定を統合することができます。また、将来ユニット・リンク保険（有期型）のために新たに設定された特別勘定は、その特別勘定の設定前に締結されたユニット・リンク保険（有期型）においても利用できることあります。
2. 特別勘定を廃止または統合する場合、特別勘定の廃止日または統合日の2ヵ月前までに契約者に次の各号に掲げる事項を通知します。
 - (1) 特別勘定を廃止する場合には廃止する特別勘定の名称および廃止日
 - (2) 2つ以上の特別勘定を統合する場合には統合によって廃止される特別勘定の名称および統合日
 - (3) 廃止される特別勘定から積立金を移転する特別勘定を、契約者の申出によって指定できること
 - (4) 前号の指定が廃止される特別勘定を利用している契約者によりなされなかった場合、特別勘定の廃止日をもって積立金を移転する特別勘定の名称
 3. 廃止される特別勘定を利用している契約者から特別勘定の廃止日または統合日の3営業日前までに前項第3号の申出があった場合には、特別勘定の廃止日または統合日に、廃止される特別勘定を利用している契約者が指定する特別勘定へ積立金を移転します。廃止される特別勘定を利用している契約者から特別勘定の廃止日または統合日の3営業日前までに積立金を移転する特別勘定の指定がない場合には、前項第4号により通知した会社の指定する特別勘定へ積立金を移転します。なお、この移転の回数は、前条の積立金の移転の回数には含めません。
 4. 本条の規定により積立金を移転する場合には、会社は、移転の完了について廃止される特別勘定を利用している契約者に通知します。
 5. 会社は、特別勘定の廃止日または統合日の2ヵ月前から、廃止される特別勘定への移転は取り扱わないものとします。

2. 会社の責任開始期

[会社の責任開始期]

第7条 会社は、次の時から契約上の責任を負います。

- (1) 契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
　　第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合
　　第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合は、告知の時）
2. 会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日を「契約日」とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を含めて計算します。
3. 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に、第9条【保険金の支払】に定める保険金の支払事由に該当し、かつ、その保険金が支払われることとなった場合には、前項の規定にかかわらず、会社は責任開始の日を契約日とみなして取り扱います。この場合、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば保険金とともに支払い、不足分があれば保険金から差し引きます。
4. 会社は、契約の申込を承諾したときには、保険証券を発行します。保険証券には契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

3. 保険金の支払、保険料の払込の免除

[基本保険金額および保険金額]

- 第8条** この契約の基本保険金額は、この契約の締結の際、会社の定める範囲内で契約者の申出により定めた額とします。ただし、契約締結後にその額が変更されたときは、変更後の額とします。
2. この契約の死亡保険金または高度障害保険金の保険金額は、基本保険金額または第9条【保険金の支払】に定める保険金の支払事由が発生した日の積立金額のいずれか大きい額とします。
 3. この契約の満期保険金の保険金額は、保険期間満了日の積立金額とします。

[保険金の支払]

第9条 この契約において支払う保険金は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 責任開始（復活の取扱が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始。以下同じ。）の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱。ただし、死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に別表9に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の自殺行為 (2) 契約者または被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱。ただし、高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、影響の程度に応じ、高度障害保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存したとき	保険金額	満期保険金受取人	—

2. 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

[保険金の支払に関する補則]

- 第10条** 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは死亡保険金を支払います。
2. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、高度障害保険金を支払いません。
 3. 被保険者が高度障害状態に該当し、会社が高度障害保険金を支払った場合には、その高度障害状態に該当した後に、新たに死亡保険金の支払事由または満期保険金の支払事由が生じた場合でも、これによる死亡保険金または満期保険金は支払いません。
 4. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 5. 免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われない場合は、会社は、被保険者が死亡した日の積立金額（前項の場合には、契約のうち故意に被保険者を死亡させた死亡保険金受取人の受取割合に対応する部分の積立金額）を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
 6. 前条の規定にかかわらず、契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が契約者である場合には、高度障害保険金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。
 7. 被保険者が回復の見込の有無を除いては高度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間満了の日において、その回復の見込が明らかでないことにより高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し保険期間満了後180日以内に回復の見込がないことが明らかになったとき、また

は、保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したときは、保険期間満了の日に高度障害保険金の支払事由に該当していたものとみなして高度障害保険金を支払います。ただし、すでに満期保険金を支払っている場合は本項の取扱は行いません。

8. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの契約は消滅したものとします。
9. 責任開始期前に発病した疾病を原因として、高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして、前条および本条の規定を適用し、高度障害保険金を支払います。
 - (1) この契約の締結または復活の際に、その疾病的告知があったとき
 - (2) その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者が次の（ア）および（イ）のすべてを満たすとき。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していたときを除きます。
 - (ア) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (イ) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

[保険金受取方法の選択]

第11条 契約者（保険金の支払のときは保険金の受取人）は、保険金の一時受取に代えて、会社の定める取扱範囲で、年金払特約による受取方法を選択することができます。

[保険料の払込の免除]

第12条 この契約の保険料の払込の免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合（以下「免除事由」といいます。）	払込を免除する保険料	免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が責任開始期以後に発生した別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表10に定める障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、別表10に定める障害状態に該当したときを含みます。	免除事由に該当した時の直後に到来する払込期月以後の保険料	次のいずれかにより免除事由に該当したとき (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、別表10に定める障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎によぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することができます。

2. 保険料の払込が免除された場合には、以後の払込期月の契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された契約については、契約内容の変更に関する規定を適用しません。
4. 保険料の払込を免除したときは保険証券に裏書きします。

4. 契約の取消し、無効および解除

[詐欺による取消し]

第13条 契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により契約を締結または復活したときは、会社は、その契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払いもどしません。

[不法取得目的による無効]

第14条 契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結または復活したときは、その契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払いもどしません。

[告知義務]

第15条 会社が、契約の締結または復活の際、保険金（満期保険金を除きます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末に表示された告知画面に入力する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

[告知義務違反による解除]

第16条 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合は、会社は、契約を将来に向って解除することができます。

2. 会社は、保険金（満期保険金を除きます。以下本条において同じ。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によって契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、または保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者の住所不明等正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. この契約を解除した場合、払いもどし金があるときは、被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の第23条〔自動払済定期保険〕第5項、第27条〔払いもどし金〕、第32条〔ユニット・リンク払済保険への変更〕第7項または第33条〔定額払済定期保険への変更〕第6項の規定による払いもどし金を契約者に支払います。

[契約を解除しない場合]

第17条 会社は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定による契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者が、契約者または被保険者が第15条〔告知義務〕の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
 - (5) 責任開始の日からその日を含めて2年以内に死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じなかつたとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、契約者または被保険者が、第15条〔告知義務〕の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

[重大事由による解除]

第18条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向って解除することができます。

- (1) 契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、この契約の保険金（死亡保険金を除き、保険料の払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この契約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。）の請求に関し、保険金の受取人（保険料の払込の免除の請求の場合は契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、または保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者の住所不明等正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. この契約を解除した場合、払いもどし金があるときは、第16条【告知義務違反による解除】第5項の規定を準用して、その払いもどし金を契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用して保険金を支払わないときは、この契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払いもどし金を契約者に支払います。

5. 保険料の払込

〔保険料の払込〕

- 第19条** 契約者は、2回目以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第20条【保険料の払込方法（経路）】第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで（以下「払込期月」といいます。）に払い込んでください。
2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに契約が消滅した場合または保険料の払込の必要がなくなった場合には、その保険料を契約者（保険金の支払のときは保険金の受取人）に払いもどします。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、契約者は未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については第22条【保険料払込の猶予期間および契約の失効】の規定を準用します。

〔保険料の払込方法（経路）〕

- 第20条** 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 会社の本社または指定した場所に持参して払い込む方法
(2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(3) 会社の派遣した集金人に払い込む方法（契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
(4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に、団体取扱に関する協約が締結されている場合に限ります。）
2. 前項第3号の方法による場合、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第22条【保険料払込の猶予期間および契約の失効】に定める猶予期間内に会社の本社または指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料の払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
3. 前項の場合、猶予期間内に未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
4. 契約者は、会社の定める取扱範囲で、第1項各号の保険料の払込方法を変更することができます。
5. 保険料の払込方法が第1項第3号、第4号または第5号による場合、それについて会社が定めた取扱範囲または取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は他の払込方法に変更してください。この場合、他の払込方法に変更するまでの間、保険料は、会社の本社または指定した場所に払い込んでください。

[保険料の前納]

第21条 契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来の保険料を前納することができます。

2. 会社は、次の場合に前納保険料の残金があれば、その元利金を契約者（保険金の支払のときは保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 契約が消滅したとき
 - (2) 保険料の払込を免除したとき
 - (3) 基本保険金額を減額したとき
 - (4) ユニット・リンク払済保険または定額払済定期保険に変更したとき
3. 前納保険料のうち払込期月が到来していない分の金額については、特別勘定による運用はしません。

[保険料払込の猶予期間および契約の失効]

第22条 2回目以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。

2. 猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、契約は、第23条〔自動払済定期保険〕の規定により自動払済定期保険に変更される場合を除き、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、未払込保険料（その時までに払込期月が到来しており、かつ、その払込期月内に払い込まれていない保険料のことをいいます。以下同じ。）を支払うべき保険金額から差し引きます。
4. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料の払込は免除せず、契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
6. 第2項または前項の規定により、契約が失効した場合には、契約者は、猶予期間の満了日の払いもどし金を請求することができます。

6. 自動払済定期保険

〔自動払済定期保険〕

第23条 会社は、猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、この契約に払いもどし金（第41条〔契約者に対する貸付〕の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）があるときは、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、会社の定める取扱範囲で、自動的に保険金額を定額とする次の各号に定める内容の払済定期保険（以下「自動払済定期保険」といいます。）に変更します。この場合、自動払済定期保険は猶予期間の満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を自動払済定期保険への変更日といいます。

- (1) 保険金額は、猶予期間満了時の基本保険金額（第41条の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）とします。
 - (2) 保険期間は、猶予期間満了時の払いもどし金（第41条の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）にもとづき、変更日における会社の定める率で計算します。
 - (3) 前号の保険期間がもとの契約の保険期間満了の日をこえるときは、これをその満了の日までとし、自動払済定期保険と保険期間を同じくする定額の生存保険を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存していたときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
2. 自動払済定期保険に変更されたときは、契約者に通知します。
 3. 自動払済定期保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。
 4. 第10条〔保険金の支払に関する補則〕第5項の規定は、「積立金額」とあるのを「責任準備金」と読み替えて本条の場合に適用します。
 5. 契約者は将来に向ってこの自動払済定期保険を解約することができます。この場合の払いもどし金は、その契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した払いもどし金とします。
 6. 自動払済定期保険への変更日から3ヵ月以内、かつ、自動払済定期保険の保険期間内に契約者から次の申出があったときは、会社は、自動払済定期保険への変更を行なわなかったものとして、その申出による取扱を行ないます。この場合、第2号の申出については、猶予期間満了時にその請求があったものとして取り扱います。
 - (1) 未払込保険料の支払
 - (2) 契約の解約
 7. 第1項の規定にかかわらず、この契約に契約条件に関する特約（08）を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動払済定期保険への変更を取り扱いません。

7. 契約の復活

[契約の復活]

第24条 契約者は、猶予期間満了日の翌日（第41条【契約者に対する貸付】第6項の規定により効力を失った場合はその日）から起算して3ヵ月以内ならば、第44条【請求手続】に定める必要書類を会社の本社または会社の指定した場所に提出して契約の復活を請求することができます。ただし、第22条【保険料払込の猶予期間および契約の失效】第6項、第23条【自動払済定期保険】第5項、第26条【解約】、第32条【ユニット・リンク払済保険への変更】第7項または第33条【定額払済定期保険への変更】第6項の規定により払いもどし金を請求した場合には、契約を復活することはできません。

2. 契約を復活する際の保険金額は、延滞保険料が払い込まれたものとして計算した保険金額とします。
3. 会社がこの契約の復活を承諾したときは、契約者は、延滞保険料を会社の指定した日までに払い込んでください。また、第41条【契約者に対する貸付】第6項の規定によって効力を失った契約を復活させる場合には、別に会社の定める金額を払い込んでください。
4. 第7条【会社の責任開始期】の規定は、本条の場合に準用します。
5. 契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を発行しません。

8. 契約者配当金

[契約者配当金]

第25条 この契約については、契約者配当金はありません。

9. 解約・払いもどし金

[解約]

第26条 契約者は、いつでも将来に向って、契約を解約することができます。この場合、払いもどし金があるときは、その払いもどし金を契約者に支払います。

2. 前項の場合、契約者は、第44条【請求手続】に定める必要書類を会社に提出してください。契約の解約は、当該書類を会社が受け付けた日（以下「解約日」といいます。）の翌日から効力を生じるものとします。

[払いもどし金]

第27条 払いもどし金額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 基本保険金額について、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の場合にはその経過した年月数により計算した額
 - (2) 解約日の積立金額から、基本保険金額を支払うために必要な金額を差し引いた額
2. 第29条【保険金等の請求・支払の時期および場所】第3項の規定は、本条の場合に準用します。
 3. 前項の規定にかかわらず、払いもどし金の支払がこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長6ヵ月の範囲内で、払いもどし金の支払を延期することができます。この場合、払いもどし金に会社の定める率で計算した利息を付けて支払います。

10. 保険金の受取人による契約の存続

[保険金の受取人による契約の存続]

第28条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金、高度障害保険金または満期保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人、高度障害保険金の受取人または満期保険金受取人に支払います。

11. 保険金等の請求・支払の時期および場所

[保険金等の請求・支払の時期および場所]

- 第29条 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 契約者または保険金の受取人は、すみやかに第44条「請求手続」に規定する必要書類を提出して保険金または保険料の払込の免除を請求してください。
 3. 保険金は、前項の請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または指定した場所で支払います。
 4. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金（満期保険金を除きます。以下本号および第2号において同じ。）の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) 本普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第18条〔重大事由による解除〕第1項第4号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
 5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
 7. 第2項により保険料の払込の免除の請求を受けた場合、会社は、前4項の規定を準用します。
 8. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、会社は、契約者または保険金の受取人に通知をします。

12. 契約内容の変更

[基本保険金額の減額]

- 第30条 契約者は、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 前項の場合、第44条「請求手続」に定める必要書類を会社に提出してください。基本保険金額の減額は、当該書類を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとします。
 3. 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
 4. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱い、その減額した部分に対する払いどし金は、第27条〔払いどし金〕の規定を準用し、また保険料払込期間中の場合には、将来の保険料を改めます。
 5. 基本保険金額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

[保険料払込方法（回数）の変更]

第31条 保険料払込方法（回数）の変更はできません。

[ユニット・リンク払済保険への変更]

第32条 契約者は、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、次の各号に定める内容の保険料払済のユニット・リンク保険（有期型）（以下「ユニット・リンク払済保険」といいます。）に変更することができます。

- (1) 保険期間はもとの契約の保険期間満了の日までとします。
- (2) 基本保険金額は、第2項に定める変更日の前日の払いもどし金（第41条〔契約者に対する貸付〕の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）にもとづき計算します。
- (3) 前号の基本保険金額が、変更前の基本保険金額（第2項に定める変更日の前日の基本保険金額をいいます。以下本号において同じ。）をこえるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、前号の払いもどし金のうち、残額を契約者に支払います。
2. 契約者がユニット・リンク払済保険への変更をするときは、第44条〔請求手続〕に定める必要書類を会社の本社または指定した場所に提出してください。ユニット・リンク払済保険への変更は、当該書類を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとし、本条においてこの日を「変更日」といいます。
3. 会社が必要書類を受け付けた日の前日の払いもどし金にもとづき第1項第2号の規定によって計算した基本保険金額が会社の定める基本保険金額に満たないときは、ユニット・リンク払済保険への変更を取り扱いません。
4. 会社は、ユニット・リンク払済保険への変更をしたときは、保険証券に裏書します。
5. ユニット・リンク払済保険に変更後も、特別勘定による運用を行ないます。
6. 契約者は、ユニット・リンク払済保険に変更後であっても、払いもどし金がある場合には、会社の定める取扱範囲で契約者に対する貸付を受けることができます。
7. 契約者は将来に向ってこのユニット・リンク払済保険を解約することができます。この場合の払いもどし金は、第27条〔払いもどし金〕の規定を準用します。
8. 被保険者が、ユニット・リンク払済保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間に次の各号の事由に該当したときは、会社は、ユニット・リンク払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
 - (3) 被保険者が免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除されるとき
9. 第10条〔保険金の支払に関する補則〕第5項の規定は、本条の場合に準用します。

[定額払済定期保険への変更]

第33条 契約者は、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、保険金額を定額とする次の各号に定める内容の払済定期保険（以下「定額払済定期保険」といいます。）に変更することができます。

- (1) 保険金額は、第2項に定める変更日の前日の基本保険金額（第41条〔契約者に対する貸付〕の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）とします。
- (2) 保険期間は、第2項に定める変更日の前日の払いもどし金（第41条の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）にもとづき、変更日における会社の定める率で計算します。
- (3) 前号の保険期間が変更前の保険期間をこえるときは、これをその保険期間までとし、定額払済定期保険と保険期間と同じくする定額の生存保険を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存していたときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。ただし、生存保険金額が第1号の保険金額をこえるときは、当該保険金額と同額とし、前号の払いもどし金のうち、残額を契約者に支払います。
2. 契約者が定額払済定期保険への変更をするときは、第44条〔請求手続〕に定める必要書類を会社の本社または指定した場所に提出してください。定額払済定期保険への変更は、当該書類を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとし、本条においてこの日を「変更日」といいます。
3. 会社が必要書類を受け付けた日の前日の払いもどし金にもとづき第1項第2号の規定によって計算した保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、定額払済定期保険への変更を取り扱いません。
4. 会社は、定額払済定期保険への変更をしたときは、保険証券に裏書します。
5. 被保険者が、定額払済定期保険への変更日以後変更日の属する月の末日までの間に次の各号の事由に該当したときは、会社は、定額払済定期保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき

- (2) 被保険者が支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
 - (3) 被保険者が免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除されるとき
6. 第23条〔自動払済定期保険〕第3項、第4項および第5項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、「自動払済定期保険」とあるのは、「定額払済定期保険」と読み替えます。

[終身保険への変更]

- 第34条** 契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、この保険（以下本条において「変更前契約」といいます。）の全部を会社の認める保険料一時払の終身保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。
- 2. 前項の場合、第44条〔請求手続〕に定める必要書類を会社の本社または指定した場所に提出してください。
 - 3. 第1項の規定による変更をする日は、契約日以後会社所定の期間経過後に到来する年単位の契約応当日のうちから、契約者が指定した日（以下本条において「変更日」といいます。）とします。この場合、会社の定める方法により、変更日の前日の積立金額（第41条〔契約者に対する貸付〕の規定による契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額。以下本条において同じ。）を変更後契約の責任準備金に充当します。
 - 4. 最終保険年度内に第2項の必要書類を受け付けたときは、保険期間満了日の前日（契約日以後会社所定の期間を経過していることを要します。）を変更日として前項の規定を適用します。
 - 5. 変更後契約の保険金額は、変更日の前日における変更前契約の基本保険金額を限度とします。
 - 6. 第1項の規定にかかわらず、契約条件に関する特約（08）が付加されているときは、本条の変更是取り扱いません。
 - 7. 変更後契約に対しては変更日現在の普通保険約款を適用し、その保険料は変更日現在の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 - 8. 会社は、変更日から変更後契約の責任を負います。ただし、次の各号の場合は、変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、それぞれに定める取扱をします。
 - (1) 変更後契約の死亡保険金の支払に際し、被保険者が自殺した場合の免責期間の適用については、変更前契約の責任開始の日から継続していたものとみなします。
 - (2) 被保険者が、変更前契約の責任開始期以後、変更後契約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、変更後契約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、変更後契約の高度障害保険金を支払います。
 - 9. 本条の変更を行なった場合、変更前契約は変更日の前日に消滅したものとします。この場合、変更日の前日の積立金額のうち変更後契約の責任準備金に充当されない金額があるときは、変更前契約の契約者に払いもどします。

13. 保険金の受取人・契約者の変更等

[会社への通知による保険金の受取人の変更]

- 第35条** 契約者は、保険金（高度障害保険金を除きます。以下本条において同じ。）の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金の受取人を変更することができます。
- 2. 前項の通知が会社に到着する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

[遺言による保険金の受取人の変更]

- 第36条** 前条に定めるほか、契約者は、保険金（高度障害保険金を除きます。以下本条において同じ。）の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。
- 2. 前項の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - 3. 前2項による保険金の受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

[保険金の受取人の死亡]

- 第37条** 保険金（高度障害保険金を除きます。以下本条において同じ。）の受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。ただし、前条の規定により保険金を支払う場合を除きます。
- 2. 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
 - 3. 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

[契約者の変更]

第38条 契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の場合、保険証券に裏書がなければ、契約者の変更について会社に対抗することはできません。

[契約者・保険金の受取人の代表者]

第39条 契約者または保険金の受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の契約者または他の保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明であるときは、会社が契約者または保険金の受取人の1人に対した行為は、他の者に対しても効力を生じます。

3. 契約者が2人以上あるときは、その責任は連帯とします。

[契約者の住所の変更]

第40条 契約者が住所または通信先を変更したときは、遅滞なく、会社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 前項の通知がなく、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者に着いたものとします。

14. 契約者に対する貸付

[契約者に対する貸付]

第41条 契約者は、払いもどし金額（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）がある場合には、会社の定める貸付方法により、貸付を受けることができます。

2. 本条の貸付を受けるときは、契約者は、第44条【請求手続】に定める必要書類を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

3. 本条の貸付金に対する利息は、会社所定の利率で計算し、貸付日から起算して1年を経過する毎および貸付金の返済日に、会社の定める方法により特別勘定の積立金から控除します。

4. 本条の貸付を行なった場合、その貸付金に相当する積立金については、特別勘定の運用実績にかかわらず別に会社の定める方法により計算します。

5. 本条の貸付金の元利合計額が払いもどし金額をこえたときは、契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を契約者に通知します。

6. 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社所定の金額が払い込まれない場合には、契約は、この期日の翌日から効力を失います。

7. 契約者は、保険期間中いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

8. 会社は、次の場合に貸付金があるときは、第1号の場合は支払うべき金額から、第2号の場合は払いもどし金から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

(1) 支払うべき金額がある場合

(ア) 契約が消滅したとき

(イ) 基本保険金額を減額したとき

(2) 払いもどし金がある場合

(ア) 自動払済定期保険に変更したとき

(イ) ユニット・リンク払済保険に変更したとき

(ウ) 定額払済定期保険に変更したとき

(エ) 終身保険に変更したとき

9. この契約が、第23条【自動払済定期保険】または第33条【定額払済定期保険への変更】の規定により、自動払済定期保険または定額払済定期保険に変更された場合、変更後は契約者に対する貸付を行ないません。

10. 会社は、第1項の規定にかかわらず、貸付金の支払がこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長6カ月の範囲内で、貸付を行なわないことがあります。

15. 年齢の計算・年齢または性別の誤りの処理

[年齢の計算]

第42条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

[年齢または性別の誤りの処理]

第43条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実が発見されたときは、最低年齢に達した日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険料を改め、会社の定める方法で計算した金額を授受します。
- (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内のときは、実際の年齢にもとづいて保険料を改め、会社の定める方法で計算した金額を授受します。
2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、会社の定める方法で計算した金額を授受します。

16. 請求手続

[請求手続]

第44条 本普通保険約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
1 死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2 高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
3 満期保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
4 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 保険証券
5 契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書および診断書
6 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 契約内容の変更等 ・基本保険金額の減額 ・ユニット・リンク払済保険への変更 ・定額払済定期保険への変更 ・終身保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8 契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 旧契約者死亡の場合 (ア) 旧契約者の除籍謄本 (イ) 相続人代表者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項目	提出書類
9 契約者に対する貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10 ・繰入割合の指定または変更 ・積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

2. 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本条において「団体」といいます。）を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- （1）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 （2）被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 （3）契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

17. 時効

[時効]

第45条 保険金、払いもどし金その他この契約にもとづく諸支払金または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

18. 管轄裁判所

[管轄裁判所]

第46条 この契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

19. 保険料一時払の契約に関する特則

[保険料一時払の契約に関する特則]

第47条 保険料一時払の契約については、第12条〔保険料の払込の免除〕、第19条〔保険料の払込〕、第20条〔保険料の払込方法（経路）〕、第21条〔保険料の前納〕、第22条〔保険料払込の猶予期間および契約の失効〕、第23条〔自動払済定期保険〕、第32条〔ユニット・リンク払済保険への変更〕、第33条〔定額払済定期保険への変更〕および第34条〔終身保険への変更〕の規定は適用しません。

2. 保険料一時払の契約のときは、次のとおり読み替えます。

- （1）第3条〔特別勘定の指定および変更〕 第2項の適用に際しては次のとおり読み替えます。
 「2. 前項の金額を特別勘定へ繰り入れる日（以下「繰入日」といいます。）は、次の各号のいずれか遅い日とします。
 （1）会社が契約の申込を承諾した日の直後の営業日
 （2）責任開始の日からその日を含めて8日目（その日が営業日でないときは直後の営業日）
 （3）契約日」
- （2）第7条〔会社の責任開始期〕 第1項および第48条〔特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱〕中「第1回保険料」を「一時払保険料」に読み替えます。

20. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱

[特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱]

第48条 会社は、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、次の各号に定める特別な取扱をします。

（1）第5条【積立金の移転】および第6条【特別勘定の廃止、統合または新設】の取扱

取引停止期間中、その特別勘定に係る積立金の移転の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかったものとして取り扱います。また、積立金の移転の請求を受け付けた日の直後の営業日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

（2）第3条【特別勘定の指定および変更】および第7条【会社の責任開始期】の取扱

取引停止期間中、その特別勘定に第1回保険料を繰り入れる契約の申込および第1回保険料の払込の受付を行なわず、すでに行なわれたその申込および払込は、すべてなかったものとして取り扱います。また、第1回保険料および2回目以後の保険料の繰入日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

（3）第26条【解約】、第27条【払いもどし金】および第30条【基本保険金額の減額】の取扱

（ア）取引停止期間中、その特別勘定に係る契約を解約する場合、正常な評価ができるようになった日を解約日として取り扱います。この取扱がされた場合、契約者は、正常な評価ができるようになった日までに、解約の中止を申し出ることができます。また、解約日の翌日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

（イ）基本保険金額の減額分について前（ア）に準じて取り扱います。

（4）第32条【ユニット・リンク払済保険への変更】、第33条【定額払済定期保険への変更】および第34条【終身保険への変更】の取扱

取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のユニット・リンク払済保険、定額払済定期保険および終身保険への変更の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかったものとして取り扱います。また、当該変更日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

2. 会社は、前項の取扱をした場合、会社の定める方法によりただちにその旨を公表します。

21. 満期保険金等の請求に関する特則

[満期保険金等の請求に関する特則]

第49条 この特則の対象となる保険金または給付金（給付の名称の如何を問いません。以下「満期保険金等」といいます。）は、満期保険金等（付加されている特約の満期保険金等を含みます。以下同じ。）のうち、次の各号のすべてに該当する満期保険金等とします。

（1）契約者と受取人が同一人（法人である場合は除きます。）である満期保険金等

（2）被保険者が保険期間満了時（付加されている特約の保険期間満了時を含みます。）まで生存しているときに支払う満期保険金等

（3）会社の定める取扱範囲に該当する満期保険金等

[満期保険金等の請求]

第50条 会社は、満期保険金等の支払事由が生じた日の翌日に満期保険金等の受取人から満期保険金等の請求があつたものとして取り扱います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この規定を適用しません。

（1）被保険者が死亡し、その通知が会社の定める期間内に会社に到達した場合

（2）会社の定める期間内に、満期保険金等の受取人から反対の申出があった場合

2. 前項の規定により、満期保険金等の受取人から満期保険金等の請求があつたものとして取り扱う場合は、第29条【保険金等の請求・支払の時期および場所】の規定にかかわらず、満期保険金等の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または指定した場所で支払います。

[普通保険約款の規定の準用]

第51条 この特則に定めのない事項については、本普通保険約款の各規定を適用して取り扱います。

年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則

目 次

第1条	特則の適用	第6条	月払契約への変更
第2条	保険料	第7条	請求手続
第3条	保険料の払込	第8条	特則の消滅
第4条	特別勘定の指定および変更	第9条	主約款の規定の準用
第5条	特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱		

[特則の適用]

第1条 この特則は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（回数）（以下「月払契約」といいます。）に代えて、年払契約により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. 主約款の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める範囲で、月払契約を年払契約に変更することができます。年払契約に変更された場合はこの特則を適用します。

[保険料]

第2条 この特則を適用する保険契約の保険料は、月払契約の場合の保険料（普通保険料率による月払契約の場合の保険料とし、基本保険金額が減額された場合には、減額後の月払契約の場合の保険料とします。以下「月払保険料」といいます。）に会社所定の係数を乗じた金額とします。

[保険料の払込]

第3条 主約款第19条〔保険料の払込〕第1項を次のとおり読み替えます。

第19条 契約者は、2回目以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第20条〔保険料の払込方法（経路）〕第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで（以下「払込期月」といいます。）に払い込んでください。

2. 払込期月内に払い込むべき保険料は、年単位の契約応当日からその翌年単位の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

3. 主約款第19条〔保険料の払込〕第2項から第5項のほか、次のとおり取り扱います。

(1) 次の（ア）から（ウ）までに定めるいずれかの事由に該当した日（以下「事由該当日」といいます。）の属する保険料期間に対する保険料が払い込まれている場合で、その事由に該当したことにより保険料の全部または一部の払込の必要がなくなったときは、第2号に定める保険料の未経過分を契約者（保険金の支払のときは保険金の受取人）に払いもどします。

(ア) 契約の消滅（主約款に定める〔詐欺による取消し〕もしくは〔不法取得目的による無効〕に該当した場合またはすでに（ウ）の事由に該当している場合は除きます。）

(イ) 基本保険金額の減額

(ウ) 保険料の払込の免除

(2) 保険料の未経過分とは、事由該当日の属する保険料期間に対する保険料（保険料の一部の払込の必要がなくなった場合は、払込の必要がなくなった部分）のうち、事由該当日の翌日の直後に到来する月単位の契約応当日（事由該当日の翌日が月単位の契約応当日の場合はその日）からその日を含めて当該保険料期間の満了日までの月数に対応する保険料相当額をいいます。この場合、月数とは月単位の契約応当日から翌月単位の契約応当日の前日までの期間を1カ月として計算します。

(3) 本項の規定は、第1回保険料または第1回保険料相当額について準用します。

(4) 前3号のほか、次の（ア）または（イ）の場合について本項の規定を準用し、保険料の未経過分を計算の基準となる金額に含めて取り扱います。

(ア) ユニット・リンク払済保険への変更

(イ) 定額払済定期保険への変更

4. 主約款第20条〔保険料の払込方法（経路）〕第3項の規定は適用しません。

[特別勘定の指定および変更]

第4条 主約款第3条〔特別勘定の指定および変更〕を次のとおり読み替えます。

[特別勘定の指定および変更]

第3条 契約者は、保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際に、月払保険料を繰り入れるべき1または2以上の特別勘定を選択することができ、また、複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への月払保険料の繰入割合を指定することができます。

2. 前項の金額を特別勘定へ繰り入れる日（以下「繰入日」といいます。）は、第7条〔会社の責任開始期〕第2項に定める契約日および月単位の契約応当日とし、毎月繰り入れます。
3. 契約者は、第1項の規定により選択および指定した特別勘定および各特別勘定への繰入割合を、いつでも変更することができます。
4. 前項の場合、契約者は、第44条〔請求手続〕に定める必要書類を会社の本社または指定した場所に提出してください。
5. 第3項の変更是、前項に定める必要書類を会社が受け付けた日の属する月の直後に到来する繰入日から効力を生じるものとします。

[特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱]

第5条 主約款の規定にかかわらず、会社は、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない場合、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に第1回保険料のうち月払保険料を契約日に繰り入れる契約の申込および第1回保険料の払込の受付を行なわず、すでに行なわれたその申込および払込は、すべてなかったものとして取り扱います。また、契約日以外の月払保険料の繰入日が取引停止期間中となつた場合もこの取扱をします。

[月払契約への変更]

第6条 契約者は、会社の定める取扱範囲で、年払契約を月払契約に変更することができます。

[請求手続]

第7条 月払契約または年払契約の保険料払込方法を相互に変更する場合については、次に定める書類を提出して請求してください。

- (1) 会社所定の請求書
- (2) 契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

[特則の消滅]

第8条 次の事由に該当したときは、この特則は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 月払契約に変更したとき

[主約款の規定の準用]

第9条 この特則に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

リビング・ニーズ特約条項

目 次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第30条	終身医療保険（03）に付加した場合の特則
第2条	特約の責任開始期	第31条	低払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則
第3条	保険金の支払	第32条	無配当新定期保険に付加した場合の特則
第4条	保険金を支払わない場合	第33条	ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則
第5条	告知義務および告知義務違反による解除	第34条	介護終身保険に付加した場合の特則
第6条	重大事由による解除	第35条	5年ごと利差配当付養老保険（08）または無配当養老保険（08）に付加した場合の特則
第7条	特約保険料の払込	第36条	非更新型定期保険に付加した場合の特則
第8条	特約の失効	第37条	無解約払いもどし金型終身医療保険（09）に付加した場合の特則
第9条	特約の消滅	第38条	無解約払いもどし金型終身医療保険（12）に付加した場合の特則
第10条	特約の復活	第39条	入院保障保険（終身型09）に付加した場合の特則
第11条	契約者配当金の特別支払	第40条	生活障害保障型定期保険に付加した場合の特則
第12条	特約の解約	第41条	限定告知型定期保険（低払いもどし金型）に付加した場合の特則
第13条	特約の払いもどし金	第42条	無解約払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則
第14条	保険金の請求・支払の時期および場所	第43条	医療治療保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則
第15条	特約の復元	第44条	ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則
第16条	請求手続	第45条	特定状態保障一時払終身保険に付加した場合の特則
第17条	管轄裁判所	第46条	ユニット・リンク保険（定期型）に付加した場合の特則
第18条	主契約に付加されている定期保険特約等の取扱	第47条	主約款の規定の準用
第19条	主契約に付加されている災害割増特約等の取扱	第48条	契約日が平成21年3月1日以前の主契約に指定代理請求特約または代理請求特約が付加されていない場合の特別取扱
第20条	契約者配当金の支払方法が保険金を貰い増しする方法の場合の取扱		
第21条	契約条件に関する特約または契約条件に関する特約（08）が付加された契約の場合の特則		
第22条	5年ごと利差配当付養老保険または無配当養老保険に付加した場合の特則		
第23条	終身保険に付加した場合の特則		
第24条	5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加した場合の特則		
第25条	定期保険に付加した場合の特則		
第26条	遞減定期保険に付加した場合の特則		
第27条	特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則		
第28条	特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則		
第29条	年齢群団別定期保険に付加した場合の特則		

[この特約の趣旨]

この特約は、死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるときに、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

[特約の締結]

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出があり、被保険者の同意を得たうえで主契約に付加して締結します。

2. 主契約締結後においても、契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、保険証券に裏書きします。

[特約の責任開始期]

第2条 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、主契約締結後においてこの特約を締結したときは、会社がこの特約の付加を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

[保険金の支払]

第3条 会社は、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときには、会社の定める取扱範囲で、この特約の保険金をこの特約の保険金受取人に支払います。ただし、第16条〔請求手続〕に定める請求書類が会社に到着しない限り、会社はこの特約の保険金を支払いません。また、この特約の保険金の請求日（第16条に定める請求書類が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも、会社はこの特約の保険金を支払いません。

2. 前項のこの特約の保険金額は、会社の定める取扱範囲で、主契約の死亡保険金額のうち、この特約の保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）とします。
3. この特約の保険金の支払に際しては、次のとおり取り扱います。
 - (1) 指定保険金額から、会社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引きます。
 - (2) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に保険料の未経過分の定めがある場合で、主契約の保険料の払込方法（回数）が年払のときは、主約款の適用に際し、「この特約の保険金の請求日から6ヵ月を経過した日」を「事由該当日」とみなして、指定保険金額分に対応した保険料の未経過分を計算します。また、主契約の保険料の払込方法（回数）が半年払のときは、主約款の規定にかかわらず、指定保険金額分に対応した保険料の未経過分はありません。
4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われた場合には、保険契約（以下「契約」といいます。）は、この特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約に対する払いもどし金は支払いません。
5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われた場合には、契約は、指定保険金額分だけこの特約の保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の支払の規定にかかわらず、払いもどし金を支払いません。
6. 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、この特約の保険金の支払事由が発生していたことによりその後にこの特約の保険金の請求書類が会社に到着しても、これを支払いません。
7. この特約の保険金の支払前に、主約款に定める保険金の請求書類が会社に到着した場合は、この特約の保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の保険金は支払いません。
8. 主約款に規定する保険料の立替および契約者に対する貸付が行なわれているときは、支払うべき金額から、会社の定める方法により、その元利金を差し引きます。
9. この特約の保険金受取人は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得て契約者とすることができます。
10. この特約の保険金受取人を被保険者とした場合は被保険者以外の者に、契約者とした場合は契約者以外の者に変更することはできません。

[保険金を支払わない場合]

第4条 被保険者が次のいずれかによって前条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意
- (2) 契約者の故意
- (3) 戦争その他の変乱

[告知義務および告知義務違反による解除]

第5条 この特約の締結、復活または復元に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

[重大事由による解除]

第6条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

[特約保険料の払込]

第7条 この特約の保険料の払込は要しません。

[特約の失効]

第8条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

[特約の消滅]

第9条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が払済定期保険に変更されたとき

[特約の復活]

第10条 主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定に準じて、復活の取扱を行ないます。

[契約者配当金の特別支払]

第11条 会社は、この特約の保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、主約款および特約条項に定める契約者配当金の支払の規定にかかわらず、会社の定める方法によって積み立てた契約者配当準備金中から、保険金の請求日の直前の事業年度末に割り当てた契約者配当金を、この特約の保険金とともにその保険金受取人に現金で支払います。

2. 第3条【保険金の支払】第4項の規定により主契約と同時に消滅する特約の契約者配当金については、前項の規定を準用し、前項の契約者配当金に加えて支払います。

[特約の解約]

第12条 契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

2. 本条の規定によって、この特約が解約された場合には、保険証券に裏書きします。

[特約の払いもどし金]

第13条 この特約の払いもどし金はありません。

[保険金の請求・支払の時期および場所]

第14条 この特約の保険金受取人は、この特約の保険金を請求（第3条【保険金の支払】第2項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、第16条【請求手続】に定める必要書類を提出してください。

2. この特約の保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

[特約の復元]

第15条 主契約の復元の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復元の請求があったものとします。

2. この特約の復元を承諾したときは、主約款の復元に関する規定に準じて、復元の取扱を行ないます。

[請求手続]

第16条 この特約の保険金の支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

2. 会社は前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

[管轄裁判所]

第17条 この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

[主契約に付加されている定期保険特約等の取扱]

第18条 定期保険特約、家族収入特約（01）、非更新型定期保険特約または非更新型家族収入特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された契約の場合には、次のとおり取り扱います。ただし、付加された定期保険特約等について、各特約の保険期間の満了（各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、この取扱を行ないません。

- (1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における特約換算保障額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。
- (2) 第3条第2項に定める指定保険金額は、この特約の保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 第3条第3項から第8項までの規定は、本条の場合に準用します。

[主契約に付加されている災害割増特約等の取扱]

第19条 主契約に次の各特約が付加されている場合、第3条【保険金の支払】第5項の規定により保険金額が減額され、主契約の保険金額（前条に定める定期保険特約等の保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約の場合は特約換算保障額）を含みます。）に対する各特約の保険金額、給付金額および入院給付金日額の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額、給付金額、入院給付金日額および通院給付金日額は減額されないものとします。

- (1) 災害割増特約
 - (2) 傷害特約
 - (3) 災害入院特約
 - (4) 疾生病入院・手術特約
 - (5) 成人病入院・手術特約
 - (6) 長期継続入院特約
 - (7) 通院特約
2. 被保険者の入院中に主契約に付加されている災害入院特約、疾病入院・手術特約、成人病入院・手術特約および長期継続入院特約（以下本項において「災害入院特約等」といいます。）が、第3条【保険金の支払】第4項の規定により消滅した場合、消滅後のその入院は災害入院特約等の有効中の入院とみなします。
 3. 被保険者の通院期間中に主契約に付加されている通院特約が、第3条【保険金の支払】第4項の規定により消滅した場合、消滅後のその通院は、通院特約の有効中の通院とみなします。

[契約者配当金の支払方法が保険金を買い増しする方法の場合の取扱]

第20条 この特約が付加された主契約の契約者配当金の支払方法が、保険金を買い増しする方法の場合で、第3条【保険金の支払】第4項の規定により主契約が消滅したときには、契約者配当金により買い増しされた死亡保険金額から、会社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6ヵ月間のその死亡保険金額に対応する利息を差し引いた金額をこの特約の保険金とともに、その保険金受取人に支払います。

[契約条件に関する特約または契約条件に関する特約（08）が付加された契約の場合の特則]

第21条 契約条件に関する特約条項または契約条件に関する特約（08）条項の保険金の削減支払の条件が適用されている契約の場合は、指定保険金額にこの特約の保険金の請求日における削減割合を乗じます。

[5年ごと利差配当付養老保険または無配当養老保険に付加した場合の特則]

第22条 5年ごと利差配当付養老保険または無配当養老保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
(ア) 定期保険特約等とは定期保険特約、家族収入特約（01）、特定疾病保障定期特約、遙増定期特約（00）または遙増定期特約（01）とします。

- (イ) 第18条中「更新」を「更新または定期保険特約へ変更更新」に読み替えます。
- (2) 適用する場合、当該特約の基準保険金額は、特約保険金の請求日における当該特約の死亡保険金額と指定保険金額のうち当該特約について指定された金額と同比率で減額されるものとします。
- (3) 適用する場合、当該特約にガン割増特則が付加された保険契約については次のとおり取り扱います。
- (ア) ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
- (イ) 第3条第5項を適用し、適用する場合、当該特約の基準保険金額が減額される場合におけるガン割増特則のガン死亡保険金額およびガン高度障害保険金額は、前号にかかわらず、当該特約の基準保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。
2. 無配当養老保険にこの特約を付加した場合には、前項の規定によるほか、第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。

[終身保険に付加した場合の特則]

第23条 終身保険にこの特約を付加した場合には、第9条【特約の消滅】第1項各号の規定のほか、主契約に年金払移行特約が付加されたことにより、主契約の全部が年金払に移行されたときは、この特約は消滅します。

[5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加した場合の特則]

第24条 5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第9条【特約の消滅】第1項各号の規定のほか、主契約に年金払移行特約が付加されたことにより、主契約の全部が年金払に移行されたときは、この特約は消滅します。
- (2) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 定期保険特約等とは定期保険特約、家族収入特約(01)、特定疾病保障定期特約、非更新型定期保険特約、非更新型家族収入特約、適応定期特約(00)、適応定期特約(01)または適応定期特約(08)とします。
- (イ) 第18条中「更新」を「更新または定期保険特約へ変更更新」に読み替えます。
- (3) 適応定期特約(00)、適応定期特約(01)または適応定期特約(08)が付加された保険契約に第3条【保険金の支払】第5項の規定を適用する場合、当該特約の基準保険金額は、特約保険金の請求日における当該特約の死亡保険金額と指定保険金額のうち当該特約について指定された金額と同比率で減額されるものとします。
- (4) 適応定期特約(00)、適応定期特約(01)または適応定期特約(08)にガン割増特則が付加された保険契約については次のとおり取り扱います。
- (ア) ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
- (イ) 第3条第5項を適用し、適用する場合、当該特約の基準保険金額が減額される場合におけるガン割増特則のガン死亡保険金額およびガン高度障害保険金額は、前号にかかわらず、当該特約の基準保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。
2. 無配当終身保険にこの特約を付加した場合には、前項の規定によるほか、次のとおり取り扱います。
- (1) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (2) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 定期保険特約等に生活障害保障型適減定期保険特約を含みます。
- (イ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（家族収入特約(01)または非更新型家族収入特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における特約換算保障額とし、生活障害保障型適減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。
- (3) 主契約に生活障害保障型適減定期保険特約が付加されている場合、生活障害保障型適減定期保険特約条項第4条【保険金の支払】に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合、この特約の死亡保険金額には生活障害保障型適減定期保険特約の死亡保険金額は含みません。

[定期保険に付加した場合の特則]

第25条 定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕第1項中「保険期間の満了前1年以内」を「保険期間の満了（契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」に読み替えます。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (3) 第18条〔主契約に付加されている定期保険特約等の取扱〕および第19条〔主契約に付加されている災害割増特約等の取扱〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 定期保険特約等とは家族収入特約（01）、特定疾病保障定期特約、遙増定期特約（00）または遙增定期特約（01）とします。
 - (イ) 第18条中「更新」を「更新または定期保険特約へ変更更新」に読み替えます。
- (4) 遙増定期特約（00）または遙増定期特約（01）が付加された保険契約に第3条第5項の規定を適用する場合、当該特約の基準保険金額は、特約保険金の請求日における当該特約の死亡保険金額と指定保険金額のうち当該特約について指定された金額と同比率で減額されるものとします。
- (5) 遙増定期特約（00）または遙増定期特約（01）にガン割増特則が付加された保険契約については次のとおり取り扱います。
 - (ア) ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
 - (イ) 第3条第5項を適用し、遙増定期特約（00）または遙増定期特約（01）の基準保険金額が減額された場合におけるガン割増特則のガン死亡保険金額およびガン高度障害保険金額は、前号にかかわらず、当該特約の基準保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

[遙減定期保険に付加した場合の特則]

第26条 遙減定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕第2項に定める死亡保険金額は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。
- (2) 第3条第5項の規定を適用する場合、基準保険金額は、死亡保険金額と指定保険金額と同比率で減額されるものとします。
- (3) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (4) 第18条〔主契約に付加されている定期保険特約等の取扱〕および第19条〔主契約に付加されている災害割増特約等の取扱〕の適用に際し、定期保険特約等とは特定疾病保障定期特約とします。

[特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則]

第27条 特定疾病保障終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第9条〔特約の消滅〕第1項第3号中「払済定期保険」を「払済特定疾病保障定期保険」に読み替えます。
- (2) 主約款に定める特定疾病保険金の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の保険金の請求はなかったものとします。

[特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則]

第28条 特定疾病保障定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕第1項中「保険期間の満了前1年以内」を「保険期間の満了（契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」に読み替えます。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (3) 主約款に定める特定疾病保険金の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の保険金の請求はなかったものとします。

[年齢群団別定期保険に付加した場合の特則]

第29条 年齢群団別定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕第1項中「保険期間の満了前1年以内」を「保険期間の満了（契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」に読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「この場合、主約款の払いもどし金の支払の規定にかかわらず、払いもどし金を支払いません。」を「この場合、主約款の規定により、払いもどし金はありません。」に読み替えます。
- (3) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。

[終身医療保険（03）に付加した場合の特則]

第30条 この特約を終身医療保険（03）に付加する場合には、定期保険特約、家族収入特約（01）、非更新型定期保険特約、非更新型家族収入特約、介護終身保険特約、介護終身給付特約または生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されていることを要します。

2. 終身医療保険（03）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第9条〔特約の消滅〕の規定のほか、主契約に付加されている定期保険特約、家族収入特約（01）、非更新型定期保険特約、非更新型家族収入特約、介護終身保険特約、介護終身給付特約または生活障害保障型遞減定期保険特約のいずれもが消滅（介護終身保険特約の全部が年金払に移行され、介護終身保険特約および介護終身給付特約が消滅する場合を含みます。）したときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (3) 第18条〔主契約に付加されている定期保険特約等の取扱〕および第19条〔主契約に付加されている災害割増特約等の取扱〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 主契約の死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
 - (イ) 定期保険特約等とは定期保険特約、家族収入特約（01）、非更新型定期保険特約、非更新型家族収入特約、介護終身保険特約、介護終身給付特約または生活障害保障型遞減定期保険特約とします。
 - (ウ) 定期保険特約等の死亡保険金額または定期保険特約等の保険金額に、介護終身給付特約の特約給付金額を含めます。
- (エ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。

(1) 第3条〔保険金の支払〕第2項に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における特約換算保障額とし、生活障害保障型遞減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。

(オ) 第19条第1項中「主契約の保険金額（前条に定める定期保険特約等の保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約の場合は特約換算保障額）を含みます。）」を「定期保険特約等の保険金額」に読み替えます。

- (4) 主契約に生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されている場合、生活障害保障型遞減定期保険特約条項第4条〔保険金の支払〕に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合、この特約の死亡保険金額には生活障害保障型遞減定期保険特約の死亡保険金額は含みません。

[低払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則]

第31条 低払いもどし金型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第9条〔特約の消滅〕第1項第1号および第2号の規定のほか、主契約に年金払移行特約が付加されたことにより、主契約の全部が年金払に移行されたときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (3) 第18条〔主契約に付加されている定期保険特約等の取扱〕および第19条〔主契約に付加されている災害割増特約等の取扱〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 定期保険特約等とは家族収入特約（01）、非更新型家族収入特約または生活障害保障型遞減定期保険特約とします。
 - (イ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条〔保険金の支払〕第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における特約換算保障額とし、生活障害保障型遞減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。
- (4) 主契約に生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されている場合、生活障害保障型遞減定期保険特約条項第4条〔保険金の支払〕に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合、この特約の死亡保険金額には生活障害保障型遞減定期保険特約の死亡保険金額は含みません。

[無配当新定期保険に付加した場合の特則]

第32条 無配当新定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕第1項中「保険期間の満了前1年以内」を「保険期間の満了（契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」に読み替えます。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。

[ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則]

第33条 ユニット・リンク保険（有期型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕中「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。
- (2) 第9条〔特約の消滅〕中「払済定期保険」を「自動払済定期保険または定額払済定期保険」に読み替えます。
- (3) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (4) 第18条〔主契約に付加されている定期保険特約等の取扱〕および第19条〔主契約に付加されている災害割増特約等の取扱〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 定期保険特約等とは非更新型定期保険特約または非更新型家族収入特約とします。
 - (イ) 「主契約の死亡保険金額」または「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。
 - (ウ) 第18条第1項中「主契約および」を「主契約の基本保険金額および」に読み替えます。
- (5) 第21条〔契約条件に関する特約または契約条件に関する特約（08）が付加された契約の場合の特則〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 第1号を次のとおり読み替えます。

(1) 第3条〔保険金の支払〕中「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が第21条に定める削減割合を乗じた指定保険金額を上回る場合は、当該積立金額から第21条に定める削減割合を乗じた指定保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。
 - (イ) 第3条〔保険金の支払〕第3項第2号を次のとおり読み替えます。

(2) 主契約に年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（以下「年払特則」といいます。）が適用されている場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および年払特則の適用に際し、「この特約の保険金の請求日から6ヵ月を経過した日」を「事由該当日」とみなして、指定保険金額分に対応した保険料の未経過分を計算します。

[介護終身保険に付加した場合の特則]

第34条 介護終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第9条〔特約の消滅〕第1項第1号および第2号の規定のほか、主契約に年金払移行特約が付加されたことにより、主契約の全部が年金払に移行されたときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。

[5年ごと利差配当付養老保険（08）または無配当養老保険（08）に付加した場合の特則]

第35条 5年ごと利差配当付養老保険（08）または無配当養老保険（08）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第18条〔主契約に付加されている定期保険特約等の取扱〕および第19条〔主契約に付加されている災害割増特約等の取扱〕の適用に際し、定期保険特約等とは非更新型定期保険特約、非更新型家族収入特約、特定疾病保障定期特約または遞増定期特約（08）とします。
- (2) 遷増定期特約（08）が付加された保険契約に第3条〔保険金の支払〕第5項の規定を適用する場合、当該特約の基準保険金額は、特約保険金の請求日における当該特約の死亡保険金額と指定保険金額のうち当該特約について指定された金額と同比率で減額されるものとします。
- (3) 遷増定期特約（08）にガン割増特則が付加された保険契約については次のとおり取り扱います。
 - (ア) ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
 - (イ) 第3条第5項を適用し、遷増定期特約（08）の基準保険金額が減額された場合におけるガン割増特則のガン死亡保険金額およびガン高度障害保険金額は、前号にかかわらず、当該特約の基準保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

2. 無配当養老保険（08）にこの特約を付加した場合には、前項の規定によるほか、次のとおり取り扱います。
- (1) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (2) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 定期保険特約等に生活障害保障型遞減定期保険特約を含みます。
- (イ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（非更新型家族収入特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における特約換算保障額とし、生活障害保障型遞減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。
- (3) 主契約に生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されている場合、生活障害保障型遞減定期保険特約条項第4条【保険金の支払】に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合、この特約の死亡保険金額には生活障害保障型遞減定期保険特約の死亡保険金額は含みません。

[非更新型定期保険に付加した場合の特則]

- 第36条** 非更新型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (2) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際し、定期保険特約等とは非更新型家族収入特約、特定疾病保障定期特約または遞増定期特約（08）とします。
- (3) 遷増定期特約（08）が付加された保険契約に第3条【保険金の支払】第5項の規定を適用する場合、当該特約の基準保険金額は、特約保険金の請求日における当該特約の死亡保険金額と指定保険金額のうち当該特約について指定された金額と同比率で減額されるものとします。
- (4) 遷増定期特約（08）にガン割増特則が付加された保険契約については次のとおり取り扱います。
- (ア) ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
- (イ) 第3条第5項を適用し、遷増定期特約（08）の基準保険金額が減額された場合におけるガン割増特則のガン死亡保険金額およびガン高度障害保険金額は、前号にかかわらず、当該特約の基準保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

[無解約払いもどし金型終身医療保険（09）に付加した場合の特則]

- 第37条** この特約を無解約払いもどし金型終身医療保険（09）に付加する場合には、非更新型家族収入特約、介護終身保険特約、介護終身給付特約または生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されていることを要します。
2. 無解約払いもどし金型終身医療保険（09）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 第9条【特約の消滅】の規定のほか、主契約に付加されている非更新型家族収入特約、介護終身保険特約、介護終身給付特約または生活障害保障型遞減定期保険特約のいずれもが消滅（介護終身保険特約の全部が年金払に移行され、介護終身保険特約および介護終身給付特約が消滅する場合を含みます。）したときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (3) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 主契約の死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
- (イ) 定期保険特約等とは非更新型家族収入特約、介護終身保険特約、介護終身給付特約または生活障害保障型遞減定期保険特約とします。
- (ウ) 定期保険特約等の死亡保険金額または定期保険特約等の保険金額に、介護終身給付特約の特約給付金額を含めます。
- (エ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。

(1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（非更新型家族収入特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における特約換算保障額とし、生活障害保障型遞減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。

- (才) 第19条第1項中「主契約の保険金額（前条に定める定期保険特約等の保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約の場合は特約換算保障額）を含みます。）」を「定期保険特約等の保険金額」に読み替えます。
- (4) 主契約に生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されている場合、生活障害保障型遞減定期保険特約条項第4条【保険金の支払】に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合、この特約の死亡保険金額には生活障害保障型遞減定期保険特約の死亡保険金額は含みません。

[無解約払いもどし金型終身医療保険（12）に付加した場合の特則]

第38条 この特約を無解約払いもどし金型終身医療保険（12）に付加する場合には、3大疾病保障終身保険特約（12）が付加されていることを要します。

2. 無解約払いもどし金型終身医療保険（12）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 第9条【特約の消滅】の規定のほか、主契約に付加されている3大疾病保障終身保険特約（12）が消滅（3大疾病保障終身保険特約（12）の全部が年金払に移行され、3大疾病保障終身保険特約（12）が消滅する場合を含みます。）したときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (3) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 主契約の死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
- (イ) 定期保険特約等とは3大疾病保障終身保険特約（12）とします。
- (4) 3大疾病保障終身保険特約（12）の3大疾病保険金の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の保険金の請求はなかったものとします。

[入院保障保険（終身型 09）に付加した場合の特則]

第39条 この特約を入院保障保険（終身型 09）に付加する場合には、生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されていることを要します。

2. 入院保障保険（終身型 09）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 第9条【特約の消滅】の規定のほか、主契約に付加されている生活障害保障型遞減定期保険特約が消滅したときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (3) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 主契約の死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。
- (イ) 定期保険特約等とは生活障害保障型遞減定期保険特約とします。
- (ウ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。

(1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（生活障害保障型遞減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）とします。

- (工) 第19条第1項中「主契約の保険金額（前条に定める定期保険特約等の保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約の場合は特約換算保障額）を含みます。）」を「定期保険特約等の保険金額」に読み替えます。

[生活障害保障型定期保険に付加した場合の特則]

第40条 生活障害保障型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (2) 生活障害保障型定期保険普通保険約款第2条【保険金の支払】に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の保険金の請求はなかったものとします。

[限定告知型定期保険（低払いもどし金型）に付加した場合の特則]

第41条 限定告知型定期保険（低払いもどし金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条【保険金の支払】第1項中、「主契約の保険期間の満了前1年以内」を「契約日からその日を含めて1年以内または主契約の保険期間の満了前1年以内」に読み替えます。

- (2) 第3条第5項の規定を適用する場合、基本保険金額は、特約保険金の請求日における死亡保険金額と指定保険金額と同比率で減額されるものとします。
- (3) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。

[無解約払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則]

第42条 無解約払いもどし金型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (2) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 定期保険特約等とは生活障害保障型遞減定期保険特約とします。
- (イ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（生活障害保障型遞減定期保険特約については特約保険金の請求日の翌日から起算して6ヶ月間の満了する日における保険金額とします。以下本条において同じ。）を合算した額とします。
- (3) 主契約に生活障害保障型遞減定期保険特約が付加されている場合、生活障害保障型遞減定期保険特約条項第4条【保険金の支払】に定める生活障害保険金（支払事由欄第3号（ア）または（イ）に該当したときに限ります。）の請求とこの特約の保険金の請求を重ねて受けた場合、この特約の死亡保険金額には生活障害保障型遞減定期保険特約の死亡保険金額は含みません。

[医療治療保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則]

第43条 この特約を医療治療保険（無解約払いもどし金型）に付加する場合には、介護終身保険特約または介護終身給付特約が付加されることを要します。

2. 医療治療保険（無解約払いもどし金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 第9条【特約の消滅】の規定のほか、主契約に付加されている介護終身保険特約または介護終身給付特約のいずれもが消滅（介護終身保険特約の全部が年金払に移行され、介護終身保険特約および介護終身給付特約が消滅する場合を含みます。）したときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条【契約者配当金の特別支払】の規定は適用しません。
- (3) 第18条【主契約に付加されている定期保険特約等の取扱】および第19条【主契約に付加されている災害割増特約等の取扱】の適用に際しては、次に定めるところによります。
- (ア) 定期保険特約等とは介護終身保険特約または介護終身給付特約とします。
- (イ) 定期保険特約等の死亡保険金額または定期保険特約等の保険金額に、介護終身給付特約の特約給付金額を含めます。
- (ウ) 第18条第1号を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条【保険金の支払】第2項に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した額とします。
- (エ) 第19条第1項中「主契約の保険金額（前条に定める定期保険特約等の保険金額（家族収入特約（01）または非更新型家族収入特約の場合は特約換算保障額）を含みます。）」を「定期保険特約等の保険金額」に読み替えます。

[ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則]

第44条 ユニット・リンク介護保険（終身移行型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕中「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額または第2保険期間中の保険金額」に、「主契約の保険期間の満了前1年以内」を「主契約の第1保険期間の満了前1年以内」にそれぞれ読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。
- (2) 第9条〔特約の消滅〕中「払済定期保険」を「自動定額払済介護定期保険または定額払済介護定期保険」に読み替えます。
- (3) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (4) 第21条〔契約条件に関する特約または契約条件に関する特約（08）が付加された契約の場合の特則〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 第1号を次のとおり読み替えます。
 - (1) 第3条〔保険金の支払〕中「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が第21条に定める削減割合を乗じた指定保険金額を上回る場合は、当該積立金額から第21条に定める削減割合を乗じた指定保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。

(イ) 第3条〔保険金の支払〕第3項第2号を次のとおり読み替えます。

(2) 主契約に年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク介護保険（終身移行型）用）（以下「年払特則」といいます。）が適用されている場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および年払特則の適用に際し、「この特約の保険金の請求日から6ヶ月を経過した日」を「事由該当日」とみなして、指定保険金額分に対応した保険料の未経過分を計算します。

[特定状態保障一時払終身保険に付加した場合の特則]

第45条 特定状態保障一時払終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第9条〔特約の消滅〕第1項第1号および第2号の規定のほか、主契約に年金払移行特約が付加されたことにより、主契約の全部が年金払に移行されたときは、この特約は消滅します。
- (2) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。

[ユニット・リンク保険（定期型）に付加した場合の特則]

第46条 ユニット・リンク保険（定期型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔保険金の支払〕中「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。
- (2) 第9条〔特約の消滅〕中「払済定期保険」を「自動定額払済定期保険または定額払済定期保険」に読み替えます。
- (3) 第11条〔契約者配当金の特別支払〕の規定は適用しません。
- (4) 第21条〔契約条件に関する特約または契約条件に関する特約（08）が付加された契約の場合の特則〕の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (ア) 第1号を次のとおり読み替えます。
 - (1) 第3条〔保険金の支払〕中「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が第21条に定める削減割合を乗じた指定保険金額を上回る場合は、当該積立金額から第21条に定める削減割合を乗じた指定保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。

(イ) 第3条〔保険金の支払〕第3項第2号を次のとおり読み替えます。

(2) 主契約に年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク保険（定期型）用）（以下「年払特則」といいます。）が適用されている場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および年払特則の適用に際し、「この特約の保険金の請求日から6ヶ月を経過した日」を「事由該当日」とみなして、指定保険金額分に対応した保険料の未経過分を計算します。

[主約款の規定の準用]

第47条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[契約日が平成21年3月1日以前の主契約に指定代理請求特約または代理請求特約が付加されていない場合の特別取扱]

第48条 契約日が平成21年3月1日以前の主契約に指定代理請求特約または代理請求特約が付加されていない場合には、会社は、次の各項に定めるところにより取り扱います。

2. この特約の保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第5項の規定により変更指定した次の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、第8項に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、この特約の保険金を請求することができます。この請求があった場合には、会社は指定代理請求人を被保険者の代理人として、この特約の保険金を支払うことができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約においてすでに指定代理請求人が指定されているときは、その者を指定代理請求人とします。
4. 第2項の規定により、会社がこの特約の保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してこの特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、保険証券に裏書がなければ、指定代理請求人の変更について会社に対抗することはできません。
6. 第4条【保険金を支払わない場合】を次のとおり読み替えます。

[保険金を支払わない場合]

第4条 被保険者が次のいずれかによって前条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意
- (2) 契約者の故意
- (3) 指定代理請求人の故意
- (4) 戦争その他の変乱

7. 第14条【保険金の請求・支払の時期および場所】第2項の次に次の1項を加えます。

3. 前項で準用する主約款の規定に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、この特約の保険金受取人または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

8. 第2項および第5項にもとづく代理請求および変更指定については、次の表に定める書類を提出して請求してください。この場合、第16条【請求手続】第2項の規定を準用します。

項目	提出書類
1 保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
2 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

指定代理請求特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第8条	主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第2条	特約の対象となる保険金等	第9条	祝金付新こども保険または教育資金付こども保険に付加した場合の特則
第3条	指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回	第10条	年金払特約等が付加されている場合の特則
第4条	指定代理請求人等による保険金等の請求	第11条	保険料払込免除特約（配偶者型）が付加されている場合の特則
第5条	告知義務違反による解除および重大事由による解除	第12条	主約款の規定の準用
第6条	特約の解約		
第7条	請求手続		

[この特約の趣旨]

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とすることを主な内容とするものです。

[特約の締結]

第1条 この特約は、会社の定める取扱範囲で、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出があり、被保険者の同意を得たうえで主契約に付加して締結します。
2. 主契約締結後においても、契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、保険証券に裏書します。

[特約の対象となる保険金等]

第2条 この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込の免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、次の各号に定めるとおりとします。
(1) 被保険者と受取人が同一人である保険金等
(2) 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

[指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回]

第3条 この特約の締結の際、契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) 次の範囲内の者
(ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
(イ) 被保険者の直系血族
(ウ) 被保険者の兄弟姉妹
(エ) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
(2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な事由があると会社が認めた者に限ります。
(ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている前号(1)に掲げる以外の者
(イ) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行なっている者
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、第7条〔請求手続〕に定める請求書類を会社の本社または指定した場所に提出してください。

[指定代理請求人等による保険金等の請求]

第4条 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、第7条【請求手続】に定める請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
3. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときまたは請求時に前条第1項第1号もしくは第2号の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者が、第7条【請求手続】に定める請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として保険金等を請求することができます。
- (1) 死亡保険金（死亡給付金または死亡年金等を含みます。）の受取人（ただし、請求時に、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
4. 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の支払の時期および場所に関する規定に定める必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

[告知義務違反による解除および重大事由による解除]

第5条 この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に通知します。

[特約の解約]

第6条 契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

2. 本条の規定によって、この特約が解約された場合には、保険証券に裏書します。

[請求手続]

第7条 この特約にもとづく代理請求および変更指定等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
1 保険金等の代理請求	(1) 特別な事情を示す書類 (2) 主約款または各特約条項に定める保険金等の請求書類 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本および登記事項証明書等） (4) 会社所定の様式による医師の診断書 (5) 指定代理請求人（代理請求人の場合は、代理請求人をいいます。以下本条において同じ。）の戸籍謄本 (6) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (7) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険被保険者証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行なっていることを証する領収証の写し (8) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行なっているときは、その契約書の写し (9) 保険証券
2 指定代理請求人の変更指定または指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 会社は、第1項の提出書類（前項で提出を求める書類を含みます。）について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による提出を認めることができます。

[主約款等の代理請求に関する規定の不適用]

第8条 この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

2. 前項の規定の適用に際し、この特約の締結の際、主契約またはこれに付加されている特約について、その主約款または特約条項の規定によりすでに指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、当該指定代理請求人の指定または変更指定は撤回されたものとします。

[祝金付新こども保険または教育資金付こども保険に付加した場合の特則]

第9条 祝金付新こども保険または教育資金付こども保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条〔特約の対象となる保険金等〕第2号中、「被保険者と契約者が同一人である場合の」を「主契約の普通保険約款にもとづく」に読み替えます。
- (2) 第3条〔指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回〕第1項および第4条〔指定代理請求人等による保険金等の請求〕第3項中、「被保険者」を「契約者」に読み替えます。

[年金払特約等が付加されている場合の特則]

第10条 年金支払特約、年金支払特約（無配当）、年金払特約、年金払特約（06）または年金払特約（15）（本条において「年金払特約等」といいます。）が付加されている場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金払特約等による年金については、年金基金設定日以後、第2条〔特約の対象となる保険金等〕に定めるこの特約の対象とする保険金等とします。
- (2) 前号の場合、第1条〔特約の締結〕、第3条〔指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回〕、第5条〔告知義務違反による解除および重大事由による解除〕、第6条〔特約の解約〕第1項および第7条〔請求手続〕第1項中、「契約者」を「年金受取人」に、第1条第2項、第6条第2項および第7条第1項中、「保険証券」を「年金支払証書」にそれぞれ読み替えます。

[保険料払込免除特約（配偶者型）が付加されている場合の特則]

第11条 主契約に保険料払込免除特約（配偶者型）が付加されている場合には、保険料払込免除特約（配偶者型）の被保険者が契約者と同一人である場合に限り、第2条【特約の対象となる保険金等】第2号に定めるこの特約の対象とする保険金等とします。この場合、この特約条項中、「被保険者」を「保険料払込免除特約（配偶者型）の被保険者」に読み替えます。

[主約款の規定の準用]

第12条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

年金払特約(06)条項

目次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結
第2条	年金基金
第3条	年金受取人
第4条	年金の種類
第5条	年金の型
第6条	年金支払日
第7条	年金の支払
第8条	年金の分割支払
第9条	年金の一括支払
第10条	重大事由による解除
第11条	年金受取人の承継
第12条	年金受取人の相続人の代表者
第13条	年金支払内容の変更
第14条	特約の解約
第15条	契約者配当金
第16条	年金の請求・支払の時期および場所
第17条	年齢の計算
第18条	年齢または性別の誤りの処理
第19条	請求手續
第20条	時効
第21条	特約の消滅
第22条	特約の更新
第23条	主約款の規定の準用
第24条	主契約が外国通貨建保険契約の場合の特則
第25条	生活障害保障型遞減定期保険特約のみに付加する特則

[この特約の趣旨]

この特約は、主たる保険契約の保険金等を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

[特約の締結]

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際および主契約継続中は保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、死亡保険金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人（以下「保険金受取人」といいます。）の申出によって締結します。
2. 保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
 3. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、保険証券に裏書します。
 4. 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個に締結するものとします。

[年金基金]

- 第2条** この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が発生した時（保険金受取人がこの特約を締結したときは締結時）に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。

[年金受取人]

- 第3条** この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

[年金の種類]

- 第4条** 年金の種類は、次のとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

保証期間中および保証期間経過後、年金受取人が毎年の年金支払日に生存しているとき年金を支払います。

(2) 確定年金

年金支払期間中、年金受取人が毎年の年金支払日に生存しているとき年金を支払います。

2. 前項第1号において、年金受取人が法人の場合には、年金は年金基金の設定の際、法人が指定した者の生存について支払うものとします。

[年金の型]

第5条 年金の型は、次のとおりとします。ただし、前条第1項第2号の確定年金の場合は、定額型および遞増型(イ)のみとします。

(1) 定額型

第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同額とします。

(2) 遷増型

(ア) I型 保証期間中の年金額は、第1回の年金額と同額とし、保証期間経過後の年金額は、前回の年金額より第1回の年金額の5%ずつ毎年遷増した金額とします。

(イ) II型 第2回以後の年金額は、前回の年金額より第1回の年金額の5%ずつ遷増した金額とします。
ただし、年金額の遷増はあらかじめ定めた遷増期間を限度とします。

[年金支払日]

第6条 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、会社の定める取扱範囲で、この特約締結の際、任意に定めることができます。ただし、保証期間付終身年金においては、年金受取人が会社の定める年齢に達した日以後であることを要します。

2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

[年金の支払]

第7条 年金は、年金の種類に応じ、年金支払日に年金受取人に支払います。

2. 年金額は、年金の種類、型その他の年金支払内容にもとづき、年金基金設定時における会社の定める率により計算します。

3. 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときには、その死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に次の各号に定める金額を支払います。
この場合、該当する年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

(1) 保証期間付終身年金

(ア) 年金基金の設定日以後で、かつ、年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額

(イ) 保証期間中

残存保証期間に対応する未払年金現価

(2) 確定年金

(ア) 年金基金の設定日以後で、かつ、年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額

(イ) 年金支払期間中

残存支払期間に対応する未払年金現価

[年金の分割支払]

第8条 保険金等の支払事由発生前に契約者からまたは年金基金設定日以後に年金受取人からの申出があった場合には、会社の定める方法により年金額を分割して支払います。

2. 保証期間付終身年金の場合、年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が保証期間経過後に死亡し、その死亡日の属する年度について前項の年金の未払分があるときは、これを一時にその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。

[年金の一括支払]

第9条 会社は、年金の種類に応じ、次のとおり年金の一括支払を取り扱います。

(1) 保証期間付終身年金

(ア) 年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前

年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、請求時における年金基金の価額を一括して支払います。

(イ) 保証期間中

年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残存保証期間に対応する未払年金現価を一括して支払います。

(2) 確定年金

(ア) 年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前

年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、請求時における年金基金の価額を一括して支払います。

(イ) 年金支払期間中

年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、未払年金現価を一括して支払います。ただし、年金支払開始時に請求があったときは、第7条〔年金の支払〕の規定にかかわらず、第1回年金を含む将来の年金の支払に代えて、未払年金現価を一括して支払います。

2. 前項第1号(イ)の場合、年金を一括して支払ったときは、年金支払証書に裏書きします。
3. 第1項第1号(ア)または第2号の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

[重大事由による解除]

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (2) 会社の契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、年金（第7条〔年金の支払〕第3項に定める金額を含みます。以下、本条において同じ。）の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうちその受取人に関する部分とします。以下、本条において同じ。）を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者の住所不明等正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または年金受取人に通知します。
4. この特約を解除した場合、その重大事由の発生が年金基金設定日以後のときは、会社は、前条に定める年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用して年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の前条に定める年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

[年金受取人の承継]

第11条 年金受取人は、年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲で、その一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金については、年金額を改めます。

2. 確定年金において、年金受取人が年金基金設定日以後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 保証期間付終身年金において、年金受取人が年金支払開始日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。

[年金受取人の相続人の代表者]

第12条 年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の相続人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が相続人の1人に対しても効力を生じます。

[年金支払内容の変更]

- 第13条** 契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、年金の種類、型その他の年金支払内容を変更することができます。
2. 年金受取人は、年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金の種類、型その他の年金支払内容を変更することができます。
 3. 年金支払内容が変更されたときは、保険証券または年金支払証書に裏書きします。

[特約の解約]

- 第14条** 契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向ってこの特約を解約することができます。

[契約者配当金]

- 第15条** この特約に対する契約者配当金はありません。

[年金の請求・支払の時期および場所]

- 第16条** 年金受取人は、すみやかに第19条【請求手続】に規定する必要書類を提出して年金を請求してください。
2. 年金の支払の時期および場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

[年齢の計算]

- 第17条** 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

[年齢または性別の誤りの処理]

- 第18条** 保証期間付終身年金の年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢または性別に誤りがあった場合、会社の定める取扱範囲内のときは、年金支払開始日における実際の年齢または性別にもとづいて年金額等を更正し、その他のときは、会社は、この特約を取り消すことができるものとします。この場合、年金基金に充当した保険金等をその受取人に支払います。

[請求手続]

- 第19条** この特約の年金の支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
1 年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される保険金等の請求書類（ただし、保険金等の支払請求書は除きます。）
2 年金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
3 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
4 年金支払内容の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
5 年金受取人の承継	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金支払証書

2. 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

[時効]

第20条 年金その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

[特約の消滅]

第21条 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は同時に消滅します。

[特約の更新]

第22条 主契約が主約款の規定によって更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

[主約款の規定の準用]

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[主契約が外国通貨建保険契約の場合の特則]

第24条 主契約が外国通貨建の保険契約の場合で、保険金等を外国通貨により支払うときは、会社は、主契約の外國通貨により年金を支払います。

2. 前項により、年金を外国通貨により支払うことを開始した場合、以後円により年金を支払うことはありません。

[生活障害保障型遞減定期保険特約のみに付加する特則]

第25条 第1条〔特約の締結〕第1項の規定にかかわらず、生活障害保障型遞減定期保険特約（以下「生活障害特約」といいます。）の締結の際および生活障害特約継続中は契約者の申出により、生活障害特約の保険金等の支払事由発生後は保険金受取人の申出によって、生活障害特約の保険金等についてのみこの特約を締結することができます。この場合、主契約および主契約に付加されるその他の特約にはこの特約を締結しません。

2. 前項の規定により生活障害特約の保険金等についてのみこの特約を締結した場合には、第21条〔特約の消滅〕を次のとおり読み替えて適用します。

[特約の消滅]

第21条 生活障害特約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は同時に消滅します。

年金払移行特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第26条	長期傷害保険に付加した場合の特則
第2条	年金額の計算	第27条	年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則
第3条	年金受取人	第28条	主契約が限定告知型終身保険特約つき保険契約の場合の特則
第4条	年金の種類	第29条	ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則
第5条	年金の型	第30条	介護終身保険に付加した場合の特則
第6条	年金支払日	第31条	主契約が3大疾病保障終身保険特約（12）つき保険契約の場合の特則
第7条	年金の種類および型の選択	第32条	限定告知型定期保険（低払いもどし金型）に付加した場合の特則
第8条	年金の支払	第33条	災害保障重点期間設定型定期保険に付加した場合の特則
第9条	年金の分割支払	第34条	ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則
第10条	年金の一括支払	第35条	特定状態保障一時払終身保険に付加した場合の特則
第11条	重大事由による解除	第36条	ユニット・リンク保険（定期型）に付加した場合の特則
第12条	年金受取人の承継	第37条	継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則
第13条	年金受取人の代表者	第38条	ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則
第14条	解約	第39条	主約款の規定の準用
第15条	契約者配当金の割当		
第16条	契約者配当金の支払		
第17条	年金等の請求・支払の時期および場所		
第18条	年齢の計算		
第19条	年齢または性別の誤りの処理		
第20条	請求手続		
第21条	時効		
第22条	5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則		
第23条	無配当終身保険に付加した場合の特則		
第24条	主契約が介護終身保険特約つき保険契約の場合の特則		
第25条	低払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則		

[この特約の趣旨]

この特約は、すでに締結されている終身保険契約の死亡保障等の全部または一部に代えて所定の年金を支払うことを主な内容とするものです。

[特約の締結]

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、すでに締結されている終身保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. 主契約の一部を年金払に移行するときは、次に定めるところによります。

- (1) 契約者は、年金払に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
- (2) 年金払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金払に移行しない部分」と読み替えます。

3. 主契約が払済定期保険に変更されている場合、この特約を締結することはできません。

4. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の保険料払込期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。ただし、主契約の保険料払込方法（回数）が一時の場合は、会社の定める日とします。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。

- (1) 死亡保険金の支払
- (2) 高度障害保険金の支払
- (3) 保険金額の減額

- (4) 保険契約の解約
 - (5) 契約者に対する貸付
6. 契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なってください。
7. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、年金支払証書を年金受取人に発行します。また、保険証券にも裏書きします。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付（保険料の立替を含みます。）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金（契約者配当金により買い増された終身保険の責任準備金およびこの特約の付加時に消滅する特約の責任準備金を含みます。）
 - (2) 会社の定める方法により計算した契約者配当金（積み立てた契約者配当金を含みます。）
 - (3) 前納保険料の精算金
 - (4) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額
 - (5) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

[年金受取人]

第3条 この特約の年金受取人は、主契約の契約者、被保険者または死亡保険金受取人のうち、契約者が指定した者とします。

2. 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分（以下「年金払移行部分」といいます。）について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 年金受取人が2人以上のときは、年金の受取割合に応じて契約者の権利義務を承継するものとします。

[年金の種類]

第4条 年金の種類は、次のとおりとします。

- (1) 保証期間付終身年金（保証期間は10年とします。）
保証期間中および保証期間経過後、被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき年金を支払います。
- (2) 確定年金
年金支払期間中、被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき年金を支払います。

[年金の型]

第5条 年金の型は、次のとおりとします。ただし、前条第2号の確定年金の場合は、定額型のみとします。

- (1) 定額型
第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同額とします。
- (2) 遅増型
保証期間中の年金額は、第1回の年金額と同額とし、保証期間経過後の年金額は、前回の年金額より第1回の年金額の5%ずつ毎年遅増した金額とします。

[年金支払日]

第6条 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。

2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

[年金の種類および型の選択]

第7条 契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金の種類および型を選択してください。選択する年金の種類が確定年金の場合は、年金支払期間も選択してください。

[年金の支払]

第8条 年金は、年金の種類に応じ、年金支払日に年金受取人に支払います。

2. 被保険者が死亡したときには、年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に次の各号に定める金額を支払います。この場合、被保険者が死亡した時に年金払移行部分は消滅します。
- (1) 保証期間付終身年金の保証期間中
　　残存保証期間に対応する未払年金現価
 - (2) 確定年金の年金支払期間中
　　残存支払期間に対応する未払年金現価

[年金の分割支払]

第9条 年金受取人からの申出があった場合には、会社の定める方法により年金額を分割して支払います。

2. 保証期間付終身年金の場合、被保険者が保証期間経過後に死亡し、その死亡日の属する年度について前項の年金の未払分があるときは、これを一時に年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に支払います。

[年金の一括支払]

第10条 会社は、年金の種類に応じ、次のとおり年金の一括支払を取り扱います。

- (1) 保証期間付終身年金
　　保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残存保証期間に対応する未払年金現価を一括して支払います。
 - (2) 確定年金
　　年金支払期間中に年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、未払年金現価を一括して支払います。
2. 前項第1号の場合、年金を一括して支払ったときは、年金支払証書に裏書きします。
3. 第1項第2号の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

[重大事由による解除]

第11条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、年金払移行部分を将来に向って解除することができます。

- (1) 年金受取人または被保険者が、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (2) 会社の年金受取人または被保険者に対する信頼を損ない、年金払移行部分の存続を困難とする前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、年金（第8条〔年金の支払〕第2項に定める金額を含みます。以下、本条において同じ。）の支払事由が生じた後でも、前項の規定によって年金払移行部分（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号（ア）から（オ）までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金払移行部分のうちその受取人に関する部分とします。以下、本条において同じ。）を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号（ア）から（オ）までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、年金受取人に対する通知によって行ないます。ただし、年金受取人の住所不明等正当な理由によって年金受取人に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知します。
4. 年金払移行部分を解除した場合、前条に定める年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

5. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によって年金払移行部分を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用して年金を支払わないときは、年金払移行部分のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の前条に定める年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

[年金受取人の承継]

第12条 年金受取人は、その一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。

[年金受取人の代表者]

第13条 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

2. 年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の相続人を代理するものとします。

3. 前2項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明であるときは、会社が相続人の1人に対しても行為は、他の相続人に対しても効力を生じます。

[解約]

第14条 この特約の締結日以後は、年金払移行部分を解約することができません。

[契約者配当金の割当]

第15条 会社の定める方法によって積み立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末にその事業年度末に有効な保険契約のうち年金払移行部分に対して契約者配当金を割り当てます。

2. 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約のうち年金払移行部分に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。

[契約者配当金の支払]

第16条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日に年金払移行部分が有効な場合に、年金受取人が選択した次のいずれかの方法で支払います。

(1) 年金を買い増しする方法

次の事業年度の年金支払日に、次に定める年金（以下「増加年金」といいます。）を買い増しするための一時払保険料に充当します。

(ア) この特約の締結日に定めた年金（以下「主たる年金」といいます。）が保証期間付終身年金の場合

(a) 増加年金の年金の種類は、主たる年金の保証期間中は残存保証期間を保証期間とする保証期間付終身年金とし、主たる年金の保証期間経過後は終身年金とします。

(b) 増加年金の年金の型は、定額型とします。

(c) 増加年金は、主たる年金とともに支払います。

(d) 主たる年金が一括支払されたときは、その時までに買い増しされた増加年金についても、その残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人に支払います。

(e) 被保険者が死亡したときには、その時までに買い増しされた増加年金についても、その残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に支払います。

(イ) 主たる年金が確定年金の場合

(a) 増加年金の年金の種類は、確定年金とし、その支払期間は主たる年金の残存支払期間と同一とします。

(b) 増加年金の年金の型は、定額型とします。

(c) 増加年金は、主たる年金とともに支払います。

(d) 主たる年金が一括支払されたときまたは被保険者が死亡したときには、その時までに買い増しされた増加年金についても、その未払年金現価を年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に支払います。

(2) 年金とともに支払う方法

次の事業年度の年金支払日に支払う年金とともに年金受取人に支払います。

(3) 利息をつけて積み立てる方法

次の事業年度の年金支払日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたは年金払移行部分が消滅したときに年金受取人に支払います。

2. 前項第1号または第2号の場合で、保証期間付終身年金において、すでに保証期間中の年金の一括支払がなされているときは、残存保証期間中の契約者配当金は次に定めるところにより支払います。
- (1) 次の事業年度の年金支払日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後の最初の年金支払日に支払う主たる年金とともに年金受取人に支払います。ただし、前項第1号の場合は、保証期間経過後の最初の年金支払日に増加年金を買い増しするための一時払保険料に充当します。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保証期間中に、年金受取人から請求があったときまたは被保険者が死亡したときに年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に支払います。
3. 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。

[年金等の請求・支払の時期および場所]

第17条 年金受取人は、すみやかに第20条〔請求手続〕に規定する必要書類を提出して年金およびこの特約にもとづく支払金（以下「年金等」といいます。）を請求してください。

2. 年金等の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

[年齢の計算]

第18条 被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

[年齢または性別の誤りの処理]

第19条 保証期間付終身年金の被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、会社の定める取扱範囲内のときは、年金支払開始日における実際の年齢または性別にもとづいて年金額等を更正し、その他のときは、主約款の規定を準用します。

[請求手続]

第20条 この特約の年金の支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
1 年金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
2 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
3 年金受取人の承継	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金支払証書

2. 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 会社は、第1項の提出書類（前項で提出を求める書類を含みます。）について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による提出を認めることができます。

[時効]

第21条 年金その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

[5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則]

第22条 5年ごと利差配当付終身保険にこの特約を付加した場合には、第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定にかかわらず次のとおり取り扱います。

- (1) 会社の定める方法によって積み立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末にその事業年度末に有効な保険契約のうち次の年金払移行部分に対して、利差配当を契約者配当金として割り当てます。この場合、(イ) に該当する年金払移行部分については、(ウ) に該当する年金払移行部分に対して割り当てた金額を下回る金額とします。
 - (ア) 次の事業年度中に、年金支払開始日の5年ごとの年単位の応当日（以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来する年金払移行部分
 - (イ) 次の事業年度中に、年金支払期間が満了する年金払移行部分
 - (ウ) 次の事業年度中に、年金支払開始日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年以上経過して被保険者が死亡することにより消滅する年金払移行部分
 - (エ) 次の事業年度中に、年金支払開始日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年以上経過して年金の一括支払が行なわれることにより消滅する年金払移行部分
- (2) 前号のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約のうち年金払移行部分に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- (3) 第1号(ア)の規定により割り当てた契約者配当金は、年金受取人が選択した次のいずれかの方法で支払います。
 - (ア) 年金とともに支払う方法
 - (a) 次の事業年度の5年ごと応当日に年金払移行部分が有効な場合に、その5年ごと応当日に支払う年金とともに年金受取人に支払います。
 - (b) 前(a)の場合で、保証期間付終身年金において、すでに保証期間中の年金の一括支払がなされているときは、残存保証期間中の契約者配当金は、次の事業年度の5年ごと応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後の最初の年金支払日に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、保証期間中に、年金受取人から請求があったときまたは被保険者が死亡したときに年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に支払います。
 - (イ) 利息をつけて積み立てる方法
次の事業年度の5年ごと応当日に年金払移行部分が有効な場合に、その5年ごと応当日以後会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたは年金払移行部分が消滅したときに年金受取人に支払います。
- (4) 第1号(イ)から(エ)により割り当てた契約者配当金は年金受取人に支払います。
- (5) 第2号の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。

[無配当終身保険に付加した場合の特則]

第23条 無配当終身保険にこの特約を付加した場合には、第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

[主契約が介護終身保険特約つき保険契約の場合の特則]

第24条 主契約に介護終身保険特約が付加されている場合、契約者から申出があり、会社が承諾したときは、介護終身保険特約の全部または一部を年金払に移行することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] 中「終身保険契約」を「介護終身保険特約」に読み替えます。
- (2) 第1条 [特約の締結] の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[特約の締結]

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、すでに締結されている介護終身保険特約の全部または一部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 介護終身保険特約の一部を年金払に移行するときは、次に定めるところによります。
 - (1) 契約者は、年金払に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - (2) 年金払に移行しない部分については、介護終身保険特約条項を適用します。この場合、「この特約」を「この特約のうち年金払に移行しない部分」と読み替えます。
3. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、介護終身保険特約の締結日（介護終身保険特約が中途付加された場合にはその中途付加日）以後会社所定の期間経過後に到来する介護終身保険特約の締結日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。
4. この特約が付加された後は、介護終身保険特約については、次の取扱を行ないません。ただし、介護終身保険特約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 介護保険金の支払
 - (4) 特約保険料の払込の免除（保険料払込期間中にこの特約が付加された場合）
 - (5) 特約の保険金額の減額
 - (6) 特約の解約
 - (7) 契約者に対する貸付
5. 契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なってください。
6. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、年金支払証書を年金受取人に発行します。また、保険証券にも裏書します。

- (3) 第2条 [年金額の計算] の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付（保険料の立替を含みます。）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 介護終身保険特約の責任準備金
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額
 - (4) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

- (4) 第3条中「主契約」を「介護終身保険特約」に読み替えます。
- (5) 第15条 [契約者配当金の割当] および第16条 [契約者配当金の支払] の規定は適用しません。
- (6) 介護終身保険特約に低払いもどし金特則または払いもどし金に関する特則が付加されている場合、この特約を締結することはできません。

[低払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則]

第25条 低払いもどし金型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] および第1条 [特約の締結] 第1項中「終身保険契約」を「低払いもどし金型定期保険契約」に読み替えます。
- (2) 第1条第4項を次のとおり読み替えます。

4. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。

(3) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 保険料の払込の免除（保険料払込期間中にこの特約が付加された場合）
 - (4) 保険金額の減額
 - (5) 保険契約の解約
 - (6) 契約者に対する貸付

(4) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

[長期傷害保険に付加した場合の特則]

第26条 長期傷害保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] および第1条〔特約の締結〕第1項中「終身保険契約」を「長期傷害保険契約」に読み替えます。
- (2) 第1条第2項第1号中「死亡保険金額」を「災害保険金額」に読み替えます。
- (3) 第1条第4項を次のとおり読み替えます。

4. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。

(4) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 災害死亡保険金の支払
 - (2) 障害給付金の支払
 - (3) 保険料の払込の免除（保険料払込期間中にこの特約が付加された場合）
 - (4) 災害保険金の減額
 - (5) 保険契約の解約
 - (6) 契約者に対する貸付
 - (7) 被保険者の死亡（第1号の場合を除きます。）または障害給付金の支払割合が通算して10割に達したことによる保険契約の消滅

(5) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

[年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則]

第27条 年金払定期付積立型変額保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分について特別勘定による運用はしません。
- (2) [この特約の趣旨] 中「終身保険契約」を「年金払定期付積立型変額保険契約」に読み替えます。
- (3) 第1条 [特約の締結] の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[特約の締結]

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、すでに締結されている年金払定期付積立型変額保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。ただし、主契約の第1回の年金の支払事由が発生する前に限ります。

2. 主契約の一部を年金払に移行するときは、次に定めるところによります。
 - (1) 契約者は、年金払に移行する部分の積立金額を指定することを要します。
 - (2) 年金払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金払に移行しない部分」と読み替えます。
 - (3) 前号の場合、保険契約のうち年金払に移行しない部分は、第1号の契約者が指定した積立金額を一部引出請求金額とし、かつ、この特約の締結日の前日（この日が営業日でないときは、その直前の営業日）を一部引出日とする積立金の一部引出の請求があったものとして取り扱います。この場合、年金払に移行したときは、この特約の締結日から一部引出の効力を生じるものとします。
 - (4) この特約の締結とあわせて、この特約の締結日と同一の日を変更日とする主約款に定める終身保険への変更の申出があった場合には、第2号および前号の規定にかかわらず、この特約の締結日の前日の積立金額から第1号の契約者が指定した積立金額を差し引いた金額を、変更後契約の責任準備金に充当します。
 - (5) 第3号および前号の場合、この特約の締結日の前日の積立金額が、第1号の契約者が指定した積立金額以下となるときは、主契約の全部が年金払に移行されたものとします。
3. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。
4. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - (1) 死亡年金の支払
 - (2) 高度障害年金の支払
 - (3) 満期保険金の支払
 - (4) 基本年金年額の減額
 - (5) 保険契約の解約
 - (6) 積立金の一部引出
5. 契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なってください。
6. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、年金支払証書を年金受取人に発行します。また、保険証券にも裏書します。
7. 主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のこの特約の締結の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかつたものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

- (4) 第2条 [年金額の計算] の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において未払込保険料があるときはその金額を差し引きります。

- (1) この特約の締結日の前日の主契約の積立金額
 - (2) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

- (5) 第3条 [年金受取人] 第1項中「死亡保険金受取人」を「死亡年金受取人」に読み替えます。
- (6) 第15条 [契約者配当金の割当] および第16条 [契約者配当金の支払] の規定は適用しません。

[主契約が限定告知型終身保険特約つき保険契約の場合の特則]

第28条 主契約に限定告知型終身保険特約が付加されている場合、契約者から申出があり、会社が承諾したときは、限定告知型終身保険特約の全部または一部を年金払に移行することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] 中「終身保険契約」を「限定告知型終身保険特約」に読み替えます。
- (2) 第1条 [特約の締結] の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[特約の締結]

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、すでに締結されている限定告知型終身保険特約の全部または一部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 限定告知型終身保険特約の一部を年金払に移行するときは、次に定めるところによります。
 - (1) 契約者は、年金払に移行しない部分の基本保険金額を指定することを要します。
 - (2) 年金払に移行しない部分については、限定告知型終身保険特約条項を適用します。この場合、「この特約」を「この特約のうち年金払に移行しない部分」と読み替えます。
3. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、限定告知型終身保険特約の締結日（限定告知型終身保険特約が中途付加された場合にはその中途付加日）以後会社所定の期間経過後に到来する限定告知型終身保険特約の締結日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。
4. この特約が付加された後は、限定告知型終身保険特約については、次の取扱を行ないません。ただし、限定告知型終身保険特約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - (1) 災害死亡保険金の支払
 - (2) 死亡保険金の支払
 - (3) 特約保険料の払込の免除（保険料払込期間中にこの特約が付加された場合）
 - (4) 特約の基本保険金額の減額
 - (5) 特約の解約
 - (6) 契約者に対する貸付
5. 契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なってください。
6. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、年金支払証書を年金受取人に発行します。また、保険証券にも裏書します。

- (3) 第2条 [年金額の計算] の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付（保険料の立替を含みます。）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 限定告知型終身保険特約の責任準備金
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。
 - (4) 主契約が限定告知型終身医療保険の場合、第3条 [年金受取人] 中「主契約」を「限定告知型終身保険特約」に、「死亡保険金受取人」を「死亡時返戻金受取人」に読み替えます。
 - (5) 主契約が限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）の場合、第3条中「主契約」を「限定告知型終身保険特約」に読み替えます。
 - (6) 第15条 [契約者配当金の割当] および第16条 [契約者配当金の支払] の規定は適用しません。

[ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則]

第29条 ユニット・リンク保険（有期型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分について特別勘定による運用はしません。
- (2) [この特約の趣旨] および第1条 [特約の締結] 第1項中「終身保険契約」を「ユニット・リンク保険（有期型）契約」に読み替えます。
- (3) 第1条第2項中「死亡保険金額」を「基本保険金額」に読み替えます。
- (4) 第1条第3項中「払済定期保険」を「自動払済定期保険または定額払済定期保険」に読み替えます。
- (5) 第1条第4項中「主契約の保険料払込期間経過後」を「主契約の契約日以後会社所定の期間経過後」に読み替えます。

(6) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 満期保険金の支払
 - (4) 保険料の払込の免除
 - (5) 基本保険金額の減額
 - (6) 保険契約の解約
 - (7) 契約者に対する貸付

(7) 第2条【年金額の計算】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) この特約の締結日の前日の主契約の積立金額（この特約の付加時に消滅する特約（払いもどし金のない特約を除きます。）の責任準備金を含みます。）
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額
 - (4) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(8) 第15条【契約者配当金の割当】および第16条【契約者配当金の支払】の規定は適用しません。

(9) 本条の規定にかかわらず、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のこの特約の締結の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかったものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

[介護終身保険に付加した場合の特則]

第30条 介護終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] および第1条【特約の締結】第1項中「終身保険契約」を「介護終身保険契約」に読み替えます。
- (2) 第1条第4項を次のとおり読み替えます。

4. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。

(3) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。

- (1) 死亡保険金の支払
- (2) 高度障害保険金の支払
- (3) 介護保険金の支払
- (4) 保険料の払込の免除（保険料払込期間中にこの特約が付加された場合）
- (5) 保険金額の減額
- (6) 保険契約の解約
- (7) 契約者に対する貸付

(4) 第2条〔年金額の計算〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付（保険料の立替を含みます。）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(5) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

[主契約が3大疾病保障終身保険特約(12)つき保険契約の場合の特則]

第31条 主契約に3大疾病保障終身保険特約(12)が付加されている場合、契約者から申出があり、会社が承諾したときは、3大疾病保障終身保険特約(12)の全部または一部を年金払に移行することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] 中「終身保険契約」を「3大疾病保障終身保険特約(12)」に読み替えます。
- (2) 第1条〔特約の締結〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[特約の締結]

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、すでに締結されている3大疾病保障終身保険特約(12)の全部または一部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 3大疾病保障終身保険特約(12)の一部を年金払に移行するときは、次に定めるところによります。
- (1) 契約者は、年金払に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - (2) 年金払に移行しない部分については、3大疾病保障終身保険特約(12)条項を適用します。この場合、「この特約」を「この特約のうち年金払に移行しない部分」と読み替えます。
3. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、3大疾病保障終身保険特約(12)の締結日（3大疾病保障終身保険特約(12)が中途付加された場合にはその中途付加日）以後会社所定の期間経過後に到来する3大疾病保障終身保険特約(12)の締結日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、契約者が指定した日とします。
4. この特約が付加された後は、3大疾病保障終身保険特約(12)については、次の取扱を行ないません。ただし、3大疾病保障終身保険特約(12)のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 3大疾病保険金の支払
 - (4) 特約保険料の払込の免除（保険料払込期間中にこの特約が付加された場合）
 - (5) 特約の保険金額の減額
 - (6) 特約の解約
 - (7) 契約者に対する貸付
5. 契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なってください。
6. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、年金支払証書を年金受取人に発行します。また、保険証券にも裏書きします。

(3) 第2条〔年金額の計算〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付（保険料の立替を含みます。）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 3大疾病保障終身保険特約(12)の責任準備金
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額
 - (4) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

- (4) 第3条中「主契約」を「3大疾病保障終身保険特約(12)」に読み替えます。
(5) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

[限定告知型定期保険(低払いもどし金型)に付加した場合の特則]

- 第32条** 限定告知型定期保険(低払いもどし金型)にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) [この特約の趣旨] および第1条〔特約の締結〕第1項中「終身保険契約」を「限定告知型定期保険(低払いもどし金型)契約」に読み替えます。
- (2) 第1条第2項第1号中「死亡保険金額」を「基本保険金額」に読み替えます。
- (3) 第1条第4項を次のとおり読み替えます。
4. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日(以下「契約応当日」といいます。)のうちから、契約者が指定した日とします。
- (4) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。
5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 災害死亡保険金の支払
(2) 死亡保険金の支払
(3) 保険料の払込の免除(保険料払込期間中にこの特約が付加された場合)
(4) 基本保険金額の減額
(5) 保険契約の解約
(6) 契約者に対する貸付
- (5) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

[災害保障重点期間設定型定期保険に付加した場合の特則]

- 第33条** 災害保障重点期間設定型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) [この特約の趣旨] および第1条〔特約の締結〕第1項中「終身保険契約」を「災害保障重点期間設定型定期保険」に読み替えます。
- (2) 第1条第4項を次のとおり読み替えます。
4. この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日(以下「契約応当日」といいます。)のうちから、契約者が指定した日とします。
- (3) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。
5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 災害死亡保険金の支払
(2) 死亡保険金の支払
(3) 保険金額の減額
(4) 保険契約の解約
(5) 契約者に対する貸付
- (4) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。
- (5) 主契約の一部を年金払に移行する場合、年金払に移行しない部分まで減額されたものとみなして別表〔第1保険期間の死亡保険金〕の規定を適用します。

[ユニット・リンク介護保険(終身移行型)に付加した場合の特則]

- 第34条** ユニット・リンク介護保険(終身移行型)にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分について特別勘定による運用はしません。
- (2) [この特約の趣旨] および第1条〔特約の締結〕第1項中「終身保険契約」を「ユニット・リンク介護保険(終身移行型)契約」に読み替えます。
- (3) 第1条第2項中「死亡保険金額」を「基本保険金額または第2保険期間中の保険金額」に読み替えます。
- (4) 第1条第3項中「払済定期保険」を「自動定額払済介護定期保険または定額払済介護定期保険」に読み替えます。
- (5) 第1条第4項中「主契約の保険料払込期間経過後」を「主契約の契約日以後会社所定の期間経過後」に読み替えます。

(6) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 介護保険金の支払
 - (4) 保険料の払込の免除
 - (5) 基本保険金額または第2保険期間中の保険金額の減額
 - (6) 保険契約の解約
 - (7) 契約者に対する貸付

(7) 第2条【年金額の計算】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 締結日が第1保険期間中の場合はこの特約の締結日の前日の主契約の積立金額（この特約の付加時に消滅する特約（払いもどし金のない特約を除きます。）の責任準備金を含みます。）
 - (2) 締結日が第2保険期間中の場合は主契約の責任準備金
 - (3) 前納保険料の精算金
 - (4) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額
 - (5) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(8) 第15条【契約者配当金の割当】および第16条【契約者配当金の支払】の規定は適用しません。

(9) 本条の規定にかかわらず、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のこの特約の締結の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかつたものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

[特定状態保障一時払終身保険に付加した場合の特則]

第35条 特定状態保障一時払終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) [この特約の趣旨] および第1条【特約の締結】第1項中「終身保険契約」を「特定状態保障一時払終身保険契約」に読み替えます。
- (2) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 特定状態保険金の支払
 - (3) 保険金額の減額
 - (4) 保険契約の解約
 - (5) 契約者に対する貸付

(3) 第2条【年金額の計算】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付（保険料の立替を含みます。）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金
 - (2) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(4) 第15条【契約者配当金の割当】および第16条【契約者配当金の支払】の規定は適用しません。

[ユニット・リンク保険（定期型）に付加した場合の特則]

第36条 ユニット・リンク保険（定期型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分について特別勘定による運用はしません。
- (2) [この特約の趣旨] および第1条〔特約の締結〕第1項中「終身保険契約」を「ユニット・リンク保険（定期型）契約」に読み替えます。
- (3) 第1条第2項中「死亡保険金額」を「基本保険金額」に読み替えます。
- (4) 第1条第3項中「払済定期保険」を「自動定額払済定期保険または定額払済定期保険」に読み替えます。
- (5) 第1条第4項中「主契約の保険料払込期間経過後」を「主契約の契約日以後会社所定の期間経過後」に読み替えます。
- (6) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 保険料の払込の免除
 - (3) 基本保険金額の減額
 - (4) 保険契約の解約
 - (5) 契約者に対する貸付

- (7) 第2条〔年金額の計算〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) この特約の締結日の前日の主契約の積立金額（この特約の付加時に消滅する特約（払いもどし金のない特約を除きます。）の責任準備金を含みます。）
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額
 - (4) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。
- (8) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。
 - (9) 本条の規定にかかわらず、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のこの特約の締結の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかつものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

[継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則]

第37条 継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分について特別勘定による運用はしません。
- (2) [この特約の趣旨] および第1条〔特約の締結〕第1項中「終身保険契約」を「継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険契約」に読み替えます。
- (3) 第1条第2項中「死亡保険金額」を「基本保険金額」に読み替えます。
- (4) 第1条第3項中「払済定期保険」を「自動払済継続入院収入支援定期保険または払済継続入院収入支援定期保険」に読み替えます。
- (5) 第1条第4項中「主契約の保険料払込期間経過後」を「主契約の契約日以後会社所定の期間経過後」に読み替えます。
- (6) 第1条第5項を次のとおり読み替えます。

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
- (1) 継続入院収入支援一時金の支払
 - (2) 死亡保険金の支払
 - (3) 保険料の払込の免除
 - (4) 基本保険金額の減額
 - (5) 保険契約の解約
 - (6) 契約者に対する貸付

(7) 第2条〔年金額の計算〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者に対する貸付が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

(1) この特約の締結日の前日の主契約の積立金額（この特約の付加時に消滅する特約（払いもどし金のない特約を除きます。）の責任準備金を含みます。）

(2) 前納保険料の精算金

(3) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額

(4) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額

2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(8) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。

(9) 本条の規定にかかわらず、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のこの特約の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかつたものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

[ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則]

第38条 ユニット・リンク個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

(1) この特約の締結日以後は、特別勘定による運用はしません。

(2) [この特約の趣旨] を次のとおり読み替えます。

[この特約の趣旨]

この特約は、すでに締結されているユニット・リンク個人年金保険契約の死亡保障等の全部に代えて所定の年金を支払うことを主な内容とするものです。

(3) 第1条〔特約の締結〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[特約の締結]

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、すでに締結されているユニット・リンク個人年金保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. この特約の締結日は、この特約の付加の申込を会社の本社または指定した場所で受け付けた日の翌日とします。ただし、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後から年金支払開始日までの期間中とします。

3. この特約が付加された後は、次の取扱を行ないません。

(1) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による年金の支払

(2) 災害死亡給付金または死亡給付金の支払

(3) 任意一時払保険料の払込

(4) 積立金の一部引出

(5) 保険契約の解約

4. 契約者の申出によってこの特約を締結したときは、年金支払証書を年金受取人に発行します。また、保険証券にも裏書します。

(4) 第2条〔年金額の計算〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[年金額の計算]

第2条 年金額は、主契約における次の金額の合計額の全部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

(1) この特約の締結日の前日の主契約の積立金額（この特約の付加時に消滅する特約（払いもどし金のない特約を除きます。）の責任準備金を含みます。）

(2) 前納保険料の精算金

(3) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い契約者に支払うべき金額

(4) 会社の定める範囲内で契約者が払い込む金額

2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(5) 第3条〔年金受取人〕第1項中「主契約の契約者、被保険者または死亡保険金受取人」を「主契約の契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人」に読み替えます。

- (6) 第15条〔契約者配当金の割当〕および第16条〔契約者配当金の支払〕の規定は適用しません。
- (7) 本条の規定にかかわらず、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る契約のこの特約の締結の請求すべてについて受付を行なわず、すでに行なわれたその請求は、すべてなかつたものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

[主約款の規定の準用]

第39条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

3大疾病保険料払込免除特約条項

目 次

この特約の内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特約の締結

第2条 特約の締結

3. 特約の責任開始期

第3条 特約の責任開始期

4. 保険料の払込の免除

第4条 保険料の払込の免除

5. 特約の解除

第5条 告知義務

第6条 告知義務違反による解除

第7条 特約を解除しない場合

第8条 重大事由による解除

6. 特約の保険期間

第9条 特約の保険期間

7. 保険料率

第10条 保険料率

8. 特約の失効および消滅

第11条 特約の失効

第12条 特約の消滅

9. 特約の復活

第13条 特約の復活

10. 特約の契約者配当金

第14条 契約者配当金

11. 特約の解約・払いもどし金

第15条 特約の解約

第16条 特約の払いもどし金

12. 保険料の払込の免除の請求

第17条 保険料の払込の免除の請求

13. 法令等の改正に伴う特約条項の変更

第18条 法令等の改正に伴う特約条項の変更

14. 請求手続

第19条 請求手続

15. 管轄裁判所

第20条 管轄裁判所

16. ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則

第21条 ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則

17. ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則

第22条 ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則

18. 主約款の規定の準用

第23条 主約款の規定の準用

[この特約の内容]

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	支払内容
保険料の払込の免除	被保険者が所定のガン、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態になったとき、その後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義

[用語の意義]

第1条 この特約において使用される次の用語の意義は、次の表のとおりとします。

用語	用語の意義
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日とします。

用語	用語の意義									
契約者	保険契約者をいいます。									
主契約	主たる保険契約をいいます。									
主約款	主契約の普通保険約款をいいます。									
被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。									
保険料期間	保険料の払込方法（回数）に応じ、次の表に定める期間をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保険料の払込方法（回数）</th> <th>保険料期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>年払</td> <td>契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> </tbody> </table>		保険料の払込方法（回数）	保険料期間	月払	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで	半年払	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで	年払	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで
保険料の払込方法（回数）	保険料期間									
月払	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで									
半年払	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで									
年払	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで									
保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除する場合をいいます。									

2. 特約の締結

[特約の締結]

第2条 この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

3. 特約の責任開始期

[特約の責任開始期]

第3条 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

4. 保険料の払込の免除

[保険料の払込の免除]

第4条 この特約の保険料の払込の免除は次の表のとおりです。

保険料の払込の免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後の保険期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて医師によって別表20に定める悪性新生物（以下「ガン」といいます。）と診断確定されたとき	保険料の払込の免除事由に該当した時の直後に到来する保険料期間以後の主契約の保険料
(2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に、次の（ア）から（ウ）までのすべてを満たす手術を受けたとき （ア）この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した別表20に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）または別表20に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）の治療を直接の目的とした手術であること （イ）その手術が別表2に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における手術であること （ウ）その手術が別表21に定める公的医療保険制度に基づく別表22に定める医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること	
(3) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に、次の（ア）から（ウ）までのすべてを満たす別表2に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき （ア）この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした入院であること （イ）その入院が病院または診療所における入院であること （ウ）その入院日数が継続して5日以上であること	

2. 前項各号の保険料の払込の免除事由のうち、ガンと診断確定された場合に関する第1号の保険料の払込の免除事由に該当した場合でも、この特約の責任開始日（この特約の責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて90日以内にガンと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、この特約の責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に、被保険者がこの特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に医師によって診断確定されたガンと因果関係のない新たなガンと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
3. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
4. 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始したときに入院開始の直接の原因となつた急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していた場合またはその入院中に入院開始の直接の原因となつた急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となつた急性心筋梗塞または脳卒中により、継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
5. 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因により入院を開始した後、その入院中に急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院とみなして、第1項の規定を適用します。
6. 被保険者が、同一の急性心筋梗塞または脳卒中により転入院または再入院した場合、退院日の翌日からその日を含めて31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した1回の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
7. この特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、その急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、入院し、または手術を受けたときでも、次の各号の入院または手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

(1)	この特約の責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院
(2)	この特約の責任開始日からその日を含めて2年を経過した後の手術

8. この特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、その急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、入院し、または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、その入院または手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

(1)	この特約の締結または復活の際に、その疾病的告知があったとき
(2)	その疾病に関して、この特約の責任開始期前に、被保険者が次の（ア）および（イ）のすべてを満たすとき。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していたときを除きます。 （ア）医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと （イ）検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

9. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、以後主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

10. 保険料の払込が免除された主契約については、主約款の契約内容の変更に関する規定を適用しません。

5. 特約の解除

[告知義務]

第5条 会社が、この特約の締結または復活の際、保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末に表示された告知画面に入力する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

[告知義務違反による解除]

第6条 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただまたは事実でないことを告げた場合は、会社は、この特約を将来に向て解除することができます。

2. 会社は、保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者の住所不明等正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知します。
5. この特約を解除した場合、この特約の払いもどし金はありません。

[特約を解除しない場合]

第7条 会社は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

(1)	会社がこの特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2)	保険媒介者が、契約者または被保険者が第5条〔告知義務〕の告知をすることを妨げたとき
(3)	保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第5条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4)	会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
(5)	この特約の責任開始日からその日を含めて2年以内に保険料の払込の免除事由が生じなかったとき

2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第5条〔告知義務〕の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

[重大事由による解除]

第8条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

6. 特約の保険期間

[特約の保険期間]

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

7. 保険料率

[保険料率]

第10条 この特約が付加された場合、主契約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

8. 特約の失效および消滅

[特約の失效]

第11条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

[特約の消滅]

第12条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

2. 前項の場合で主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を契約者に支払い、その他の場合には、この特約の払いもどし金はありません。

9. 特約の復活

[特約の復活]

第13条 主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定に準じて、復活の取扱を行ないます。

10. 特約の契約者配当金

[契約者配当金]

第14条 この特約の契約者配当金はありません。

11. 特約の解約・払いもどし金

[特約の解約]

第15条 この特約のみの解約は取り扱いません。

[特約の払いもどし金]

第16条 この特約の払いもどし金はありません。

12. 保険料の払込の免除の請求

[保険料の払込の免除の請求]

第17条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 保険料の払込の免除事由が生じた契約者は、すみやかに第19条【請求手続】に定める必要書類を提出して保険料の払込の免除を請求してください。
3. この特約の保険料の払込の免除の請求については、主約款の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

13. 法令等の改正に伴う特約条項の変更

[法令等の改正に伴う特約条項の変更]

第18条 会社は、法令等の改正により、この特約の給付にかかる公的医療保険制度の変更が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向ってこの特約の特約条項（第4条【保険料の払込の免除】第1項の保険料の払込の免除事由に関するものに限ります。以下本条において同じ。）を変更することができます。

2. 本条の規定によりこの特約の特約条項を変更する場合には、この特約条項を変更する日（以下「特約条項変更日」といいます。）の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2ヵ月前までに通知できない場合には、特約条項変更日前に通知します。

14. 請求手続

[請求手続]

第19条 この特約の保険料の払込の免除については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (6) 保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 会社は、第1項の提出書類（前項で提出を求める書類を含みます。）について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による提出を認めることができます。

15. 管轄裁判所

[管轄裁判所]

第20条 この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

16. ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則

[ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則]

第21条 ユニット・リンク保険（有期型）にこの特約を付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	主契約の保険料のうち特別勘定で運用される分の金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額とします。
(2)	第12条〔特約の消滅〕の規定のほか、主契約が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに変更されたときには、この特約は消滅します。 (ア) 自動払済定期保険 (イ) ユニット・リンク払済保険（有期型） (ウ) 定額払済定期保険
(3)	主契約が消滅したことによりこの特約が消滅した場合で被保険者が死亡した日の主契約の積立金が支払われるときは、この特約の責任準備金を契約者に支払い、その他の場合には、この特約の払いもどし金はありません。
(4)	第2号の場合、保険証券に裏書きします。

17. ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則

[ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則]

第22条 ユニット・リンク介護保険（終身移行型）にこの特約を付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	主契約の保険料のうち特別勘定で運用される分の金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額とします。
(2)	第12条〔特約の消滅〕の規定のほか、主契約が次の（ア）または（イ）のいずれかに変更されたときは、この特約は消滅します。 (ア) 第2保険期間に移行したとき (イ) 次の（a）から（c）までのいずれかに変更されたとき (a) 自動定額払済介護定期保険 (b) ユニット・リンク払済介護保険（終身移行型） (c) 定額払済介護定期保険
(3)	主契約が消滅したことによりこの特約が消滅した場合で被保険者が死亡した日の主契約の積立金が支払われるときは、この特約の責任準備金を契約者に支払い、その他の場合には、この特約の払いもどし金はありません。
(4)	第2号の場合、保険証券に裏書きします。

18. 主約款の規定の準用

[主約款の規定の準用]

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

7大疾病保険料払込免除特約条項

目次

この特約の内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特約の締結

第2条 特約の締結

3. 特約の責任開始期

第3条 特約の責任開始期

4. 疾病の定義およびガンの診断確定

第4条 疾病の定義およびガンの診断確定

5. 保険料の払込の免除

第5条 保険料の払込の免除

6. 特約の解除

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 特約を解除しない場合

第9条 重大事由による解除

7. 特約の保険期間

第10条 特約の保険期間

8. 保険料率

第11条 保険料率

9. 特約の失効および消滅

第12条 特約の失効

第13条 特約の消滅

10. 特約の復活

第14条 特約の復活

11. 特約の契約者配当金

第15条 契約者配当金

12. 特約の解約・払いもどし金

第16条 特約の解約

第17条 特約の払いもどし金

13. 保険料の払込の免除の請求

第18条 保険料の払込の免除の請求

14. 法令等の改正に伴う特約条項の変更

第19条 法令等の改正に伴う特約条項の変更

[この特約の内容]

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	支払内容
保険料の払込の免除	被保険者が所定のガンと診断確定されたとき、または特定の疾患によって所定の治療を受けたとき、その後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義

[用語の意義]

第1条 この特約において使用される次の用語の意義は、次の表のとおりとします。

用語	用語の意義							
契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日とします。							
契約者	保険契約者をいいます。							
主契約	主たる保険契約をいいます。							
主約款	主契約の普通保険約款をいいます。							
被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。							
保険料期間	保険料の払込方法（回数）に応じ、次の表に定める期間をいいます。 <table border="1"><thead><tr><th>保険料の払込方法（回数）</th><th>保険料期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>月払</td><td>契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで</td></tr><tr><td>年払</td><td>契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで</td></tr></tbody></table>		保険料の払込方法（回数）	保険料期間	月払	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで	年払	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで
保険料の払込方法（回数）	保険料期間							
月払	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで							
年払	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで							
保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除する場合をいいます。							

2. 特約の締結

[特約の締結]

第2条 この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

3. 特約の責任開始期

[特約の責任開始期]

第3条 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

4. 疾病の定義およびガンの診断確定

[疾病の定義およびガンの診断確定]

第4条 この特約において「ガン」「糖尿病」「糖尿病性網膜症」「糖尿病性壞疽」「高血圧性疾患」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「大動脈瘤」「大動脈解離」「食道靜脈瘤」「胃靜脈瘤」「肝硬変」および「慢性腎臓病」とは、別表23に定める悪性新生物、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壞疽、高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、大動脈瘤、大動脈解離、食道靜脈瘤、胃靜脈瘤、肝硬変および慢性腎臓病をいいます。

2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

5. 保険料の払込の免除

[保険料の払込の免除]

第5条 この特約の保険料の払込の免除は次の表のとおりです。

保険料の払込の免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が次の各号のいずれかに該当したとき	保険料の払込の免除事由に該当した時の直後に到来する保険料期間以後の主契約の保険料
(1) ガン この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後の保険期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて医師によってガンと診断確定されたとき	
(2) 糖尿病 この特約の責任開始期以後の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、糖尿病を発病し、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当したとき (ア) 次の（a）から（d）までのすべてを満たす手術を受けたこと (a) 糖尿病性網膜症の治療を直接の目的とした手術であること (b) その手術が網膜または硝子体に対する手術であること (c) その手術が別表2に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における手術であること (d) その手術が別表21に定める公的医療保険制度に基づく別表22に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること (イ) 次の（a）から（c）までのすべてを満たす手術を受けたこと (a) 上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的とした手術であること (b) その手術が病院または診療所における別表24に定める切断術であること (c) その切断術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること	
(3) 高血圧性疾患 この特約の責任開始期以後の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、高血圧性疾患を発病し、次の（ア）から（ウ）までのすべてを満たす手術を受けたとき (ア) 大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的とした手術であること (イ) その手術が病院または診療所における手術であること (ウ) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること	
(4) 急性心筋梗塞 この特約の責任開始期以後の保険期間中に、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当したとき (ア) 次の（a）から（c）までのすべてを満たす手術を受けたこと (a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした手術であること (b) その手術が病院または診療所における手術であること (c) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること (イ) 次の（a）から（c）までのすべてを満たす別表2に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたこと (a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした入院であること (b) その入院が病院または診療所における入院であること (c) その入院日数が継続して5日以上であること	

保険料の払込の免除事由	払込を免除する保険料
<p>(5) 脳卒中</p> <p>この特約の責任開始期以後の保険期間中に、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) 次の（a）から（c）までのすべてを満たす手術を受けたこと</p> <p>(a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した脳卒中の治療を直接の目的とした手術であること</p> <p>(b) その手術が病院または診療所における手術であること</p> <p>(c) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること</p> <p>(イ) 次の（a）から（c）までのすべてを満たす入院をしたこと</p> <p>(a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した脳卒中の治療を直接の目的とした入院であること</p> <p>(b) その入院が病院または診療所における入院であること</p> <p>(c) その入院日数が継続して5日以上であること</p>	保険料の払込の免除事由に該当した時の直後に到来する保険料期間以後の主契約の保険料
<p>(6) 肝硬変</p> <p>この特約の責任開始期以後の保険期間中に、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、肝硬変を発病し、次の（a）から（c）までのすべてを満たす手術を受けたこと</p> <p>(a) 食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的とした手術であること</p> <p>(b) その手術が病院または診療所における手術であること</p> <p>(c) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること</p> <p>(イ) 次の（a）から（d）までのすべてを満たす手術を受けたこと</p> <p>(a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した肝硬変の治療を直接の目的とした手術であること</p> <p>(b) その手術が日本国内で行なわれた肝臓（人工臓器を除きます。）の全体または一部の別表24に定める移植術（臓器の移植に関する法律に沿った受容者を対象とした手術に限ります。）（以下「移植術」といいます。）であること</p> <p>(c) その手術が病院または診療所における手術であること</p> <p>(d) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること</p> <p>(ウ) 次の（a）から（c）までのすべてを満たす入院をしたこと</p> <p>(a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した肝硬変の治療を直接の目的とした入院であること</p> <p>(b) その入院が病院または診療所における入院であること</p> <p>(c) その入院日数が継続して5日以上であること</p>	
<p>(7) 慢性腎臓病</p> <p>この特約の責任開始期以後の保険期間中に、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) 次の（a）から（d）までのすべてを満たす手術を受けたこと</p> <p>(a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した慢性腎臓病の治療を直接の目的とした手術であること</p> <p>(b) その手術が永続的な別表24に定める人工透析療法を開始するための手術であること</p> <p>(c) その手術が病院または診療所における手術であること</p> <p>(d) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること</p> <p>(イ) 次の（a）から（d）までのすべてを満たす手術を受けたこと</p> <p>(a) この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した慢性腎臓病の治療を直接の目的とした手術であること</p> <p>(b) その手術が日本国内で行なわれた腎臓（人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植術であること</p> <p>(c) その手術が病院または診療所における手術であること</p> <p>(d) その手術が医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること</p>	

2. 前項各号の保険料の払込の免除事由のうち、ガンと診断確定された場合に関する第1号の保険料の払込の免除事由に該当した場合でも、この特約の責任開始日（この特約の責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて90日以内にガンと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、この特約の責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に、被保険者がこの特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に医師によって診断確定されたガンと因果関係のない新たなガンと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
3. 被保険者が急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変を直接の原因とする入院を開始したときに入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変と異なる急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変を併発していた場合またはその入院中に入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変と異なる急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変により、継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
4. 被保険者が急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変以外の原因により入院を開始した後、その入院中に急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変を併発し、その急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変を直接の原因とする入院とみなして、第1項の規定を適用します。
5. 被保険者が、同一の急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変により転入院または再入院した場合、退院日の翌日からその日を含めて31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した1回の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
6. この特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、入院し、または手術を受けたときでも、次の各号の入院または手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項（第1号のガンに関する保険料の払込の免除事由を除きます。）の規定を適用します。

(1)	この特約の責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院
(2)	この特約の責任開始日からその日を含めて2年を経過した後の手術

7. この特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、入院し、または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、その入院または手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項（第1号のガンに関する保険料の払込の免除事由を除きます。）の規定を適用します。

(1)	この特約の締結または復活の際に、その疾病的告知があったとき
(2)	その疾病に関して、この特約の責任開始期前に、被保険者が次の（ア）および（イ）のすべてを満たすとき。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していたときを除きます。 （ア）医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと （イ）検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

8. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、以後主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
9. 保険料の払込が免除された主契約については、主約款の契約内容の変更に関する規定を適用しません。

6. 特約の解除

【告知義務】

第6条 会社が、この特約の締結または復活の際、保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末に表示された告知画面に入力する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

【告知義務違反による解除】

第7条 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合は、会社は、この特約を将来に向って解除することができます。

2. 会社は、保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者の住所不明等正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知します。
5. この特約を解除した場合、この特約の払いもどし金はありません。

[特約を解除しない場合]

第8条 会社は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

(1)	会社がこの特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2)	保険媒介者が、契約者または被保険者が第6条【告知義務】の告知をすることを妨げたとき
(3)	保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4)	会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
(5)	この特約の責任開始日からその日を含めて2年以内に保険料の払込の免除事由が生じなかったとき

2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第6条【告知義務】の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

[重大事由による解除]

第9条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

7. 特約の保険期間

[特約の保険期間]

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

8. 保険料率

[保険料率]

第11条 この特約が付加された場合、主契約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

2. 前項の場合、主契約の保険料のうち特別勘定で運用される分の金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額とします。

9. 特約の失効および消滅

[特約の失効]

第12条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

[特約の消滅]

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)	主契約が消滅したとき
(2)	主契約が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに変更されたとき （ア）自動払済定期保険 （イ）ユニット・リンク払済保険（有期型） （ウ）定額払済定期保険

2. 前項第1号の場合で被保険者が死亡した日の主契約の積立金が支払われるときは、この特約の責任準備金を契約者に支払い、その他の場合には、この特約の払いもどし金はありません。

3. 第1項第2号の場合、保険証券に裏書します。

10. 特約の復活

[特約の復活]

第14条 主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定に準じて、復活の取扱を行ないます。

11. 特約の契約者配当金

[契約者配当金]

第15条 この特約の契約者配当金はありません。

12. 特約の解約・払いもどし金

[特約の解約]

第16条 この特約のみの解約は取り扱いません。

[特約の払いもどし金]

第17条 この特約の払いもどし金はありません。

13. 保険料の払込の免除の請求

[保険料の払込の免除の請求]

第18条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 保険料の払込の免除事由が生じた契約者は、すみやかに第20条【請求手続】に定める必要書類を提出して保険料の払込の免除を請求してください。
3. この特約の保険料の払込の免除の請求については、主約款の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

14. 法令等の改正に伴う特約条項の変更

[法令等の改正に伴う特約条項の変更]

第19条 会社は、法令等の改正により、この特約の給付にかかる公的医療保険制度の変更が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向ってこの特約の特約条項（第5条【保険料の払込の免除】第1項の保険料の払込の免除事由に関するものに限ります。以下本条において同じ。）を変更することができます。

2. 本条の規定によりこの特約の特約条項を変更する場合には、この特約条項を変更する日（以下「特約条項変更日」といいます。）の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2ヵ月前までに通知できない場合には、特約条項変更日前に通知します。

15. 請求手続

[請求手続]

第20条 この特約の保険料の払込の免除については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明 (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 会社は、第1項の提出書類（前項で提出を求める書類を含みます。）について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による提出を認めることができます。

16. 管轄裁判所

[管轄裁判所]

第21条 この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

17. ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則

[ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則]

第22条 ユニット・リンク介護保険（終身移行型）にこの特約を付加した場合には、第13条〔特約の消滅〕第1項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- | | |
|-----|---|
| (2) | 主契約が次の（ア）または（イ）のいずれかに該当したとき
(ア) 第2保険期間に移行したとき
(イ) 次の（a）から（c）までのいずれかに変更されたとき
（a）自動定額払済介護定期保険
（b）ユニット・リンク払済介護保険（終身移行型）
（c）定額払済介護定期保険 |
|-----|---|

18. 主約款の規定の準用

[主約款の規定の準用]

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

契約条件に関する特約 (08) 条項

目次

第1条	この特約の付加	第8条	低払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則
第2条	契約の条件	第9条	生活障害保障型定期保険に付加した場合の特則
第3条	契約内容の変更制限等	第10条	介護終身保険に付加した場合の特則
第4条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加した場合の特則	第11条	ユニット・リンク介護保険(終身移行型)に付加した場合の特則
第5条	特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則	第12条	ユニット・リンク保険(定期型)に付加した場合の特則
第6条	ユニット・リンク保険(有期型)に付加した場合の特則		
第7条	初期低払いもどし金型遞増定期保険に付加した場合の特則		

[この特約の付加]

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の健康状態その他の会社の定める普通の標準に適合しない場合に、主契約に付加するものです。
2. 第2条 [契約の条件] 第1項第1号または第2号の条件を主契約に付加した場合で、主契約に非更新型定期保険特約、非更新型家族収入特約または生活障害保障型遞減定期保険特約（以下「非更新型定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合、もしくは中途付加されたときには、当該条件は同時に非更新型定期保険特約等にも付加されたものとします。
 3. 第2条 [契約の条件] 第1項第3号（ア）の条件を主契約に付加した場合で、主契約に非更新型定期保険特約等または災害割増特約が付加されている場合、もしくは中途付加されたときには、当該条件は同時に非更新型定期保険特約等または災害割増特約にも付加されたものとします。
 4. 第2条 [契約の条件] 第1項第3号（イ）の条件を主契約に付加した場合で、主契約に特約が付加されている場合、もしくは中途付加されたときには、当該条件は同時に当該特約にも付加されたものとします。

[契約の条件]

第2条 この特約により主契約（主契約に付加される特約を含みます。以下本条において同じ。）に付加する条件は、次の各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の場合によります。

(1) 特別保険料の付加

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払込保険料とし、普通保険約款の保険料の払込に関する規定を準用します。この場合の特別保険料に対する払いもどし金および責任準備金については、主契約の普通保険約款または特約条項の払いもどし金および責任準備金に関する規定を準用します。

(2) 保険金の削減支払

契約日からその日を含めて会社の定める削減期間中に被保険者が保険金（満期保険金を除きます。以下同じ。）の支払事由に該当した場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、主契約の保険金額（非更新型定期保険特約等の保険金額（非更新型家族収入特約の場合は特約基準年金年額）を含みます。以下同じ。）に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または別表14に定める感染症によって保険金の支払事由に該当したときは、主契約の保険金額の全額を支払います。

削減期間 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
1年を超える2年以内		6.0	5.0	4.0	3.0
2年を超える3年以内			7.5	6.0	4.5
3年を超える4年以内				8.0	6.0
4年を超える5年以内					8.0

(3) 特定障害不払法

(ア) 被保険者が、別表9に定める高度障害状態のうち会社が指定した障害によって、高度障害保険金、生活障害保険金、災害高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「高度障害保険金等」といいます。）の支払事由に該当した場合には、高度障害保険金等を支払いません。

(イ) 被保険者が、別表10（生活障害保障型遞減定期保険特約については別表19）に定める障害状態のうち会社が指定した障害によって、生活障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由に該当した場合には、生活障害保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。

2. 前項の規定によって主契約につけた条件は、保険証券に記載します。

[契約内容の変更制限等]

第3条 この特約を付加した主契約（前条第1項各号のいずれかの条件が付加された特約を含みます。以下本条において同じ。）については、保険期間または保険料払込期間の延長の取扱は行ないません。また、保険金の削減支払の条件を付加した主契約については、削減期間中は、払済養老保険への変更の取扱は行ないません。

2. 特別保険料の付加の条件を付加した主契約または保険金の削減支払の条件を付加した場合で削減期間中の主契約については、払済定期保険への変更の取扱は行ないません。

[終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険に付加した場合の特則]

第4条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または無配当終身保険にこの特約を付加した場合には、前条第1項中「保険期間または保険料払込期間」を「保険料払込期間」に、「払済養老保険」を「払済終身保険」に読み替えます。

[特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則]

第5条 特定疾病保障定期保険にこの特約を付加した場合、第3条【契約内容の変更制限等】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[契約内容の変更制限等]

第3条 この特約を付加した主契約については、保険期間または保険料払込期間の延長および主契約の更新の取扱は行ないません。

2. 特別保険料の付加の条件を付加した主契約または保険金の削減支払の条件を付加した場合で削減期間中の主契約については、保険金額の増額の取扱は行ないません。

3. 保険金の削減支払の条件のみを付加した場合は、第1項の規定にかかわらず、更新を取り扱います。この場合、更新後の保険契約については、保険金の削減支払の条件を付加しません。

[ユニット・リンク保険（有期型）に付加した場合の特則]

第6条 ユニット・リンク保険（有期型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 特別保険料の付加の条件を付加した場合で保険料払込期間中または保険金の削減支払の条件を付加した場合で削減期間中は、会社は、自動払済定期保険への変更の取扱は行ないません。

(2) 第2条第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(1) 特別保険料の付加

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払込保険料とし、普通保険約款（年払契約の場合には、年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則を含みます。）の保険料の払込に関する規定を準用します。この場合の特別保険料に対する払いもどし金および責任準備金については、主契約の普通保険約款または特約条項の払いもどし金および責任準備金に関する規定を準用します。

(3) 第2条第1項第2号（表は除きます。）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(2) 保険金の削減支払

契約日からその日を含めて会社の定める削減期間中に被保険者が保険金（満期保険金を除きます。以下同じ。）の支払事由に該当した場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、主契約の基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額または積立金額のいずれか大きい金額を支払います。ただし、災害または別表14に定める感染症によって保険金の支払事由に該当したときは、主契約の保険金額の全額を支払います。

(4) 第3条【契約内容の変更制限等】の規定にかかわらず、この特約を付加した主契約については、定額払済養老保険、ユニット・リンク払済保険、定額払済定期保険または終身保険への変更の取扱は行ないません。

(5) 特別保険料は普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。

[初期低払いもどし金型遞増定期保険に付加した場合の特則]

第7条 初期低払いもどし金型遞増定期保険にこの特約を付加した場合、第3条【契約内容の変更制限等】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

【契約内容の変更制限等】

第3条 保険金の削減支払の条件を付加した主契約については、削減期間中は、払済保険への変更および払済終身保険への変更の取扱は行ないません。

[低払いもどし金型定期保険に付加した場合の特則]

第8条 低払いもどし金型定期保険にこの特約を付加した場合には、第3条【契約内容の変更制限等】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

【契約内容の変更制限等】

第3条 保険金の削減支払の条件を付加した主契約（非更新型定期保険特約等を含みます。以下本条において同じ。）については、削減期間中は、払済保険への変更の取扱は行ないません。

2. この特約を付加した主契約については、終身保険への変更の取扱は行ないません。

[生活障害保障型定期保険に付加した場合の特則]

第9条 生活障害保障型定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり読み替えます。

(1) 第2条【契約の条件】第1項第3号中「別表9」を「別表1」に、「別表10」を「別表5」に読み替えます。

(2) 第3条【契約内容の変更制限等】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

【契約内容の変更制限等】

第3条 保険金の削減支払の条件を付加した主契約については、削減期間中は、払済生活障害保障型定期保険への変更および払済生活障害保障型終身保険への変更の取扱は行ないません。

[介護終身保険に付加した場合の特則]

第10条 介護終身保険にこの特約を付加した場合には、第2条【契約の条件】第1項第3号中「別表9」を「別表1」に、「別表10」を「別表4」に読み替えます。

[ユニット・リンク介護保険（終身移行型）に付加した場合の特則]

第11条 ユニット・リンク介護保険（終身移行型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 特別保険料の付加の条件を付加した場合で保険料払込期間中または保険金の削減支払の条件を付加した場合で削減期間中は、会社は、自動定額払済介護定期保険への変更の取扱は行ないません。

(2) 第2条第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(1) 特別保険料の付加

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払込保険料とし、普通保険約款（年払契約の場合には、年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク介護保険（終身移行型）用）を含みます。）の保険料の払込に関する規定を準用します。この場合の特別保険料に対する払いもどし金および責任準備金については、主契約の普通保険約款または特約条項の払いもどし金および責任準備金に関する規定を準用します。

(3) 第2条第1項第2号（表は除きます。）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(2) 保険金の削減支払

契約日からその日を含めて会社の定める削減期間中に被保険者が保険金の支払事由に該当した場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、主契約の基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額または積立金額のいずれか大きい金額を支払います。ただし、災害または別表14に定める感染症によって保険金の支払事由に該当したときは、主契約の保険金額の全額を支払います。

(4) 第3条【契約内容の変更制限等】の規定にかかわらず、この特約を付加した主契約については、ユニット・リンク払済介護保険（終身移行型）、定額払済介護定期保険、契約者の申出による第2保険期間への移行または終身保険への変更の取扱は行ないません。

- (5) 特別保険料は普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。
- (6) 特別保険料の付加の条件を付加した場合、第2保険期間の保険金額の計算にあたっては、この特約の責任準備金を加えて取り扱うものとします。

[ユニット・リンク保険（定期型）に付加した場合の特則]

第12条 ユニット・リンク保険（定期型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 特別保険料の付加の条件を付加した場合で保険料払込期間中または保険金の削減支払の条件を付加した場合で削減期間中は、会社は、自動定額払済定期保険への変更の取扱は行いません。
- (2) 第2条第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(1) 特別保険料の付加

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払込保険料とし、普通保険約款（年払契約の場合には、年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク保険（定期型）用）を含みます。）の保険料の払込に関する規定を準用します。この場合の特別保険料に対する払いもどし金および責任準備金については、主契約の普通保険約款または特約条項の払いもどし金および責任準備金に関する規定を準用します。

- (3) 第2条第1項第2号（表は除きます。）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(2) 保険金の削減支払

契約日からその日を含めて会社の定める削減期間中に被保険者が死亡保険金の支払事由に該当した場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、主契約の基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額または積立金額のいずれか大きい金額を支払います。ただし、災害または別表14に定める感染症によって死亡保険金の支払事由に該当したときは、主契約の死亡保険金額の全額を支払います。

- (4) 第2条第1項第3号（ア）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

（ア）被保険者が、別表9に定める高度障害状態のうち会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (5) 第3条【契約内容の変更制限等】の規定にかかわらず、この特約を付加した主契約については、定額払済定期保険への変更の取扱は行いません。

- (6) 特別保険料は普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。

保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項

目次

この特約の内容

第1条	特約の付加	第11条	他の個人保険への加入に関する規定によって、この特約を付加した他の個人保険契約に加入する場合の特則
第2条	責任開始期および契約日	第12条	年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則
第3条	第1回保険料の払込および猶予期間	第13条	ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則
第4条	第1回保険料の払込前に支払事由等が発生した場合の取扱	第14条	ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則
第5条	第1回保険料が払い込まれないことによる無効	第15条	ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則
第6条	特約の解約	第16条	主約款の規定の準用
第7条	第1回保険料の払込前の契約の払いもどし金		
第8条	第1回保険料の払込前の契約の減額		
第9条	第1回保険料の払込前の主契約に付加された特約の解約		
第10条	この特約を付加した主契約に転換特則が適用される場合の特則		

[この特約の内容]

この特約は、第1回保険料の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを主な内容とするものです。

[特約の付加]

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）からの申出によって、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

[責任開始期および契約日]

第2条 この特約を付加する場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 保険契約（以下「契約」といいます。）の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は契約上の責任を負います。 |
| (2) | 前号に定める会社の責任を開始する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。 |
| (3) | 年齢、保険期間および保険料払込期間は、前号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款および主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下「他の特約条項」といいます。）の規定にもとづく保険金もしくは給付金等（給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、年齢、保険期間および保険料払込期間は責任開始日を基準として再計算します。 |
| (4) | 前号ただし書に定める再計算の結果、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を契約者に払いもどし、不足分があるときは、契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。 |
| (5) | この特約を口座振替特約とあわせて月払の契約に付加した場合、会社が特に認めたときは、第2号ただし書の規定は適用しません。 |

[第1回保険料の払込および猶予期間]

- 第3条** 契約者は、第1回保険料（主契約および主契約締結の際に主契約に付随して付加された他の特約の第1回保険料をいい、第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を払込期間内に会社に払い込んでください。
2. 第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。
 3. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間の満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までの猶予期間があります。

[第1回保険料の払込前に支払事由等が発生した場合の取扱]

- 第4条** 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間の満了日までに主約款または他の特約条項の規定にもとづいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、2回目以後の保険料について、主約款または他の特約条項の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。
2. 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書の規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき2回目以後の未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足する場合には、契約者は、第1回保険料の猶予期間の満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料が払い込まれない場合には、会社は、その保険金等は支払いません。
 3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間の満了日までに主約款または他の特約条項の規定にもとづいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、契約者は、第1回保険料の猶予期間の満了日までに第1回保険料（主約款または他の特約条項の規定にもとづいて払い込むべき2回目以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

[第1回保険料が払い込まれないことによる無効]

- 第5条** 第1回保険料の猶予期間の満了日までに第1回保険料が払い込まれない場合には、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
2. 前項の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

[特約の解約]

- 第6条** この特約のみの解約は取り扱いません。

[第1回保険料の払込前の契約の払いもどし金]

- 第7条** 第1回保険料が会社に払い込まれる前の主契約およびこれに付加された特約には、払いもどし金はありません。

[第1回保険料の払込前の契約の減額]

- 第8条** 主約款または他の特約条項の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれる前の主契約およびこれに付加された特約は減額できません。

[第1回保険料の払込前の主契約に付加された特約の解約]

- 第9条** 他の特約条項の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれる前に、主契約に付加された他の特約を解約するときは、主契約と合わせて解約することを要します。

[この特約を付加した主契約に転換特則が適用される場合の特則]

第10条 この特約を付加した主契約に転換特則（主約款に定める転換特則をいいます。以下同じ。）が適用される場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	会社が転換を承諾したときは、契約者は、転換後契約（転換特則に定める転換後契約をいいます。以下同じ。）の第1回保険料については、転換特則の規定にかかわらず、第3条【第1回保険料の払込および猶予期間】の規定により払い込んでください。
(2)	会社が転換を承諾したときは、転換特則の規定にかかわらず、転換後契約の責任開始期は、転換後契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
(3)	転換後契約の第1回保険料については、その主約款または他の特約条項中、会社が保険料を立て替える旨の規定がある場合においても、これを適用しません。
(4)	第7条【第1回保険料の払込前の契約の払いもどし金】の規定は、転換特則に定める転換部分には適用しません。
(5)	転換後契約については、その主約款中、契約者が貸付を受けることができる旨の規定がある場合においても、転換後契約の第1回保険料が会社に払い込まれる前は、契約者は貸付を受けることができません。
(6)	第5条【第1回保険料が払い込まれないことによる無効】第1項の規定により転換後契約を無効とした場合、会社は、契約の転換は行なわれなかつたものとして取り扱い、かつ、転換前契約（転換特則に定める転換前契約をいいます。以下同じ。）は、消滅しなかつたものとして取り扱います。
(7)	前号の場合、契約者は、次の（ア）から（ウ）までの金額の合計額を、転換後契約における第3条第3項に定める第1回保険料の猶予期間（以下本条において「第1回保険料の猶予期間」といいます。）の満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までに、会社の本社または指定した場所に払い込んでください。 (ア) 転換日から第1回保険料の猶予期間の満了日までに到来している転換前契約の保険料期間に対応する保険料の合計額 (イ) 転換前契約の払込期月が到来した保険料 (ウ) 転換の際に精算した転換前契約の保険料の立替金および契約者に対する貸付の元利合計額
(8)	第1回保険料の猶予期間の満了日の属する月の翌月末日までに、前号（ア）の金額が払い込まれない場合には、次の（ア）から（ウ）までのとおりとします。 (ア) 転換前契約は、この期日の翌日から効力を失うものとします。ただし、本号（ウ）の規定により前号（ア）の金額を会社が立て替える場合を除きます。 (イ) 前（ア）の場合、会社は、転換前契約の主約款に定める保険料払込の猶予期間および契約の失効に関する規定を準用します。 (ウ) 転換前契約の主約款または他の特約条項中、会社が保険料を立て替える旨の規定がある場合には、前号（ア）の金額について、これを準用します。
(9)	第6号の規定が適用される場合、前2号に定めるほか、転換特則に定める転換後契約の特別取扱に関する規定を準用して取り扱います。
(10)	転換特則に定める転換価格を転換後契約の全部の一時払責任準備金に充当して、転換部分のみを転換後契約とする取扱はありません。
(11)	転換特則に定める転換時保険料充当貸付に関する規定は適用しません。

[他の個人保険への加入に関する規定によって、この特約を付加した他の個人保険契約に加入する場合の特則]

第11条 他の個人保険への加入に関する規定により、被保険者選択を受けることなく、この特約を付随して付加した会社の定める他の個人保険契約（以下本条において「新契約」といいます。）に加入する場合、他の個人保険への加入に関する規定にかかわらず、会社は、新契約の申込を受けた時から、新契約上の責任を負います。

[年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則]

第12条 年金払定期付積立型変額保険にこの特約を付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	第2条〔責任開始期および契約日〕第2号の規定は適用しません。
(2)	第2条第3号中「前号に定める契約日」を「主約款に定める契約日」に読み替え、ただし書の規定は適用しません。
(3)	会社が第1回保険料の入金を確認した日（以下本条において「第1回保険料入金確認日」といいます。）が主約款に定める契約日（以下本条において「契約日」といいます。）の属する月の末日の翌日以後となる場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料を特別勘定へ繰り入れる日（以下本条において「第1回保険料繰入日」といいます。）は、第1回保険料入金確認日の属する月の末日（この日が営業日でないときは、その直前の営業日）とします。
(4)	<p>前号の場合、積立金は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める危険保険料および主約款に定める保険契約管理費を次の（ア）から（エ）のとおり差し引いて算出します。</p> <p>（ア）危険保険料 第1回保険料入金確認日後に到来する月単位の契約応当日の前日末に、毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額（主約款に定める危険保険金額とします。以下同じ。）を平均した額に所定の危険保険料率を乗じた額を積立金から控除します。ただし、第1回保険料入金確認日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日末に控除する金額は、契約日の属する月からその第1回保険料入金確認日の属する月までの各月の初日から末日までの日々の危険保険料率を乗じた額を合計した額とします。</p> <p>（イ）保険契約管理費（定額部分） 第1回保険料入金確認日後に到来する月単位の契約応当日の前日末に、所定の金額を積立金から控除します。</p> <p>（ウ）保険契約管理費（危険保険金額比例部分） 第1回保険料入金確認日後に到来する月単位の契約応当日の前日末に、毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額をもとに計算した所定の金額を積立金から控除します。ただし、第1回保険料入金確認日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日末に控除する額は、契約日の属する月からその第1回保険料入金確認日の属する月までの各月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額をもとに計算した所定の金額を合計した額とします。</p> <p>（エ）保険契約管理費（積立金額比例部分） 毎日、所定の金額を積立金から控除します。</p>
(5)	主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれる前の保険料の減額および増額は取り扱いません。
(6)	主約款の規定にかかわらず、主契約の締結の際の任意一時払保険料（主約款に定める任意一時払保険料をいいます。）の払込は、取り扱いません。

[ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則]

第13条 ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険にこの特約を付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	第2条【責任開始期および契約日】第2号の規定は適用しません。
(2)	第2条第3号中「前号に定める契約日」を「主約款に定める契約日」に読み替え、ただし書の規定は適用しません。
(3)	<p>月払契約の場合、主約款の規定にかかわらず、保険料を特別勘定へ繰り入れる日（以下本条において「繰入日」といいます。）は、次の（ア）および（イ）に定める日とします。</p> <p>（ア）第1回保険料 第1回保険料の払込があった日が属する期間に応じて、次の（a）または（b）のとおりとします。 （a）第1回保険料の払込があった日の属する月の初日から15日までに属する場合は、第1回保険料の払込があった日の属する月の翌月1日 （b）第1回保険料の払込があった日が、その日の属する月の16日から末日までに属する場合は、第1回保険料の払込があった日の属する月の翌月16日</p> <p>（イ）2回目以後の保険料 月単位の契約応当日。ただし、前（ア）の繰入日が契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、払込期月の到来した2回目以後の保険料については前（ア）の繰入日</p>
(4)	<p>年払契約の場合、次の（ア）から（工）までに定める特則（以下本条において「年払特則」といいます。）の規定にかかわらず、年払特則に定める月払保険料（以下本条において「月払保険料」といいます。）の繰入日は、前号（ア）の繰入日および月単位の契約応当日とし、毎月繰り入れます。ただし、前号（ア）の繰入日が契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、その月単位の契約応当日までに繰り入れるべき月払保険料については、前号（ア）の繰入日に繰り入れます。</p> <p>（ア）年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則 （イ）年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク介護保険（終身移行型）用） （ウ）年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク保険（定期型）用） （エ）年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険用）</p>
(5)	主約款の規定にかかわらず、第3号（ア）の繰入日の前日までの払いもどし金額は、会社の定める方法によって計算した額とします。
(6)	<p>主約款の規定にかかわらず、第3号（ア）の繰入日の前日までの期間は、次の（ア）から（カ）までの取扱を行ないません。</p> <p>（ア）ユニット・リンク払済保険への変更 （イ）ユニット・リンク払済介護保険（終身移行型）への変更 （ウ）定額払済定期保険への変更 （エ）定額払済介護定期保険への変更 （オ）払済継続入院収入支援定期保険への変更 （カ）契約者に対する貸付</p>

[ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則]

第14条 ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）にこの特約を付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	第2条〔責任開始期および契約日〕第3号中「保険金もしくは給付金等（給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）」を「死亡給付金もしくは遺族収入保障年金（以下「給付金等」といいます。）」に読み替えます。
(2)	第2条第4号ならびに第4条〔第1回保険料の払込前に支払事由等が発生した場合の取扱〕第1項および第2項中「保険金等」を「給付金等」に読み替えます。
(3)	ガン収入保障年金については、第2条第1号の規定にかかわらず、会社は、契約日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から契約上の責任を負います。

[ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則]

第15条 ユニット・リンク個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1)	第2条〔責任開始期および契約日〕第2号および第3号の規定は適用しません。
(2)	月払契約の場合、主約款の規定にかかわらず、保険料を特別勘定へ繰り入れる日（以下本条において「繰入日」といいます。）は、次の（ア）および（イ）に定める日とします。 （ア）第1回保険料 第1回保険料の払込があった日が属する期間に応じて、次の（a）または（b）のとおりとします。 （a）第1回保険料の払込があった日が、その日の属する月の初日から15日までに属する場合は、第1回保険料の払込があった日の属する月の翌月1日 （b）第1回保険料の払込があった日が、その日の属する月の16日から末日までに属する場合は、第1回保険料の払込があった日の属する月の翌月16日 （イ）2回目以後の保険料 月単位の契約応当日。ただし、前（ア）の繰入日が契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、払込期月の到来した2回目以後の保険料については前（ア）の繰入日
(3)	年払契約の場合、年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則（ユニット・リンク個人年金保険用）（以下本条において「年払特則」といいます。）の規定にかかわらず、年払特則に定める月払保険料（以下本条において「月払保険料」といいます。）の繰入日は、前号（ア）の繰入日および月単位の契約応当日とし、毎月繰り入れます。ただし、前号（ア）の繰入日が契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、その月単位の契約応当日までに繰り入れるべき月払保険料については、前号（ア）の繰入日に繰り入れます。
(4)	主約款の規定にかかわらず、第2号（ア）の繰入日の前日までの積立金額は、保険料を払い込んだ年月数により計算した保険料（年払契約の場合は月払保険料とします。）のうち特別勘定で運用される分の金額とします。
(5)	主約款の規定にかかわらず、第2号（ア）の繰入日の前日までの払いもどし金額は、会社の定める方法によって計算した額とします。
(6)	主約款の規定にかかわらず、第2号（ア）の繰入日の前日までの期間は、ユニット・リンク払済年金保険への変更の取扱を行ないません。
(7)	主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれる前の保険料の減額は取り扱いません。
(8)	主約款の規定にかかわらず、主契約の締結の際の任意一時払保険料（主約款に定める任意一時払保険料をいいます。）の払込は、取り扱いません。

[主約款の規定の準用]

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

団体取扱（第2種）特約条項

目次

第1条	特約の適用
第2条	契約日の特則
第3条	保険料率
第4条	2回目以後の保険料の払込
第5条	保険料領収証
第6条	保険料の立替の不適用
第7条	契約者配当金の支払方法
第8条	特約の失効
第9条	変額個人年金保険に付加した場合の特則
第10条	ガン医療給付金付定期保険に付加した場合の特則
第11条	主約款の規定の準用
第12条	第1回保険料を団体から払い込む場合の特則
第13条	福祉団体定期保険契約の被保険者がこの特約を付加した保険契約に加入する場合の特則
第14条	年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則
第15条	第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則
第16条	祝金付新こども保険に付加した場合の特則
第17条	ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則
第18条	ガン保険に付加した場合の特則
第19条	ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則
第20条	保険給付の責任を開始する時期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合の特則
第21条	ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則

[特約の適用]

第1条 この特約は、会社と団体取扱（第2種）協約を締結した組合、連合会、同業組合等の給与関係のない団体（以下「団体」といいます。）において、その団体の所属員または構成員を保険契約者または被保険者とする保険契約で、次のいずれかの条件を備える場合に限り適用します。

- (1) 団体の所属員または構成員を保険契約者とする場合には、その保険契約の保険契約者または被保険者のいずれかの数が10名以上であること。ただし、その団体において、当該保険契約の保険料の一括払込が可能である保険契約に限るものとします。
- (2) 団体の代表者が保険契約者となり、団体の所属員または構成員を被保険者とする場合には、その被保険者の数が10名以上であること。
- (3) 第1号の保険契約者または被保険者のいずれかの数に、前号の被保険者の数を名寄せのうえ合算（同一人の場合には、1人として計算します。）して、10名以上であること。

[契約日の特則]

第2条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
 - (2) 責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定にもとづく保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず、年齢、保険期間および保険料払込期間は責任開始の日を基準として再計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

[保険料率]

第3条 半年払および月払の保険契約の保険料率は、団体扱保険料率Bとします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を適用する医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

[2回目以後の保険料の払込]

第4条 2回目以後の保険料は、その月に払込期月の到来した分を団体で一括して、会社の指定した日までに払い込んでください。

2. 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれた時をもって、その払込があったものとします。

[保険料領収証]

第5条 団体から払い込まれた2回目以後の保険料については、保険料総額に対する一括領収証を団体に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

[保険料の立替の不適用]

第6条 この特約による保険料の払込については、主約款の規定にもとづく保険料の立替は行ないません。

[契約者配当金の支払方法]

第7条 主約款の規定にもとづく契約者配当金の支払方法について、特に団体とのとりきめがあるときは、その方法によります。

[特約の失効]

第8条 この特約は、次の場合に効力を失います。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が団体の所属員または構成員でなくなったとき
 - (2) この特約が付加されている保険契約の保険料が、払込期月の翌月末日までに、会社に払い込まれなかつたとき
 - (3) 第1条【特約の適用】各号に定める条件のいずれにも該当しなくなり、6ヵ月（月払の保険契約については3ヵ月）以内に補充できないとき
 - (4) 会社と団体との間に締結された団体取扱（第2種）協約が解除されたとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
2. 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が団体の所属員または構成員でなくなったときでも、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者は、第1条【特約の適用】に規定するこの特約の適用要件を満たす者（ただし、保険契約者の数または被保険者の数の算定には含めません。）とみなして取り扱います。この場合、前項第1号の規定にかかわらず、この特約は効力を失いません。
3. 第1項の規定によって、この特約の効力を失った保険契約は、その時以後主約款の規定を適用します。

[変額個人年金保険に付加した場合の特則]

第9条 変額個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (2) 第3条【保険料率】の規定は適用しません。
- (3) 第4条【2回目以後の保険料の払込】および第5条【保険料領収証】中「2回目以後の保険料」を「基本保険金額の増額に対応する保険料相当額として収納する保険料」に読み替えます。
- (4) 第12条【第1回保険料を団体から払い込む場合の特則】の規定は適用しません。
- (5) 第15条【第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則】の規定は適用しません。

[ガン医療給付金付定期保険に付加した場合の特則]

第10条 ガン医療給付金付定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条【契約日の特則】第1項中「責任開始の日」を「主約款に定める契約日」に、「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金または高度障害給付金の支払事由」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第15条【第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則】第2項中「会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）から保険契約上の責任を負います。」を「会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日から保険契約上の責任を負います。」に読み替えます。ただし、死亡給付金および高度障害給付金の支払については、この限りではありません。

(3) 第15条第6項中「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金または高度障害給付金の支払事由」に読み替えます。

[主約款の規定の準用]

第11条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[第1回保険料を団体から払い込む場合の特則]

第12条 この特則は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じ。）を団体から払い込む場合の取扱について定めたものです。ただし、会社と団体とが特にとりきめを行なっている場合に限り適用します。

2. 第1回保険料は、団体で一括して、会社の指定した日までに払い込んでください。
3. 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合で、前項の第1回保険料が払い込まれたときは、第1回保険料については、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）に払込があったものとします。
4. 指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前項の振替が行なわれなかったものとして取り扱います。
5. 第5条【保険料領収証】の規定は、この特則により団体から払い込まれた第1回保険料について準用します。

[福祉団体定期保険契約の被保険者がこの特約を付加した保険契約に加入する場合の特則]

第13条 この特則は、福祉団体定期保険契約が被保険者の数の減少によって解除されまたは更新されない場合で、福祉団体定期保険普通保険約款の個人保険への加入に関する規定により、その福祉団体定期保険契約の被保険者がこの特約を付加した保険契約に加入する際に、その福祉団体定期保険契約の解除日または保険期間満了の日（以下「解除日等」といいます。）までに、この特約を付加した保険契約の第1回保険料相当額を受け取った場合に限り適用します。

2. 前項の場合、この特約の適用される保険契約の責任開始期および契約日は、主約款および第2条【契約日の特則】の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、福祉団体定期保険契約の解除日等の翌日から保険契約上の責任を負います。
 - (2) 契約日は、前号による責任開始日の日の属する月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。ただし、責任開始の日が1日のときは、その日を契約日とします。
 - (3) 前号本文の場合で、福祉団体定期保険契約の解除日等の翌日から契約日の前日までの間に保険事故が発生したときは、会社は、福祉団体定期保険契約の解除日等の翌日を契約日として保険契約上の責任を負い、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

[年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則]

第14条 年金払定期付積立型変額保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (2) 第3条【保険料率】の規定は適用しません。
- (3) 第8条【特約の失効】第1項第2号中「払込期月の翌月末日」を「払込期月の翌々月末日」に読み替えます。
- (4) 第8条【特約の失効】第1項第5号の規定は適用しません。
- (5) 第15条【第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則】の規定は適用しません。

[第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則]

第15条 この特則は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社所定の契約日から保険契約上の責任を負うとともに、当該第1回保険料を会社所定の期日までに団体から払い込む場合の取扱について定めたものです。ただし、会社と団体とが特にとりきめを行なっている場合に限り適用します。

2. この特則が適用された場合には、主約款および第2条【契約日の特則】の規定にかかわらず、会社は、会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）から保険契約上の責任を負います。ただし、当該契約日以前に、保険契約の申込および被保険者に関する告知があることを要します。

3. 第1回保険料は、契約日からその日の属する月の末日までの間に、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替える日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）に団体がとりまとめ、これを一括して、会社の指定した日までに払い込んでください。
4. 指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前項の振替が行なわれなかったものとして取り扱います。
5. 第4条〔2回目以後の保険料の払込〕第2項および第5条〔保険料領収証〕の規定は、この特則により団体から払い込まれた第1回保険料について準用します。
6. 第3項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前に、主約款または特約条項の規定にもとづく保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、当該第1回保険料が会社に払い込まれるまで、保険金もしくは給付金等を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。
7. 第3項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前の保険契約には、払いもどし金はありません。
8. この特則を付加していない保険契約の保険期間の中途中で他の特約（保険料のある特約をいいます。以下同じ。）を付加する場合、この特則をあわせて付加することにより、当該他の特約の第1回保険料の払込について、この特則の規定を適用することができます。この場合、本特則中「契約日」を「中途付加日」に読み替えます。

[祝金付新こども保険に付加した場合の特則]

第16条 祝金付新こども保険にこの特約を付加した場合には、前条第2項中「保険契約の申込および被保険者に関する告知」を「特約中途付加の申込ならびに保険契約者および被保険者に関する告知」に読み替えます。

[ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則]

第17条 ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
(1) 第2条〔契約日の特則〕の規定は適用しません。
(2) 第15条〔第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則〕の規定は適用しません。

[ガン保険に付加した場合の特則]

第18条 ガン保険にこの特約を付加した場合には、第2条〔契約日の特則〕第1項第2号および第15条〔第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則〕第6項中「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由」に読み替えます。

[ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則]

第19条 ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。
(1) 第2条〔契約日の特則〕中「責任開始の日」を「主約款に定める契約日」に、「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金もしくは遺族収入保障年金の支払事由または保険料の払込の免除事由」にそれぞれ読み替えます。
(2) 第15条〔第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則〕第2項中「会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）から保険契約上の責任を負います。」を「会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から保険契約上の責任を負います。」に読み替えます。ただし、死亡給付金および遺族収入保障年金の支払ならびに保険料の払込の免除については、この限りではありません。
(3) 第15条第6項中「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金もしくは遺族収入保障年金の支払事由または保険料の払込の免除事由」に読み替えます。

[保険給付の責任を開始する時期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合の特則]

第20条 この特約を保険給付の責任を開始する時期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条〔契約日の特則〕の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じ。）は、団体で一括して、会社の指定した日までに払い込んでください。

- (3) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合で、前号の第1回保険料が払い込まれたときは、第1回保険料については、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）に払込があったものとします。
- (4) 指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前号の振替が行なわれなかったものとして取り扱います。
- (5) 第5条【保険料領収証】の規定は、この特則により団体から払い込まれた第1回保険料について準用します。

[ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則]

第21条 ユニット・リンク個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中、「保険料率」を「保険料」に、「団体扱保険料率B」を「団体扱保険料B」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (3) 第15条【第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則】の規定は適用しません。

口座振替特約条項

目 次

第1条	特約の適用
第2条	特約の付加
第3条	契約日の特則
第4条	保険料率
第5条	保険料の振替
第6条	保険料の払込
第7条	保険料振替が不能の場合の取扱
第8条	諸変更
第9条	特約の消滅
第10条	払いもどし金等の支払方法
第11条	ガン医療給付金付定期保険に付加した場合の特則
第12条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加した場合の特則
第13条	変額個人年金保険に付加した場合の特則
第14条	年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則
第15条	ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則
第16条	ガン保険に付加した場合の特則
第17条	ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則
第18条	保険給付の責任を開始する時期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合の特則
第19条	ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則
第20条	主約款の規定の準用

[特約の適用]

第1条 会社は、次の条件を満たした保険契約に対して、この特約を適用します。

- (1) 会社と保険契約を締結する保険契約者が、会社の指定する銀行またはその他の金融機関等（以下「指定金融機関等」といいます。）に口座（保険契約者が指定する他の口座名義人の口座を含みます。以下同じ。）を設置してあって、かつ、その口座から会社の口座（会社の委託する収納代行会社の口座を含みます。）へ当該保険契約の保険料の振替を委託できる場合
- (2) 保険料（第4条【保険料率】の規定によって計算します。）が会社の定める金額以上である場合

[特約の付加]

第2条 この特約は、保険契約締結の際または保険期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、保険契約に付随して付加することができます。

[契約日の特則]

第3条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日は、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
 - (2) 責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定にもとづく保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず、年齢、保険期間および保険料払込期間は責任開始の日を基準として再計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。
 3. 本条の規定は、第1回保険料から保険料の振替を行なう保険契約には適用しません。

[保険料率]

第4条 この特約を付加した保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、年払または半年払の保険契約の場合の保険料率は、普通保険料率と同一とします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を適用する医療保障保険（個人型）契約の保険料率は、普通保険料率とします。

[保険料の振替]

第5条 保険料の振替は、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約締結の際、この特約を付加する場合

第1回保険料から保険料の振替を行ないます。ただし、第1回保険料または第1回保険料相当額を直接会社に払い込んだ場合には、2回目の保険料から保険料の振替を行ないます。

(2) 保険期間の中途においてこの特約を付加する場合

特約付加の申出があった月の翌月の払込期月分から保険料の振替を行ないます。ただし、特約付加の申出があった月前に払込期月の到来している未払込保険料（保険料の立替を行なっている保険契約については、その立替金の元利金を含みます。）があるときは、特約付加の際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

2. 2回目以後の保険料（保険契約が更新される場合には更新後の保険料を含みます。以下同じ。）の振替日（口座から保険料の引き落しが行なわれる日をいいます。以下同じ。）は、払込期月中の会社の定めた日とします。

3. 前項の振替日が、指定金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。

[保険料の払込]

第6条 この特約を付加した保険契約の保険料は、主約款の規定にかかわらず、保険料の振替日に口座間の振替により払い込まれるものとします。

2. 同一の口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

3. 保険契約者はあらかじめ払込保険料相当額を口座に預入しておくことを要します。

4. 保険料が振り替えられた場合、振替日に保険料の払込があつたものとします。

5. 第1項の規定によって払い込まれた保険料については、領収証は発行しません。

[保険料振替が不能の場合の取扱]

第7条 保険料振替が不能の場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 月払の保険契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2カ月分の保険料の振替を行ないます。

(2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の振替を行ないます。

2. 前項の場合、保険料振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または指定した場所に払い込んでください。

[諸変更]

第8条 保険契約者は、保険料振替のための口座（以下「口座」といいます。）を同一の指定金融機関等の他の口座に変更することができます。また、口座を設置している金融機関等を他の指定金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該指定金融機関等に申し出てください。

2. 保険契約者が保険料の振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該指定金融機関等に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 指定金融機関等が保険料の振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は口座を他の指定金融機関等に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または指定金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

[特約の消滅]

第9条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 保険契約が消滅したとき

(2) 保険料の払込を要しなくなったとき

(3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき

(4) 第1条〔特約の適用〕に該当しなくなったとき

[払いもどし金等の支払方法]

第10条 会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、払いもどし金、過払保険料等、保険契約者に払いもどしまたは支払うべき金額がある場合には、その金額を口座に振込みます。

[ガン医療給付定期保険に付加した場合の特則]

第11条 ガン医療給付定期保険にこの特約を付加した場合には、第3条【契約日の特則】第1項中「責任開始の日」を「主約款に定める契約日」に、「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金または高度障害給付金の支払事由」にそれぞれ読み替えます。

[変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加した場合の特則]

第12条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）にこの特約を付加した場合には、第3条【契約日の特則】の規定は適用しません。

[変額個人年金保険に付加した場合の特則]

第13条 変額個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条【特約の付加】中「保険契約締結の際または保険期間の中途において」を「保険契約締結の際または年金支払開始日前までの中途において」に読み替えます。
- (2) 第3条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (3) 第4条【保険料率】の規定は適用しません。
- (4) 第5条【保険料の振替】第2項中「2回目以後の保険料（保険契約が更新される場合には更新後の保険料を含みます。以下同じ。）の振替日（口座から保険料の引き落しが行なわれる日をいいます。以下同じ。）は、払込期月中の会社の定めた日」を「基本保険金額の増額に対応する保険料相当額として収納する保険料の振替日（口座から保険料の引き落しが行なわれる日をいいます。以下同じ。）は、保険契約締結の際または年金支払開始日前までの中途において基本保険金額を増額する日として会社が定めた日」に読み替えます。
- (5) 第7条【保険料振替が不能の場合の取扱】の規定は適用しません。

[年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則]

第14条 年金払定期付積立型変額保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (2) 第4条【保険料率】の規定は適用しません。
- (3) 第7条【保険料振替が不能の場合の取扱】第1項第1号の保険料振替が不能の場合には、翌々月分の振替日に再度翌々月分と合わせて3ヵ月分の保険料の振替を行ない、同項第2号の保険料振替が不能の場合には、振替日の翌々月の応当日に再度保険料の振替を行ないます。
- (4) 第9条【特約の消滅】第2号の規定は適用しません。

[ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則]

第15条 ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (2) 第5条【保険料の振替】の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[保険料の振替]

第5条 保険料の振替は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約締結の際、この特約を付加する場合
第1回保険料から保険料の振替を行ないます。ただし、第1回保険料または第1回保険料相当額を直接会社に払い込んだ場合には、2回目の保険料から保険料の振替を行ないます。
- (2) 保険期間の中途においてこの特約を付加する場合
特約付加の申出があった月の翌々月の払込期月分から保険料の振替を行ないます。ただし、特約付加の申出があった月前に払込期月の到来している未払込保険料（保険料の立替を行なっている保険契約については、その立替金の元利金を含みます。）があるときは、特約付加の際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
2. 2回目以後の保険料（保険契約が更新される場合には更新後の保険料を含みます。以下同じ。）の振替日（口座から保険料の引き落しが行なわれる日をいいます。以下同じ。）は、払込期月の前月中の会社の定めた日とします。
3. 前項の振替日が、指定金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。

[ガン保険に付加した場合の特則]

第16条 ガン保険にこの特約を付加した場合には、第3条〔契約日の特則〕第1項第2号中「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由」に読み替えます。

[ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則]

第17条 ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）にこの特約を付加した場合には、第3条〔契約日の特則〕第1項中「責任開始の日」を「主約款に定める契約日」に、「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金もしくは遺族収入保障年金の支払事由または保険料の払込の免除事由」に読み替えます。

[保険給付の責任を開始する時期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合の特則]

第18条 この特約を保険給付の責任を開始する時期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条〔契約日の特則〕の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料から保険料の振替を行なう場合、第1回保険料は、保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項の規定にかかわらず、保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の会社の定めた日を第1回保険料の振替日（指定金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。）とし、その日に口座間の振替により払い込まれるものとします。
- (3) 前号の保険料の振替を行なう場合で第1回保険料と2回目の保険料の振替日が同日となる場合、合算した保険料の振替を行ないます。
- (4) 第1回保険料から保険料の振替を行なう場合で、第1回保険料（前号に該当する場合は合算した保険料。以下本号において同じ。）の振替日（保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。以下本号において同じ。）に保険料振替が不能の場合（指定金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかつた場合を含みます。以下本号において同じ。）は、次のとおり取り扱います。
 - (ア) 月払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日（指定金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日とします。以下本号において同じ。）に、再度第1回保険料と翌月分の保険料を合わせて保険料の振替を行ないます。
 - (イ) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の振替を行ないます。
 - (ウ) 前（ア）または（イ）の規定による保険料振替が不能の場合には、保険契約者は、保険給付の責任を開始する時期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間内に、第1回保険料および払込期が到来している2回目以後の保険料を、会社の本社または指定した場所に払い込んでください。

[ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則]

第19条 ユニット・リンク個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中、「保険料率」を「保険料」に、「口座振替保険料率」を「口座振替保険料」に、「普通保険料率」を「普通保険料」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条〔契約日の特則〕の規定は適用しません。
- (3) 第5条〔保険料の振替〕の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

[保険料の振替]

第5条 保険料の振替は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約締結の際、この特約を付加する場合
第1回保険料から保険料の振替を行ないます。ただし、第1回保険料または第1回保険料相当額を直接会社に払い込んだ場合には、2回目の保険料から保険料の振替を行ないます。
 - (2) 保険期間の中途においてこの特約を付加する場合
特約付加の申出があった月の翌々月の払込期月分から保険料の振替を行ないます。ただし、特約付加の申出があった月前に払込期月の到来している未払込保険料（保険料の立替を行なっている保険契約については、その立替金の元利金を含みます。）があるときは、特約付加の際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
2. 2回目以後の保険料（保険契約が更新される場合には更新後の保険料を含みます。以下同じ。）の振替日（口座から保険料の引き落しが行なわれる日をいいます。以下同じ。）は、払込期月の前月中の会社の定めた日とします。
3. 前項の振替日が、指定金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。

[主約款の規定の準用]

第20条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

クレジットカード払特約条項

目 次

第1条	特約の適用	第10条	年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則
第2条	契約日の特則	第11条	ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第12条	ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込	第13条	主約款の規定の準用
第5条	他の保険料の払込方法（経路）への変更		
第6条	特約の消滅		
第7条	ガン医療給付金付定期保険に付加した場合の特則		
第8条	ガン保険に付加した場合の特則		
第9条	ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則		

[特約の適用]

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）に代えて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行ないます。

[契約日の特則]

第2条 主契約締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- 責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定にもとづく保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず、年齢、保険期間および保険料払込期間は責任開始の日を基準として再計算します。

[保険料率]

第3条 この特約を適用する月払の保険契約（第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）についてのみこの特約を適用して、当該第1回保険料のみをクレジットカードにより払い込む保険契約を除きます。）の保険料率は、口座振替保険料率とします。

- 前項の規定にかかわらず、この特約を適用する医療保障保険（個人型）契約の保険料率は、普通保険料率とします。

[保険料の払込]

第4条 第1回保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。

- 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- 2回目以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
7. この特約により払い込まれた保険料については、領収証は発行しません。

[他の保険料の払込方法（経路）への変更]

第5条 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

[特約の消滅]

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
2. 前項第4号から第6号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行なってください。

[ガン医療給付定期保険に付加した場合の特則]

第7条 ガン医療給付定期保険にこの特約を付加した場合には、第2条〔契約日の特則〕中「責任開始の日」を「主約款に定める契約日」に、「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金または高度障害給付金の支払事由」にそれぞれ読み替えます。

[ガン保険に付加した場合の特則]

第8条 ガン保険にこの特約を付加した場合には、第2条〔契約日の特則〕第2号中「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由」に読み替えます。

[ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）に付加した場合の特則]

第9条 ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）にこの特約を付加した場合には、第2条〔契約日の特則〕中「責任開始の日」を「主約款に定める契約日」に、「保険金もしくは給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由」を「死亡給付金もしくは遺族収入保障年金の支払事由または保険料の払込の免除事由」に読み替えます。

[年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の特則]

第10条 年金払定期付積立型変額保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条〔契約日の特則〕の規定は適用しません。
- (2) 第3条〔保険料率〕の規定は適用しません。
- (3) 第6条〔特約の消滅〕第1項第2号の規定は適用しません。

[ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険に付加した場合の特則]

第11条 ユニット・リンク保険（有期型）、ユニット・リンク介護保険（終身移行型）、ユニット・リンク保険（定期型）または継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条〔契約日の特則〕の規定は適用しません。
- (2) 第4条〔保険料の払込〕第3項中、「払込期月中の会社の定めた日」を「払込期月の前月中の会社の定めた日」に読み替えます。

[ユニット・リンク個人年金保険に付加した場合の特則]

第12条 ユニット・リンク個人年金保険にこの特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中、「保険料率」を「保険料」に、「口座振替保険料率」を「口座振替保険料」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条【契約日の特則】の規定は適用しません。
- (3) 第4条【保険料の払込】第3項中、「払込期月中の会社の定めた日」を「払込期月の前月中の会社の定めた日」に読み替えます。

[主約款の規定の準用]

第13条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

<別表1>

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しましたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、下表中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	<ul style="list-style-type: none"> ・飢餓・渴
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えんく嚥＜吸引＞（W78）、気道閉塞を生じた食物の誤えんく嚥＜吸引＞（W79）および気道閉塞を生じたその他の物体の誤えんく嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（日射病、熱射病など）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注1）	<ul style="list-style-type: none"> (注2)
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	<ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	(注2)
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

(注1) 次の(1)および(2)は含まれません。

(1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎

(2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

(注2) 疾病の診断、治療を目的としたものは除外されます。

(注3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

備考（別表1）

「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

<別表2>

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、次の2. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

<別表9>

高 度 障 害 状 態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<別表10>

障 壱 状 態

保険料の払込の免除の対象となる障害状態
1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
8. 10足指を失ったもの

<別表14>

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean - Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。

<別表20>

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをおいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾患であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球增加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	骨髄線維症	D47.4
	慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I21 I22
3. 脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63

2. 上記1の表2の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
/ 3 . . . 悪性、原発部位
/ 6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/ 9 . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

<別表21>

公的医療保険制度

次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

<別表22>

医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

<別表23>

対象となる悪性新生物、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壞疽、高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、大動脈瘤、大動脈解離、食道静脈瘤、胃静脈瘤、肝硬変、慢性腎臓病

- 対象となる悪性新生物、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壞疽、高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、大動脈瘤、大動脈解離、食道静脈瘤、胃静脈瘤、肝硬変、慢性腎臓病は、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表 対象となる悪性新生物、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壞疽、高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、大動脈瘤、大動脈解離、食道静脈瘤、胃静脈瘤、肝硬変、慢性腎臓病の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード	
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> 中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、 原発と記載されたまたは推定されたもの 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍> 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5	
(2) 糖尿病	糖尿病	E10～E14	
	糖尿病性 網膜症	糖尿病（E10～E14）のうち、 眼合併症を伴うもの (その合併症が糖尿病（性）網膜症（H36.0）である場合に限ります。)	E10.3、E11.3、 E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性 壞疽	糖尿病（E10～E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、 E12.5、E13.5、 E14.5
(3)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
	大動脈瘤	大動脈瘤及び解離	I71
	大動脈解離		
(4)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I21 I22
(5)	脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63

	疾病名	分類項目	基本分類コード
(6)	肝硬変	アルコール性肝硬変	K 70.3
		原発性胆汁性肝硬変	K 74.3
		続発性胆汁性肝硬変	K 74.4
		胆汁性肝硬変、詳細不明	K 74.5
		その他及び詳細不明の肝硬変	K 74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤	胃静脈瘤	I 86.4
(7)	慢性腎臓病	慢性腎臓病（N 18）のうち	
		・慢性腎臓病、ステージ3	N 18.3
		・慢性腎臓病、ステージ4	N 18.4
		・慢性腎臓病、ステージ5	N 18.5

2. 上記1の表の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
/ 3 . . 悪性、原発部位
/ 6 . . 悪性、転移部位
悪性、続発部位
/ 9 . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

3. 上記1の表の分類項目中「悪性新生物」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」とは、つぎのとおり定義づけられる疾病とします。

	疾病名	疾病の定義
(1)	悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌を除く）
(2)	急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
(3)	脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

<別表24>

1. 切断術

糖尿病性壊疽について対象となる「切断術」とは、1手の1手指以上または1足の1足指以上について、骨を切断する切断術をいいます。

2. 移植術

肝硬変および慢性腎臓病について対象となる「移植術」とは、対象となる臓器の全体または一部を移植することをいいます（血管のつなぎ合わせを要します。）。臓器の全体または一部とは、神経や血管が器官の細胞組織と一緒にになった一塊の組織をいいます。単なる細胞だけの移植や、細胞の注入の場合は含みません。

3. 人工透析療法

「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字などの他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$1/4(a+2b+c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3)「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

備考2

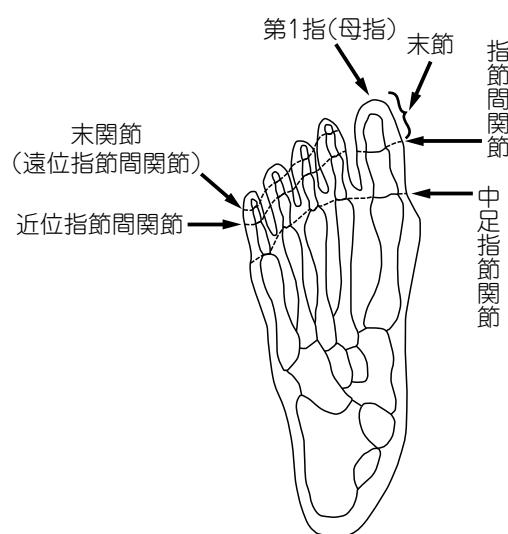
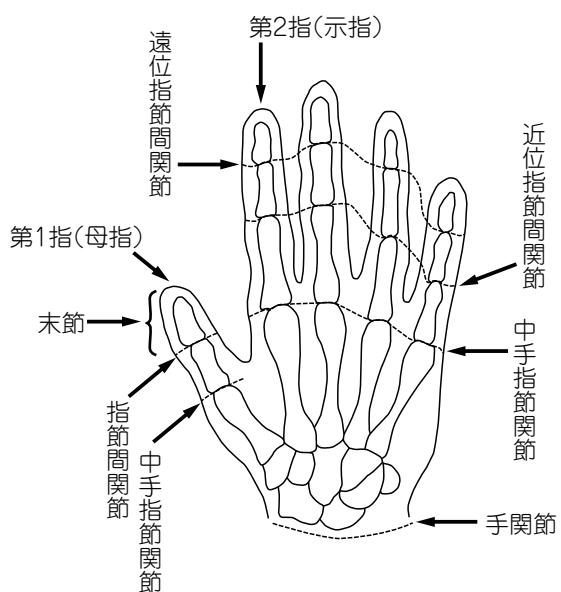
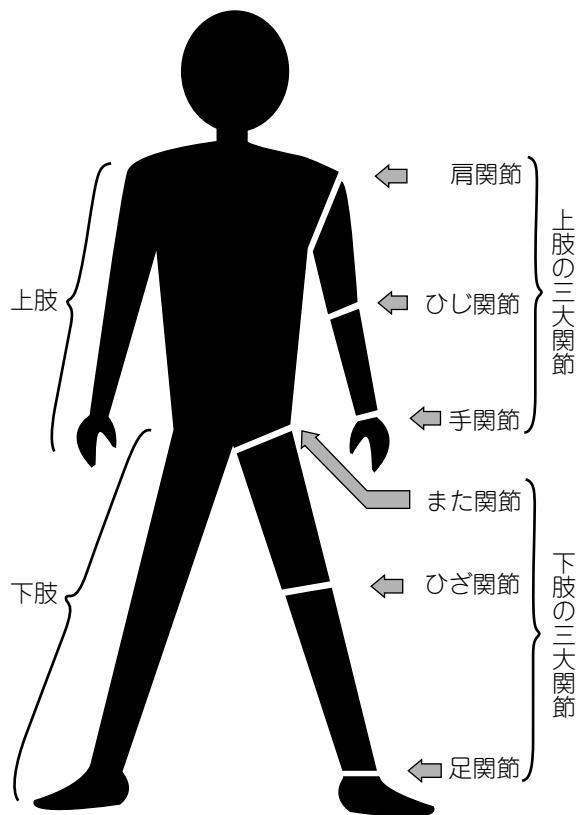
1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などにより入院している場合のことをいいます。

2. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、たとえば美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などをいいます。

身体略解図



主な保険用語のご説明

あ行

運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用にかかる費用のことをいいます。
-------	--

か行

解約控除	ご契約の解約または基本保険金額の減額などの際に、積立金額から所定の金額を差し引くことをいいます。
基本保険金額	死亡保険金、高度障害保険金をお支払いするときに最低保証する金額のこととて、ご契約の際にお決めいただきます。
契約応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる毎年のご契約日に応当する日のことをいいます。月単位の契約応当日といったときは、各月ごとのご契約日に応当する日を指します。
契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料の払込義務）を持つ人をいいます。
契約年齢	ご契約における被保険者の満年齢のことをいいます。
契約日	契約年齢・保険期間などの計算の基準日になります。
告知義務・告知義務違反	被保険者やご契約者には、現在の健康状態や職業などについて、当社が告知書や当社指定の医師の質問によりおたずねする内容（告知事項）について、事実をありのまま正確にもれなくお知らせいただく義務があります。これを告知義務といいます。 当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されたりした場合には告知義務違反となり、そのご契約が解除されることがあります。

さ行

失効	猶予期間を過ぎても2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
指定代理請求人	保険金などの受取人が保険金などを請求できない特別な事情があるときに備えて、保険金などの受取人の代理人としてあらかじめ指定された人のことをいいます。
主契約と特約	約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約は保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
診査	医師扱のご契約を申込まれた場合には、当社の指定する医師により、問診、検診をさせていただきます。また、健康維持管理を目的として受診した際の診断書などの写しにもとづく方法もあります。
責任開始期（責任開始日）	ご契約上の保障（責任）が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た行

第1回保険料相当額	ご契約のお申込みのときに払い込んでいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
積立金	特別勘定で管理、運用されている資産のうち個々のご契約にかかる部分をいい、資産の運用実績により毎日増減します。
特別勘定	ユニット・リンク保険（有期型）にかかる資産の管理、運用を行うもので、他の保険種類にかかる資産とは区別し独立して管理、運用を行います。
特別勘定繰入日	お払みいただいた保険料を特別勘定へ繰り入れる日のことをいいます。

は 行

払込期月	契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
払いもどし金	ご契約を解約されたときなどに、ご契約者に払いもどされるお金のことをいいます。払いもどし金額は特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。
被保険者	生命保険の対象となっている人をいいます。
保険関係費	お払込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用のことをいいます。
保険期間	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。 この期間内にお支払事由が発生した場合などに、保険金などをお支払いします。
保険証券	基本保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度	ご契約日からその日を含めて満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度というように、保険年度を定めます。
保険料	ご契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。
保険料の未経過分	年払契約で、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から、その月単位の契約応当日の属する保険料期間の満了日までの月数に対応する保険料相当額をいいます。

や 行

約款	ご契約内容に関する取決めを記載したものです。
ユニット数 (単位数)	特別勘定の資産のうち、各契約者の保有分を表す単位のことをいい、投資信託の場合の口数にあたるものです。
ユニットプライス (単位価格)	特別勘定の1ユニットあたりの価格のことをいいます。特別勘定資産の評価を反映して毎日計算し、公表します。特別勘定資産の単位あたりの増減を表すものです。

各種お手続き、お問い合わせについて



住所・
電話番号の変更



保険料の
振替口座の変更



改姓や
受取人などの
変更



ご契約内容の
ご照会やご確認



保険証券、
控除証明書の
再発行



保険金などの
請求手続き

ご契約者さま向けウェブサービス **Emma by アクサ**

myweb.axa.co.jp/



ご契約内容の照会をはじめ、各種お手続きについては
「Emma(エマ) by アクサ」からご利用いただけます。

積立金額や運用実績もご確認いただけます。

パソコンやスマートフォンで「Emma by アクサ」にアクセスするか、アクサ生命ホームページよりご利用ください。

アクサ生命ホームページ www.axa.co.jp/

カスタマーサービスセンター **0120-936-133**

受付時間 月～金 9:00～18:00・土 9:00～17:00(日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)

苦情などのお申出窓口

お客様相談室 **0120-030-775**

受付時間 月～金 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)

お問い合わせ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/